

目 次

○第1号（9月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会・開議	4
町長挨拶	4
諸般の報告	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定	5
日程第 3 報告第10号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について	5
日程第 4 議案第31号 吉岡町個人情報保護条例及び吉岡町情報公開条例の一部を改正する条例	8
日程第 5 議案第32号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	10
日程第 6 議案第33号 吉岡町地域福祉交流施設の設置及び管理に関する条例の制定	12
日程第 7 議案第34号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例	14
日程第 8 認定第 1号 平成28年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について	15
日程第 9 認定第 2号 平成28年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	27
日程第10 認定第 3号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	29
日程第11 認定第 4号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	32
日程第12 認定第 5号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	36
日程第13 認定第 6号 平成28年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会	

		計歳入歳出決算認定について……………	38
日程第14	認定第7号	平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出 決算認定について……………	41
日程第15	認定第8号	平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳 入歳出決算認定について……………	45
日程第16	認定第9号	平成28年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決 算認定について……………	47
日程第17	議案第35号	平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）……………	54
日程第18	議案第36号	平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 （第1号）……………	62
日程第19	議案第37号	平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予 算（第1号）……………	63
日程第20	議案第38号	平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第2号）……………	65
日程第21	議案第39号	平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正 予算（第1号）……………	66
日程第22	議案第40号	平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 （第2号）……………	67
日程第23	議案第41号	平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補 正予算（第2号）……………	69
日程第24	議案第42号	平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）……………	70
日程第25	同意第5号	吉岡町教育委員会委員の任命について……………	71
日程第26	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	72
日程第27	陳情第3号	「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関 する陳情……………	73
散	会	……………	73

○第2号（9月8日）

議事日程	第2号……………	75
本日の会議に付した事件……………		75
出席議員……………		76
欠席議員……………		76
説明のため出席した者……………		76

事務局職員出席者	7 6
開 議	7 7
日程第 1 一般質問	7 7
◇金谷康弘君	7 7
◇柴崎徳一郎君	9 5
◇小池春雄君	1 1 2
散 会	1 2 8

○第3号（9月15日）

議事日程 第3号	1 2 9
本日の会議に付した事件	1 3 1
出席議員	1 3 2
欠席議員	1 3 2
説明のため出席した者	1 3 2
事務局職員出席者	1 3 2
開 議	1 3 3
日程第 1 委員会議案審査報告（総務・文教厚生・産業建設 3 常任委員長報告）	1 3 3
日程第 2 議案第31号 吉岡町個人情報保護条例及び吉岡町情報公開条例の一部を改正する条例	1 3 7
日程第 3 議案第32号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	1 3 7
日程第 4 議案第33号 吉岡町地域福祉交流施設の設置及び管理に関する条例の制定	1 3 8
日程第 5 議案第34号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例	1 3 8
日程第 6 委員会議案審査報告（予算決算常任委員長報告）	1 3 9
日程第 7 認定第 1号 平成28年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について	1 4 0
日程第 8 認定第 2号 平成28年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 4 0
日程第 9 認定第 3号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 4 1
日程第10 認定第 4号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入	

		歳出決算認定について……………	1 4 1
日程第 1 1	認定第 5 号	平成 2 8 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算認定について……………	1 4 2
日程第 1 2	認定第 6 号	平成 2 8 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会 計歳入歳出決算認定について……………	1 4 2
日程第 1 3	認定第 7 号	平成 2 8 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出 決算認定について……………	1 4 3
日程第 1 4	認定第 8 号	平成 2 8 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳 入歳出決算認定について……………	1 4 3
日程第 1 5	認定第 9 号	平成 2 8 年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決 算認定について……………	1 4 4
日程第 1 6	議案第 3 5 号	平成 2 9 年度吉岡町一般会計補正予算（第 2 号） ……	1 4 4
日程第 1 7	議案第 3 6 号	平成 2 9 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 （第 1 号） ……	1 4 5
日程第 1 8	議案第 3 7 号	平成 2 9 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予 算（第 1 号） ……	1 4 5
日程第 1 9	議案第 3 8 号	平成 2 9 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第 2 号） ……	1 4 5
日程第 2 0	議案第 3 9 号	平成 2 9 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正 予算（第 1 号） ……	1 4 6
日程第 2 1	議案第 4 0 号	平成 2 9 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 （第 2 号） ……	1 4 6
日程第 2 2	議案第 4 1 号	平成 2 9 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補 正予算（第 2 号） ……	1 4 7
日程第 2 3	議案第 4 2 号	平成 2 9 年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 1 号） ……	1 4 7
日程第 2 4	委員会陳情審査報告（総務常任委員会報告） ……		1 4 7
日程第 2 5	陳情第 3 号	「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関 する陳情……………	1 4 8
日程第 2 6	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		1 4 9
日程第 2 7	総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		1 4 9
日程第 2 8	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		1 4 9
日程第 2 9	産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		1 4 9
日程第 3 0	予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		1 4 9

日程第3 1	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	1 4 9
日程第3 2	議会議員の派遣について	1 5 0
町長挨拶		1 5 1
閉 会		1 5 1

平成29年第3回吉岡町議会定例会会議録第1号

平成29年9月1日（金曜日）

議事日程 第1号

平成29年9月1日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第10号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について
(報告・質疑)
- 日程第 4 議案第31号 吉岡町個人情報保護条例及び吉岡町情報公開条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 5 議案第32号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 議案第33号 吉岡町地域福祉交流施設の設置及び管理に関する条例の制定
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第34号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 認定第 1号 平成28年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 認定第 2号 平成28年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 認定第 3号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第11 認定第 4号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第12 認定第 5号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第13 認定第 6号 平成27年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

- (提案・質疑・付託)
- 日程第14 認定第 7号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第15 認定第 8号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第16 認定第 9号 平成28年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第17 議案第35号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算(第2号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第18 議案第36号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第19 議案第37号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第20 議案第38号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第21 議案第39号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第22 議案第40号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第23 議案第41号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第24 議案第42号 平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第25 同意第 5号 吉岡町教育委員会委員の任命について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第26 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第27 陳情第 3号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情
(付託)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	小池春雄君
15番	岸祐次君	16番	馬場周二君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小淵莊作君
財務課長	小林康弘君	町民生活課長	福島良一君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	高田栄二君
会計課長	大澤弘幸君	上下水道課長	笹沢邦男君
教育委員会事務局長	飯嶋由紀夫君	代表監査委員	落合一宏君

事務局職員出席者

事務局長 中島 繁 主 事 田中美帆

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（馬場周二君） 皆さん、おはようございます。朝早くからご苦労さまです。

本日、平成29年第3回吉岡町議会定例会が開会されます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、平成29年第3回吉岡町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

石関町長より発言の申し入れがありましたので、これを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第3回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

本日、9月定例議会が議員各位出席のもと開会できますことに心から感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございます。

ことしの夏は、夏らしい日が少なく、ぐずついた天気が続いていますが、まだまだ残暑も盛り返す日もあるのではないかと考えております。しかし、季節は確実に変わっていることが朝晩に感じられるきょうこのごろであります。

また、これからの台風の接近や大雨による被害が心配される季節でもあります。防災対策には一層気を引き締めて臨んでいかなければならないと考えております。

さて、本定例会では、平成28年度の一般会計並びに特別会計、企業会計の決算認定を初めとする議案12件、報告1件、同意1件、諮問1件を上程させていただきました。議案24件のうち9件が平成28年度の決算認定、8件が補正予算でございます。何とぞ慎重審議の上、いずれも原案のとおり認定、可決及び同意をくださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

本日は大変お世話さまになります。

諸般の報告

議長（馬場周二君） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりです。各自お目通しいただき、諸般の報告といたします。

議事日程（第1号）により、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（馬場周二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において、3番金谷康弘議員、4番五十嵐善一議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（馬場周二君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期の決定は、議会運営委員会に付託してあります。岸委員長からの委員長報告を求めます。

岸議員。

〔議会運営委員長 岸 祐次君登壇〕

議会運営委員長（岸 祐次君） それでは、ご報告いたします。

8月25日、金曜日、全員協議会室で議会運営委員会を開催し、平成29年第3回定例会の会期及び会期日程等について協議をいたしました。

本定例会の会期は、本日9月1日、金曜日から9月15日、金曜日までの15日間に決定いたしました。

一般質問は、9月8日、金曜日、9時30分からの1日であります。

なお、会期日程の詳細につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上、ご報告いたします。

議長（馬場周二君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの岸委員長の報告のとおり、会期は本日9月1日から15日までの15日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの15日間と決定しました。なお、日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第3 報告第10号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について

議長（馬場周二君） 日程第3、報告第10号 健全化判断比率及び資金不足比率報告についてを議題といたします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 報告を申し上げます。

報告第10号 健全化判断比率及び資金不足比率報告についてご説明を申し上げます。

町では平成28年度の決算に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業ごとの資金不足比率を算定し、8月2日に監査委員の審査を受けましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によって議会に報告をするものであります。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が発生していないため比率なしとなっております。実質公債費比率は10.7%で、前年度比0.2%のプラスであります。将来負担比率は、充当可能財源が将来負担額を上回ったため、前年度に引き続き比率なしとなりました。資金不足比率につきましては、資金不足額がないため比率なしとなっております。

詳細につきましては、財務課長をして報告をさせます。

議 長（馬場周二君） 小林財務課長。

〔財務課長 小林康弘君発言〕

財務課長（小林康弘君） 健全化判断比率及び資金不足比率報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであり、いずれも平成28年度の決算に基づき算定した数値となります。

なお、健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標のことをいいます。

初めに、実質赤字比率ですが、これは一般会計、学校給食事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率となります。

平成28年度実質赤字額はありませんでしたので、実質赤字比率については比率なしとなっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、これは一般会計、特別会計の全てを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率となります。平成28年度は全ての会計において赤字額がなかったため、連結実質赤字比率については比率なしとなっております。

次に、実質公債費比率ですが、地方債の元利償還金とこれに準ずる一部事務組合や公営企業会計の地方債償還に対する負担金等の準元利償還金などが一般財源のうちどのくらいの割合を占めているかを指標化したものとなります。吉岡町の実質公債費比率は10.7%で、前年度比0.2%のプラスとなりました。この要因としましては、実質公債費比率の算定式において分子の元利償還金が臨時財政対策債やまちづくり交付金事業債の償還などにより増加したことによるもののほか、分母においては標準財政規模が増加している

ものの、過去3カ年の平均の比率となりますので、まちづくり交付金事業債の償還が本格化する前の低い単年度比率が平均値の対象から外れたことなどによるものとなります。

なお、早期健全化の基準は25%でありまして、吉岡町は基準以下となっております。

次に、将来負担比率ですが、将来負担比率は、一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担金等の現時点での残高の程度を指標化しているもので、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。早期健全化基準は35%となっておりますが、吉岡町では将来負担額を充当可能財源が上回ったため、前年度に引き続き比率は発生しませんでした。

次に、資金不足比率ですが、公共下水道事業、農業集落排水事業、水道事業、いずれも資金の不足はなく、資金不足比率については比率なしとなっております。

なお、監査委員さんには、平成29年8月2日に審査をお願いし、平成29年8月9日付で審査結果報告をいただいております。審査した結果、適正に算定及び作成がされているとの確認をいただきました。

本町の比率につきましては、早期健全化基準等を下回っており、健全な財政となっておりますが、今後も各事業を精査し、より一層財政の健全化に努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、済みません。なお、ちょっとうちのほうで説明を間違ったようです。将来負担比率につきましては、早期健全化基準は35と言いましたが、ごめんなさい。350%の間違いでございます。以上です。

議長（馬場周二君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 実質公債費比率でございますが、平成24年度9.0%、25年度9.5%、26年度10.0%、27年度10.5%、そして本年度10.7%と、毎年上昇しているわけでありまして。比率が上がるということは、当然ながら財政を圧迫するということでございますので、当然改善しなければならないと思うわけでありまして。

6の意見、要望等でございますが、実質公債費比率については、平成29年度の数値がピークになることが見込まれているとありますが、それではその平成29年度に数値がピークとなる、その見通しの比率はどれぐらいかお答えください。

また、今後も町として対策をとり、比率を下げていくことができるよう努めるとありますが、多分この比率は横ばいの状態で推移すると思われるわけでございますが、私も経験上におきまして、短期的に改善とはなかなかいかないと思うわけでございますが、具体的

な施策がありましたらお答えください。

議長（馬場周二君） 小林財務課長。

〔財務課長 小林康弘君発言〕

財務課長（小林康弘君） この実質公債費比率につきましては、この平成28年度につきましては、10.7%という形になっておりまして、今後またそれがピークになっていくと思われま
す。そして、ただ、平成29年度につきましては、また、対応についてちょっと先にお話
しさせていただきますと、交付税措置のある起債の借り入れとか、また、補助金の有効活
用、そして財政調整基金の活用等も行いながらやっていくということは基本にあると思わ
れるんですが、そのほかに、今回議案第35号であります一般会計の補正予算（第2号）
におきまして、一部起債の町債の繰り上げ償還を行うことを予定しております。

このことによって、かなりこの実質公債費比率の抑制効果、削減効果が図られるのかな
というふうに考えているところでございます。

平成29年度のピーク時の実質公債費比率の想定なんです、ちょっとごめんなさい。
資料が今見つかりませんので、また後で確認させていただきます。

議長（馬場周二君） ほかにございせんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第4 議案第31号 吉岡町個人情報保護条例及び吉岡町情報公開条例の一部を改 正する条例

議長（馬場周二君） 日程第4、議案第31号 吉岡町個人情報保護条例及び吉岡町情報公開条
例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第31号 吉岡町個人情報保護条例及び吉岡町情報公開条例の一部を改正する条例
につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する情
報の公開に関する法律の一部を改正されたことにより、吉岡町個人情報保護条例及び吉岡
町情報公開条例の一部を改正をお願いするものであります。

詳細につきましては、総務政策課長より説明させますので、審議の上、可決くださいま

すようよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（馬場周二君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） それでは、説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、個人識別符号などにより個人情報の定義が明確化されたこと、また、要配慮個人情報の定義がされたこと等によるものでございます。

それでは、改正点を新旧対照表でご説明させていただきます。

最初に、第1号における改正でございますけれども、左側「新」と書いてありますのが改正案でございます。右側「旧」と書いてあるのは現行の条例でございます。

まず、吉岡町個人情報保護条例新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第2条第1号における改正についてでございますけれども、今まで条例におきまして個人情報として定義されていなかった「顔認識データ」「声紋データ」「旅券番号」「運転免許証の番号」「基礎年金番号等」を「個人識別符号」として定義をし、個人情報保護の対象とすることとされたものでございます。

個人識別符号の定義は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律における定義と整合性を図るものでございます。

続いて、第2条第2号でございますけれども、5分の1ページが一番下の部分でございますけれども、本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要する個人情報として「要配慮個人情報」の定義を加えるものでございます。

この「要配慮個人情報」の定義についても行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律における定義と整合性を図っているものでございます。

号番号の改正につきましては、「要配慮個人情報」の定義を第2号として今回加えたことによる改正となります。

続いて、5分の2ページをごらんいただきたいと思います。

第6条の改正でございます。第6条は「収集の制限」についての規定でございます。第2項において収集制限の範囲を規定しております。現行の収集制限は、右側の旧の欄の1号及び2号に記載されているとおりでございますけれども、今回の法改正の趣旨に鑑み、「要配慮個人情報」の全てを収集制限するものでございます。第3項では引用している情報が「要配慮個人情報」として定義したことにより、語句を改めるものでございます。

続きまして、5分の3ページをごらんいただきたいと思います。

第7条の改正でございます。吉岡町が個人情報を取り扱う事務を開始する際の届け出について定めているものでございます。「要配慮個人情報」を定義したことにより、「要配

慮個人情報」を取り扱う事務につきましては、その旨を記載することとする改正となりました。

続いて、第17条、5分の3ページ、中段でございますけれども、第17条の改正についてでございます。「個人識別符号」が定義され、個人情報保護条例の対象となったことによる改正となります。

続きまして、5分の4ページ、中段をごらんいただきたいと思います。

第18条の改正でございます。こちらは、部分開示について定めているわけでございますけれども、個人識別符号が定義されたことにより、部分開示を行う際の要件の部分に「個人識別符号」を加える改正となります。

続いて、同じく5分の4ページの下段になりますけれども、第23条の改正でございます。こちらは、字句の訂正になります。

続いて、5分の5ページをごらんいただきたいと思います。

第45条の改正でございますけれども、こちらは法律上の言葉に合わせる形で「決定」という文言を「裁決」に改めるものでございます。

続いて、第2条による改正の吉岡町情報公開条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第7条第1号の改正でございますけれども、こちらにつきましては、個人情報が記載されているものを開示できない旨規定されているわけでございます。個人情報の定義を変更したことに伴い、それにあわせ改正するものでございます。

次に、議案書本文をごらんいただきたいと思います。議案書本文の裏面、2ページ目をごらんいただきたいと思います。

附則でございます。公布の日から施行とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいまの議題となっております議案第31号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第32号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第5、議案第32号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償損害賠償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第32号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償損害賠償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に能率給を加えるため、所要の改正をお願いします。

なお、詳細につきましては、総務政策課長より説明をさせていただきますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕荘作君発言〕

総務政策課長（小渕荘作君） 今回の条例改正は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について、先ほど町長が申し上げましたように、能率給を新たに設けるものでございます。

具体的には、新農業委員制度において農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、農地集積や遊休農地の解消等の活動、成果に応じた報酬を基本的な報酬に上乘せして支払うことを目的に国において創設されました農地利用最適化交付金を能率給として支払うものとなります。

金額の根拠についてご説明させていただきます。この交付金は、実績に応じた交付金となります。実績の基礎となるものが2項目あるわけでございますけれども、1つ目は、農業の担い手への農地集積面積、そして、2つ目が遊休農地の発生防止及び解消についてとなります。

この2項目についてそれぞれ実績に応じた点数をつけまして、その点数に応じた金額が交付金として交付されることとなっております。よって、交付金の金額は、年度ごとに異なる可能性があります。その交付金の年額を農業委員及び農地利用最適化推進委員の人数で割った場合の最高額の年額を48万6,000円を下回らない金額ということで、能率給の上限として設定をさせていただき、実績に応じて交付金を配分したいと考えているところでございます。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

左側、「新」と書いてあるのが改正案であります。右側、「旧」と書いてあるのは現行の条例でございます。下線部分が改正箇所となります。

まず、第1条の改正は、報酬についてでございます。出務時間が3時間以内の場合規定の報酬を半額とするただし書きを加えるものでございます。この規定は、旧条例第3条に

において規定してございましたけれども、今回の改正において第1条のただし書きとする見直しを行ったものでございます。

次に、第3条の改正でございますけれども、こちら報酬の支給期日についてでございます。年額の報酬については、2分して9月及び3月に支払うと規定されておりますけれども、今回の能率給につきましては、交付金の確定時期が不明瞭であるため、例外規定として設けるものでございます。

第3条第2項の追加する改正でございますが、こちらは、旧条例第3条第1項に規定されておりました支給日が休日の場合の処理についての規定を第2項として規定し直したものでございます。

続いて、別表の改正でございますけれども、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬にそれぞれ能率給として「年額48万6,000円以内で町長が別に定める額」を加えるものでございます。

次に、議案書本文に戻っていただきまして、附則でございます。農地利用最適化交付金は、新農業委員制度に移行した市町村から交付の対象となります。吉岡町においては、平成29年4月27日からの移行となりますので、遡及して適用させる必要があるため、「公布の日から施行し、改正後の吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成29年4月27日から適用する」とするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第32号は、総務常任委員会に付託します。

日程第6 議案第33号 吉岡町地域福祉交流施設の設置及び管理に関する条例の制定

議長（馬場周二君） 日程第6、議案第33号 吉岡町地域福祉交流施設の設置及び管理に関する条例の制定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第33号 吉岡町地域福祉交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

現在駒寄小学校の西で改修工事を行っております建物を町の福祉活動の拠点の一つとして設置したいため、地域福祉交流施設の設置及び管理に関する条例を定めたものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、説明をさせていただきます。

第1条は、本条例の趣旨として、先ほど町長の説明のあった建物を町の地域福祉交流施設として設置、管理するものであります。

第2条としては、設置の目的として、地域住民の交流の促進及び福祉の増進を図りたいためのものです。認知症カフェとして、また、ボランティア活動をしていただいている会員さんの高齢化が進み、減少傾向にあります。ボランティア会員の発掘が必要となります。ボランティア意識が芽生える場所として活用していきたいというふうを考えております。

第3条は名称及び位置、第4条は本施設の管理を町長といたします。

第5条で委任として、本施設の管理に関し必要な事項は規則で定めます。

附則、この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。現在施設が完成しておりませんので、公布の日から起算しまして、3月を超えない範囲内、日にちにして12月14日というふうになりますけれども、この期間で施行日としまして、その施行日につきましては、規則で定めるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） これは、人づてに聞いたので間違いだったら申しわけないと思うわけですが、私も去年の10月ごろ駒寄地区に認知症カフェをつくろうという形で、当初その人は何とか本年度の末には何とかオープンさせたいという話で持ってきておりました。それは、ちょっと無理かなと思ったわけですが、4月になって、その実施場所を見てみますと、8月30日という形になって、9月からのオープンかなと思ったわけですが、どうも現在また上毛新聞にも載ってございましたとおり、11月、また12月にずれ込むかなと思うわけですが、また、金額に関しましても当初の予算から、正

確に私も把握はしていないんですが、3倍になるという話を聞いております。

どうも流れといたしましては、実に長き、また金額も上がるわけでごさいます、こちら辺の推移を残念ながら文教厚生委員でちょっと細かいところをこの辺の推移を説明お願いいたします。

議長（馬場周二君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 先ほど附則のところの説明をさせていただきましたけれども、施行日につきましては、12月14日までにはするというので、条例で定めさせていただきました。

工事費が3倍になるとかというふうなお話ですけれども、そのようなこともございません。今回につきましては、補正予算でもその件に関しましては、乗せておりません。

若干の契約等の変更なり、設計の見直し等はございますけれども、議員が言われるような状況にはございません。以上です。

議長（馬場周二君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第33号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第7 議案第34号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第7、議案第34号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第34号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改めるものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明をさせていただきますので、新旧対照表をごらんください。

右側の「旧」が現行、左側の「新」が改正案というものでお願いするものでございます。

右側の「旧」の現行では、「町は被保険者、第1号被保険者の配偶者もしくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主、その他その世帯に属する者、またはこれらであった者が正当な理由なしに法第202条第1項の規定」、この法の規定につきましては、「被保険者等に関する調査」についての規定でございます。端的に言いますと、「町は、被保険者、第1号被保険者の世帯員等が被保険者等に関する調査について文書等の提出に従わず、または虚偽の答弁をしたときは過料を科する」というものでございます。これを左側の改正案では、第1号被保険者の世帯員等でなく、第2号被保険者も含めた「被保険者」としまして改めるものでございます。

議案書を見開きください。

附則としまして、「この条例は、公布の日から施行する」でございます。

よろしくお願いたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第34号は、文教厚生常任委員会に付託します。

ここで休憩をとります。再開を10時30分といたします。

午前10時09分休憩

午前10時30分再開

議長（馬場周二君） それでは、会議を再開します。

日程第8 認定第1号 平成28年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（馬場周二君） 日程第8、認定第1号 平成28年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

認定第1号 平成28年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し

上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度吉岡町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認
定くださいますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 大澤会計課長。

〔会計課長 大澤弘幸君発言〕

会計課長（大澤弘幸君） 本決算書は、1ページから374ページまでとなっており、別冊として1
ページから198ページまでの主要施策の成果説明書及びA4判でホッチキスどめの決算
参考資料を添付しております。

主要施策の成果説明書は、一般会計から各特別会計の主要な施策の成果等について、課
ごとに記載しております。

A4判ホッチキスどめの決算参考資料につきましては、資料番号1番としまして、一般
会計主要事業決算状況一覧表、資料番号2番として、一般会計歳入年次推移（収入済額）、
資料番号3番として、渋川地区広域市町村圏振興整備組合年度別負担金推移、資料番号4
番として、自治会関係支出金一覧、資料番号5番として、町債年度末現在高、資料番号6
番、不納欠損額の年次推移、資料番号7番、繰越明許計算書関係、資料番号8番、引き上
げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費、その他社会
保障施策に要する経費（平成28年度決算）、資料番号9番として、用語解説を掲載して
おります。参考にごらんいただければと思います。よろしくお願いたします。

それでは、決算書の説明をさせていただきます。初めに3ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は72億4,736万8,889円、歳出総額は7
1億7,607万4,991円、歳入歳出差し引き額は7,129万3,898円、翌年
度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額は5,493万2,000円、実質収支額は1,
636万1,898円でした。

前年度と比較いたしますと、歳入総額につきましては、4億7,685万5,887円
の増、増減率では7.0%の増でした。歳出総額につきましては、4億3,846万4,
584円の増、6.5%の増でした。

実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。

続いて、決算書4ページから7ページは一般会計歳入歳出決算書の歳入、8ページから
11ページは、その歳出となっています。12、13ページは、歳入歳出事項別明細書の
総括で、歳入の部となっております。

14ページからの事項別明細書で説明いたします。

1 款町税の収入済額合計は2 4 億5, 1 5 4 万1, 5 0 6 円で、前年度と比較しますと4, 3 5 2 万1 0 7 円の増、1. 8%の増となっております。収納率は9 5. 9%で、前年の9 4. 4%から比べると1. 5ポイント上昇しております。

1 款1 項の町税、町民税の収入済額は1 1 億2, 8 6 8 万4, 7 9 4 円、不納欠損額1 1 0 万9 3 4 円、収入未済額4, 0 9 2 万8, 3 6 6 円です。不納欠損の該当者は、個人1 3 人、法人3 社です。収入未済の該当者は、個人2 3 7 人、法人2 1 社です。

2 項固定資産税は、収入済額1 0 億8, 0 9 6 万2, 9 4 3 円、不納欠損額7 5 万9, 4 6 8 円、収入未済額5, 9 1 9 万2, 1 9 4 円。不納欠損の該当者は1 2 人、収入未済の該当者は3 2 7 人です。

3 項軽自動車税は、収入済額6, 0 7 5 万5, 8 2 4 円、不納欠損額1 8 万8 0 0 円、収入未済額1 6 6 万4, 3 0 9 円。不納欠損の該当者は1 1 人、収入未済の該当者は1 7 6 人です。

4 項町たばこ税は、収入済額1 億6, 9 7 7 万1, 8 4 5 円。

5 項入湯税は、収入済額1, 1 3 6 万6, 1 0 0 円でした。

町税の収入状況等は、主要施策の成果説明書の3 7 ページをごらんください。

町民税個人、法人、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税の平成2 6 年度から2 8 年度までの収入状況となっております。

不納欠損額につきましては、別添の資料6 番、年次推移として一般会計、特別会計まで記載しております。一般会計は1 ページから2 ページ、特別会計は3 ページからとなっております。

決算書1 4、1 5 ページに戻っていただきまして、2 款から1 1 款につきましては、国または県が徴収し、定められた割合で譲与または交付されたものでございます。

2 款地方譲与税は、収入済額8, 6 7 4 万6, 0 0 0 円、前年度と比較しますと1 1 2 万円の減、1. 3%の減でした。

3 款利子割交付金は、収入済額2 4 0 万3, 0 0 0 円。前年度比1 4 7 万9, 0 0 0 円の減、3 8. 1%の減でした。

4 款配当割交付金は、収入済額7 7 0 万5, 0 0 0 円。前年度比4 5 7 万1, 0 0 0 円の減、3 7. 2%の減でした。

1 6 ページ、1 7 ページに移ります。

5 款株式等譲渡所得割交付金、収入済額4 5 1 万4, 0 0 0 円。前年度比7 9 3 万6, 0 0 0 円の減、6 3. 7%の減でした。

6 款地方消費税交付金、収入済額3 億2, 0 2 1 万3, 0 0 0 円。前年度比2, 3 5 6 万1, 0 0 0 円の減、6. 9%の減でした。

7款ゴルフ場利用税交付金、収入済額129万282円。前年度比6万3,723円の減、4.7%の減でした。

8款自動車取得税交付金、収入済額1,984万7,000円。前年度比106万7,000円の増、5.7%の増でした。

9款地方特例交付金、収入済額2,392万円。前年度比較203万9,000円の増、9.3%の増でした。

10款地方交付税、収入済額11億9,227万1,000円。前年度比4,080万3,000円の減、3.3%の減でした。

18、19ページに移ります。

11款交通安全対策特別交付金、収入済額386万2,000円。前年度比30万9,000円の減、7.4%の減でした。

主要施策の成果説明書の25ページをお願いいたします。

普通会計の収入状況として、地方税から地方債まで、構成比、増減率などをそれぞれ記載しております。

また、決算参考資料の資料番号9、用語解説、6ページから9ページには地方譲与税から交通安全対策特別交付金の解説を記載しております。参考にごらんいただければと思います。

決算書18ページ、19ページに戻りまして、12款分担金及び負担金、収入済額1億5,794万4,670円、前年度と比較して287万7,520円の増、1.9%の増でした。1項負担金1目民生費負担金2節児童福祉費負担金、保育運営費保護者負担金において不納欠損額35万4,000円、収入未済額654万3,050円となっております。不納欠損の該当者は6人、収入未済額該当者は58名です。

続いて、13款使用料及び手数料は、収入未済額3,583万4,154円。前年度比24万826円の増、0.7%の増でした。1項使用料1目農林水産使用料、収入済額390万7,000円。2目土木使用料、収入済額1,503万2,430円。

20ページ、21ページに移りまして、21ページ上段、2節住宅使用料は、収入済額1,273万2,650円、収入未済額は329万8,230円。収入未済の該当者は8件です。3目教育使用料は、収入済額571万7,520円でした。

2項手数料の1目総務手数料から22ページ、23ページの上段、2目衛生手数料、3目農業手数料まで、収入済額1,117万7,204円でした。

次に、14款国庫支出金は、収入済額12億7,173万6,928円。前年度と比較しますと3億1,410万1,884円の増、32.8%の増となっております。増額の主な要因といたしましては、決算書23ページ下段で公立学校施設整備費国庫負担金（明

治小学校校舎増築事業)で9,394万7,000円、25ページの中ほど、児童福祉費国庫補助金で、保育所等整備交付金(私立保育所等施設整備助成事業)1億3,155万円、その1行下で学童保育事業費国庫補助金、子ども・子育て支援整備交付金(学童クラブ施設新築事業)3,077万4,000円、25ページ下段の土木費国庫補助金で南下城山防災公園事業補助金4,275万5,000円、1行下で社会資本整備総合交付金(駒寄スマートIC)1億3,290万9,670円などによるものです。

次に、決算書28、29ページで、15款県支出金、収入済額6億3,351万824円、前年度比1億7,109万9,053円の減、21.3%の減でした。減額の主な要因は、前年度の群馬県安心こども基金事業(保育所等緊急整備事業)県補助金が1億7,233万6,000円の減額、被災者向け経営体育成支援事業県補助金が1億1,467万9,000円の減額に対して平成28年度は33ページ中ほどの児童福祉費県補助金で認定こども園施設整備交付金(私立保育所等施設整備助成事業)1億280万2,000円の増額などとなっており、減額が増額を上回ったことによるものです。

次に、決算書36、37ページで、16款の財産収入、収入済額625万2,874円、前年度比170万8,020円の減、21.5%の減でした。

1項2目利子及び配当金が主なものとなります。財政調整基金利子から収入印紙等購買基金利子まで、収入済額449万5,778円でした。

次に、決算書38、39ページ。

17款寄附金は、収入済額4,079万5,000円。前年度比3,773万1,000円の増、1,231.4%の増となっております。一般寄附金は7件、3,672万6,000円、ふるさと納税は27件、406万9,000円でした。

次に、18款繰入金は、収入済額3億9,965万3,237円。前年度比3億8,651万366円の増、2,940.8%の増となっております。主なものは、2項2目財政調整基金繰入金3億8,000万円でございます。

次に、19款繰越金は3,290万2,595円、前年度比8,437万2,809円の減、71.9%の減です。前年度からの繰越金です。

次に、決算書40ページ、41ページ。

20款諸収入は、収入済額1億3,562万5,819円。前年度比6,029万789円の増、80.0%の増でした。1項の延滞金加算金及び過料は、収入済額439万2,432円、1,042件分です。3項貸付金元利収入、収入済額500万円、勤労者生活資金融資預託金です。4項受託事業収入、収入済額600万円、渇水対策施設管理費(水道分)です。5項雑入は、収入済額1億2,023万3,387円です。主なものは、決算書45ページの上から4行目、地域活動支援センターよしおか負担金1,170万4,

500円、中段の駒寄スマートIC大型化事業に係る前橋市負担金8,213万6,277円、同じく、最後の行で駒寄スマートIC大型化事業に係る前橋市負担金（繰越明許）で258万9,320円などとなっております。

次に、21款町債は、収入済額4億1,880万円、前年度比3,450万円の減、7.6%の減となっております。1項1目1節臨時財政対策債は2億6,700万円でした。

決算書46、47ページに移ります。

一般補助施設整備等事業債（地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業）（繰越明許）は、収入済額620万円、緊急防災・減災事業債（南下城山防災公園整備事業）は収入済額3,070万円、学校教育施設等整備事業債は、明治小学校校舎増築事業で収入済額8,450万円、駒寄小学校トイレ改修事業（繰越明許）が3,040万円で行いました。

決算の参考資料、資料番号5、町債年度末現在高をごらんください。

一般会計から水道事業会計の全会計では、89億7,917万7,808円で、前年度の合計と比較しますと3億7,906万9,341円の減、4.1%の減となっております。

決算書46、47ページに戻っていただきまして、歳入合計は収入済額72億4,736万8,889円、不納欠損額は239万5,202円、収入未済額は1億1,162万6,149円でした。

次に、歳出に移ります。

決算書48、49ページは、歳出の総括となります。

50ページ、51ページからの事項別明細書で説明をさせていただきます。

初めに、1款1項の議会費です。支出済額1億161万4,637円。前年度と比較しますと102万6,222円の減、1.0%の減でした。主な支出は、1節報酬で3,880万8,000円、11節需用費で議会広報費226万4,014円、13節委託料で議会映像配信業務委託172万3,680円などとなっております。

続きまして、52ページ、53ページで、2款総務費、支出済額7億8,590万9,544円、前年度と比較しますと2,362万5,948円の減、2.9%の減でした。主な事業につきましては、決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧表をごらんください。

主要事業一覧表は、款項目、区分、事業名、決算額、予算額、決算額内訳、財源内訳、決算書掲載ページ、事業内容及び実績、課名室名、分野が記載してあります。

歳出の説明は、決算書に沿って、この主要事業決算状況一覧を参考としてごらんください。

1 ページ目の最初に記載してありますのが補助金等審査委員会関係で、報酬や需用費など12万516円の支出となっております。2番目として、第3次行政改革大綱策定業務委託料で194万4,000円の支出となっております。決算書では55ページの中ほどより少し下段の13節委託料の欄の1行目に掲載しております。

続いて、1つ下の行に入りまして、自治会事務委託料3,653万2,800円、これにつきましては、資料番号4、自治会関係支出金一覧をごらんください。

13自治会それぞれ事務委託料、集会施設維持管理交付金、地域づくり振興事業補助金、集会施設地代助成事業補助金、振興助成事業補助金、集会施設等整備事業補助金、魅力あるコミュニティ助成事業助成金などが記載されております。

続いて、決算書56ページ、57ページに移りまして、3目財政管理費13節委託料で公共施設等総合管理計画策定業務1,636万2,000円を支出しております。これは、料番号1の主要事業決算状況一覧表では2ページに記載しております。

続いて、決算書62ページ、63ページに移りまして、6目企画費13節委託料でホームページ改修委託料399万6,000円、資料番号1の主要事業決算状況一覧では3ページに掲載しております。

続きまして、決算書64、65ページ、8目諸費13節委託料で放課後児童見守りパトロール委託料218万2,400円、14節使用料及び賃借料で防犯灯リース料209万9,772円、15節工事請負費で防犯カメラ設置工事299万9,512円、10目交通対策費15節工事請負費で道路交通安全施設工事552万7,872円の支出となっております。主要事業決算状況一覧では5ページに掲載しております。

続きまして、決算書66、67ページ。

12目電子計算費で13節委託料、導入作業費（繰越明許）1,470万4,200円の支出、これは地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業として実施したものです。資料番号1の主要事業決算状況一覧では5ページになります。

続きまして、決算書68、69ページ。

14目温泉事業費13節委託料、緑地運動公園及びリバーピア吉岡指定管理料で1,890万円、15節工事請負費で太陽光設備修繕工事、井戸水中ポンプ交換工事、クラブハウス床張りかえ工事などで881万5,186円の支出となっております。主要事業決算状況一覧では6ページに掲載しております。

続きまして、決算書72、73ページ。

2目参議院議員選挙費818万4,566円の支出となっております。主要事業決算状況一覧では7ページに記載しております。

次に、決算書74、75ページに移りまして、下段の3款民生費は、支出済額27億2,

730万3,321円、前年度と比較しますと3億1,173万2,661円の増、12.9%の増となっております。

決算書76ページ、77ページに移りまして、3款1項1目社会福祉総務費、支出済額1億5,336万9,862円、主要事業決算状況一覧では8ページと9ページに記載しております。臨時福祉給付金事業は1,142万7,123円、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業は4,865万7,122円の支出となっております。

続いて、決算書80、81ページ。

4目老人福祉費、支出済額2億225万3,293円、主要事業決算状況一覧では10ページに記載しております。主な支出は、敬老祝い金品支給事業649万9,672円、対象者は80歳、85歳、222名、88歳、90歳、95歳、101歳以上150名、100歳9名の方々に祝い金や祝い品を支給したものです。次に、在宅で介護している介護者の労をねぎらうための寝たきり老人介護慰労金事業388万円、対象者は106名でした。介護保険事業特別会計繰出金は1億7,778万9,402円でした。

続いて、決算書82、83ページ。

6目障害者福祉費、支出済額3億5,290万7,169円、主要事業決算状況一覧では11ページ、12ページに記載しております。主な支出は、障害を抱える方の日常生活及び社会生活を支えるため、障害福祉サービス費、補装具費、障害者医療費等の支給を行う障害者自立支援事業で、2億5,455万9,413円、障害児支援事業で5,724万7,291円となっております。

続いて、決算書84ページ、85ページ、下段で7目医療福祉費、支出済額2億742万176円、主要事業決算状況一覧では12ページに医療費無料化事業ということで記載しております。内容は、子ども、重度心身障害者、母子・父子家庭の方々の健康管理の向上に寄与するために社会保険等で医療を受けた場合の自己負担分を公費で負担するものです。

続いて、決算書86ページ、87ページ、9目老人福祉センター費、支出済額1,862万4,000円、主要事業決算状況一覧では12ページ下段に記載しております。内容は、老人福祉センター指定管理料です。

続いて、10目後期高齢者医療費では支出済額1億7,726万9,164円、主要事業決算状況一覧では13ページ上段に記載しております。内容は、19節負担金補助及び交付金で、療養給付費負担金として1億3,767万2,900円、29節繰出金で後期高齢者医療事業特別会計への繰出金として3,959万6,260円となっております。

次に、決算書90ページ、91ページ、2項児童福祉費2目児童手当費、支出済額4億736万143円、主要事業決算状況一覧では14ページに記載しております。

次に、3目児童保育費、支出済額10億7,289万5,283円、主要事業決算状況一覧では14ページから16ページに記載しております。主な支出は、13節委託料で、保育運営費委託料6億7,327万2,8000円、これは町内在住の乳幼児が通う町内外の私立認可保育所に対して委託料を支払ったものです。また、19節負担金補助及び交付金で施設型給付費1,737万7,942円、これは町内在住の乳幼児が通う町内外の認定こども園・保育所・幼稚園等に対して支払ったものです。

次に、同じ19節負担金補助及び交付金で、私立保育所等施設整備補助金3億419万6,000円、これは駒寄幼稚園の園舎建てかえに対するの助成です。

次に、決算書92、93ページ、5目に学童保育事業費、支出済額9,716万6,426円、主要事業決算状況一覧では16ページ下段から17ページに記載しております。主な支出は13節委託料で、吉岡町社会福祉協議会へ学童クラブ指定管理料1,546万6,784円の支出、また、学童クラブ施設新築事業として、15節工事請負費で5,626万8,000円、17節公有財産購入費で1,900万円の支出などとなっております。

次に、決算書94ページ、95ページ、4款衛生費は、支出済額6億1,059万4,229円、前年度と比較すると499万720円の減、0.8%の減でした。

初めに、4款1項1目保健衛生総務費は、支出済額2億6,353万3,896円、主な支出は主要事業決算状況一覧では18ページ、決算書では96、97ページ、19節負担金補助及び交付金で、環境負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図るための住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金595万5,000円、該当は63件でした。続いて、28節繰出金で国民健康保険事業特別会計の繰出金1億1,307万1,176円、水道事業会計への繰出金3,000万円を支出いたしました。

続いて、2目予防費、支出済額6,394万4円、主な支出は、13節委託料で予防接種委託料6,299万353円です。

次に、3目母子衛生費、支出済額3,351万1,503円、主な支出は、決算書98ページ、99ページ、主要事業決算状況一覧は19ページ、20ページで、13節委託料、妊婦健康診査委託料1,921万4,870円、20節扶助費、特定不妊治療費366万9,000円、一般不妊治療費35万7,000円などです。

次に、決算書100ページ、101ページ、主要事業決算状況一覧は20ページ、21ページです。

4款1項4目健康増進費で、主な支出は13節委託料で、健康審査委託料3,155万2,786円となっております。疾病の早期発見、早期治療につなげるため、がん検診のほか、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診等を実施いたしました。そのほか、19節負担金

補助及び交付金ではよしおか健康No.1プロジェクト事業補助金で113万9,350円を支出しております。

次に、5目環境衛生費、支出済額1,103万2,740円、主なものは、19節負担金補助及び交付金で、公共下水道エリアと農業集落排水エリア以外の区域で開発事業を除く一般住宅を対象とした合併浄化槽の設置整備事業費補助金351万円を支出しております。

次に、決算書102、103ページで、2項清掃費2目塵芥処理費、13節委託料で一般ごみ収集委託料4,023万円、19節負担金補助及び交付金で渋川広域負担金（ごみ運営等）1億1,427万9,000円、資源ごみ回収事業補助金431万9,980円が主な支出となっております。

次に、5款労働費は、支出済額1,667万9,021円、前年度と比較すると67万5,742円の減、3.9%の減でした。主要事業決算状況一覧では22ページとなります。主な支出は、19節負担金補助及び交付金で勤労者住宅資金利子補給事業1,105万9,134円、21節貸付金で勤労者生活資金融資預託金500万円などです。

次に、6款農林水産業費は、支出済額2億9,182万3,030円、前年度と比較すると1億3,791万9,009円の減、32.1%の減でした。主な支出は、決算書106ページ、107ページ、主要事業決算状況一覧は22ページ、3目農業振興費で小倉地区の乾燥芋の増産化や高付加価値化、流通経路の拡大などを目指すための地域特産品生産体制構築事業委託料999万円、決算書108、109ページ、青年就農給付金給付事業375万円などです。

次に、5目農地費、主要事業決算状況一覧表は23ページ、19節負担金補助及び交付金で、群馬用土地改良区が事業主体となり農業用水路の布設がえ工事を実施した小規模農村整備事業で負担金825万1,200円、決算書110ページ、111ページの群馬用水施設緊急改築事業償還負担金1,289万8,552円が主な支出です。

続いて、6目地籍調査費は支出済額2,795万3,923円、主要事業決算状況一覧表は24ページです。主なものは、13節委託料の地籍調査業務委託料1,942万9,200円です。

続いて、7目渇水対策施設維持管理費、支出済額2,302万6,301円、主要事業決算状況一覧表は25ページです。主なものは、11節需用費で、電気料1,005万8,994円、15節工事請負契費、高崎渋川線バイパス新設工事（3期工区）に伴う管路移設工事454万6,800円、決算書112ページ、113ページに行きまして、18節備品購入費で小倉揚水機場揚水ポンプ購入費626万4,000円などです。

続いて、8目農業集落排水事業費で農業集落排水事業特別会計繰出金1億725万5,

963円の支出でした。

次に、決算書、114、115ページ、7款商工費は、支出済額3,327万1,931円、前年度と比較すると1,901万6,183円の減、36.4%の減でした。主な支出は、1項商工費1目商工総務費19節負担金補助及び交付金で、商工会振興事業補助金630万円、住宅リフォーム促進事業補助金159万1,000円、中小企業制度利子補給金352万4,088円などです。

続いて、決算書116、117ページ、8款土木費は、支出済額7億3,427万6,814円、前年度と比較すると1億6,136万731円の増、28.2%の増でした。主な支出は、決算書118、119ページ、8款2項1目道路橋梁総務費で、大榛橋かけかえ事業負担金（榛東村施行）615万2,629円、続いて、決算書120、121ページの下段、5目橋梁維持費で13節委託料、橋梁点検業務委託902万8,800円、続いて、決算書122、123ページの上段で15節工事請負費、橋梁維持補修工事（補助）で725万7,000円、続いて、決算書126、127ページ、主要事業決算状況一覧では29、30ページ、8款4項2目都市施設費、南下城山防災公園整備事業で15節工事請負費、建設工事（南下城山防災公園）4,040万円、17節公有財産購入費、用地買収費（南下城山防災公園）3,200万7,066円、また、駒寄スマートIC大型車対応化事業でNEXCO東日本への業務委託、文化財調査業務委託、事業認定に係る環境影響調査業務委託などで、委託料5,593万4,232円、繰越明許分として、NEXCO東日本への業務委託料767万2,062円、17節公有財産購入費で用地買収費（スマートIC）1億7,476万6,320円、19節負担金補助及び交付金で駒寄スマートIC大型車対応化事業負担金848万7,332円、22節補償補填及び賠償金で補償費（駒寄スマートIC）1,095万3,400円などとなっております。

続いて、3目下水道費で、公共下水道事業特別会計への繰出金で1億8,769万9,434円支出しております。

次に、9款消防費は、支出済額3億692万7,447円、前年度と比較すると1,599万7,754円、5.5%の増でした。主要事業決算状況一覧表は31ページ、決算書は130ページ、131ページ、1項4目災害対策費で18節備品購入費、防災倉庫174万657円、内容は、北下、陣場、大久保寺上、溝祭、駒寄の5自治会に防災倉庫を設置したものです。これにより、13自治会に設置が完了いたしました。

また、5目無線放送施設設置事業費、13節委託料で防災行政無線施設のデジタル化を実施するための無線放送施設デジタル化実施設計委託料205万2,000円を支出しました。

次に、10款教育費、支出済額10億114万5,602円、前年度と比較すると1億

2, 494万8, 102円の増、14.3%の増でした。主な内容は、決算書143ページの下段及び145ページの上段で、主要事業決算状況一覧表は32ページ、2目教育振興費で、学校給食事業特別会計への繰出金、28節で駒小学校給食事業特別会計繰出金840万7,500円、明小学校給食事業特別会計繰出金611万6,100円で、児童1人当たり年1万450円を補助しました。

続いて、3目学校建設費で主要事業決算状況一覧表は33ページ、主な支出は、児童数の増に対応するための明治小学校校舎増築事業、15節工事請負費3億4,633万468円、特別教室5教室、延べ床面積840平方メートルの特別教室棟の増築と既存教室の改修工事を実施いたしました。また、駒寄小学校のトイレ改修工事（繰越明許）で4,386万9,600円、49カ所の和式便器を様式便器に交換するとともに、床を改修し、バリアフリー化を行いました。

続いて、決算書148、149ページ、主要事業決算状況一覧では34ページ、3項中学校費2目教育振興費、学校給食事業特別会計への繰出金で711万7,400円、先ほどと同様、生徒1人当たり年1万450円を補助しました。

続いて、決算書は150ページ、151ページ、主要事業決算状況一覧表では35ページ、4項社会教育費1目社会教育総務費、主な支出は、吉岡町・大樹町子ども交流事業で、総額で363万775円でした。主なものは、13節委託料、業務委託料（吉岡町・大樹町交流事業）で222万5,814円でした。

続いて、決算書は164ページ、165ページ、主要事業決算状況一覧表では35ページ、6項給食センター費1目給食センター費、主な支出は18節備品購入費で真空冷却器896万4,000円でした。

決算書166ページ、167ページ、12款公債費は、支出済額5億6,650万1,415円、前年度と比較すると1,168万7,160円の増、2.1%の増でした。元金の償還金が5億996万1,380円、利子の償還金が5,654万35円でした。

次に、決算書168ページ、169ページ、14款予備費の支出はありませんでした。

以上、歳出の総額は71億7,607万4,991円、不用額は3億7,144万6,009円でした。

以上で一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成28年度吉岡町一般会計歳入歳出決算につきまして、平成29年8月8日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議 長（馬場周二君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第1号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第9 認定第2号 平成28年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（馬場周二君） 日程第9、認定第2号 平成28年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

認定第2号 平成28年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 大澤会計課長。

〔会計課長 大澤弘幸君発言〕

会計課長（大澤弘幸君） それでは、決算書の173ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は1億1,398万1,202円、歳出総額は1億1,371万1,805円、歳入歳出差し引き額は26万9,397円、実質収支額も同

額の26万9,397円でした。前年度と比較しますと歳入総額につきましては、126万5,878円の増、増減率では1.1%の増でした。歳出総額につきましては、150万9,983円の増、1.3%の増でした。

次に、174、175ページをお願いいたします。

平成28年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

176、177ページはその歳出となっております。

178ページ、179ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

180ページ、181ページの事項別明細書で説明させていただきます。

1款1項給食費納入金は、収入済額9,173万650円、内訳は、現年度分で教職員給食費575万7,860円、給食センター職員等給食費81万800円、児童生徒給食費8,498万2,410円、過年度分で17万9,580円となっています。不納欠損額はゼロです。収入未済額は80万2,110円でした。

別冊の成果説明書の162ページ(3)に給食費の収納状況を掲載しております。未納額内訳で、収入未済額の現年度分51万8,250円は、39人、27戸、過年度分(平成17年度から27年度)の収入未済額は28万3,8600円で、9人、8戸となっております。

決算書180ページ、181ページに戻りまして、2款1項1目繰入金、収入済額2,164万1,000円で、児童生徒1人当たり年間1万450円を一般会計から繰り入れていたしました。

3款1項1目繰越金、収入済額51万3,502円は前年度の繰越金です。

4款1項1目雑入、収入済額9万6,050円は給食の試食代等です。

歳入合計は、収入済額1億1,398万1,202円、収入未済額80万2,110円でした。

次に、歳出に移ります。182、183ページは、事項別明細書総括の歳出です。

184ページ、185ページの事項別明細書で説明させていただきます。

歳出の1款1項1目学校給食費は、支出済額1億1,371万1,805円でした。内訳は、16節原材料費で給食用食材料費1億1,369万4,205円、27節公課費で消費税1万7,600円でした。

以上、歳出の総額は、支出済額1億1,371万1,805円、不用額は291万5,195円でした。

以上で学校給食事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長(馬場周二君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成28年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成29年8月9日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された学校給食事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（馬場周二君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第2号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第10 認定第3号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（馬場周二君） 日程第10、認定第3号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

認定第3号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 大澤会計課長。

〔会計課長 大澤弘幸君発言〕

会計課長（大澤弘幸君） それでは、決算書の189ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は3億4,530万8,489円、歳出総額は3億4,500万8,489円、歳入歳出差し引き額は30万円、実質収支額も同額の30万円です。前年度と比較しますと歳入総額につきましては、2,496万6,940円の増、増減率では7.8%の増でした。歳出総額につきましては、2,496万6,940円の増、7.8%の増でした。

次に、190ページ、191ページをお願いいたします。

平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。192ページ、193ページは、その歳出となっております。

194ページ、195ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入となっております。

196ページ、197ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

1款分担金及び負担金、収入済額790万873円、これは受益者負担金と維持管理分担金を合わせた額です。収入未済額752万3,910円の内訳は、受益者負担金の現年度分27万6,800円、該当者は9人、滞納繰越分724万7,110円、該当者は60人です。

2款使用料及び手数料1項使用料1目下水道使用料は、収入済額1億872万4,012円。収入未済額は426万3,732円で、内訳は現年度分51万7,050円、該当者56人、滞納繰越分374万6,682円、該当者13人でした。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道費国庫補助金は、収入済額1,380万円、社会資本整備総合交付金です。

4款県支出金1項県補助金1目下水道費県補助金は、収入済額50万円でした。

続いて、5款1項1目繰入金、収入済額1億8,769万9,434円、一般会計繰入金です。

続いて、6款1項1目繰越金、収入済額30万円、前年度からの繰越金です。

続いて、7款諸収入1項延滞金加算金及び過料、決算書198ページ、199ページになります。収入済額9万720円は、過料としての収入になります。過料の主なものは、宅地内排水設備設置工事に伴う届け出書類未提出によるものです。

続いて、2項雑入は、収入済額9万3,450円。主なものは、排水設備指定工事店申請料となっております。

続いて、8款町債1項町債1目下水道事業債、収入済額2,620万円。公共下水道事業債（補助分）1,290万円、単独分950万円。流域下水道事業債（補助分）350万円、単独分30万円でした。

歳入合計は、収入済額3億4,530万8,489円、収入済額1,178万7,642円でした。

次に、歳出に移ります。

200ページ、201ページは、事項別明細書総括の歳出です。

202ページ、203ページをお願いいたします。

歳出の1款1項下水道費1目総務管理費は、支出済額2,755万7,853円です。主な支出は27節公課費、消費税1,150万2,100円です。続いて、2目管渠管理費は、支出済額5,296万1,274円。主な支出は、決算書204ページ、205ページの上段で、19節負担金補助及び交付金、県央処理区維持費管理負担金4,265万7,262円です。

続いて、3目建設費は、支出済額5,130万5,191円、主な支出は、13節委託料で、事務事業委託料2,268万円、これは社会資本整備総合交付金事業で、全体計画・事業計画等変更業務委託料です。また、15節工事請負費で公共下水道工事（補助）548万6,400円、公共下水道工事（単独）1,063万8,000円の支出でした。

成果説明書の163ページ、164ページで工事等の内容を確認いただければと思います。

続いて、2款1項公債費、支出済額2億1,318万4,171円、元金及び利子の償還金となっております。

続いて、決算書206ページ、207ページ、3款1項1目予備費は、支出済額ゼロでした。

以上、歳出の総額は、支出済額3億4,500万8,489円、不用額は374万3,511円でした。

以上で公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成29年8月9日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関

係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（馬場周二君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第3号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第11 認定第4号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（馬場周二君） 日程第11、認定第4号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

認定第4号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

以下、詳細につきましては会計課長に説明させますので、よろしく審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 大澤会計課長。

〔会計課長 大澤弘幸君発言〕

会計課長（大澤弘幸君） それでは、決算書211ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は22億9,810万6,997円、歳出総額は22億8,269万5,810円、歳入歳出差し引き額は1,541万1,187円、実質収支額も同額の1,541万1,187円です。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては、9,660万3,206円の減、増減率では4.0%の減でした。歳出総額につきましては、4,892万9,647円の減、2.1%の減でした。

続きまして、212ページ、213ページをお願いいたします。

平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

214ページ、215ページは、その歳出となっております。

216ページ、217ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

218ページ、219ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

1款1項国民健康保険税は4億6,782万2,016円、不納欠損額は783万1,741円、収入未済額1億1,412万8,774円でした。不納欠損額の該当者は24人、収入未済額の該当者は456人です。

保険税は、一般被保険者と退職被保険者からなり、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とに分けられ、その現年課税分と滞納繰り越し分で、それぞれ6節からの区分となっております。不納欠損額の年次推移は、参考資料の資料番号6の3ページ、4ページでご確認いただければと思います。

また、主要施策の成果説明書167ページをごらんください。

国保加入世帯数及び被保険者数が年度ごとに記載してあります。被用者保険の適用拡大により、国保加入者は年々減少している状況です。

次に、決算書220ページ、221ページで、2款1項一部負担金は、収入済額ゼロです。

3款1項手数料、収入済額2万6,984円は督促手数料です。

次に、4款国庫支出金1項国庫負担金は、収入済額3億8,545万8,486円。主なものは、1目の療養給付費負担金で、療養給付費負担金、介護納付金負担金、後期高齢者医療費支援金負担金のそれぞれ現年度分を合わせた3億6,885万1,337円、2目で高額医療費共同事業の費用に充てるための高額医療費共同事業費負担金、収入済額1,415万8,149円でした。

続いて、決算書222ページ、223ページ、2項国庫補助金で、主なものは、団体間の財政力を調整するための財政調整交付金、収入済額1億351万1,000円などです。

続いて、5款1項1目退職被保険者等の医療給付に要する費用に充てるための社会保険診療報酬支払基金から交付される療養給付費交付金が収入済額5,290万6,000円でした。

続いて、6款1項1目前期高齢者医療費の負担に係る財政調整のため、社会保険診療報酬支払基金から交付される前期高齢者交付金が収入済額4億4,363万4,708円でした。

続いて、7款県支出金は、収入済額1億2,154万5,149円で、1項県負担金、収入済額1,660万7,149円、主なものは、1目高額医療費共同事業負担金1,415万8,149円でした。

2項の県補助金は、収入済額1億493万8,000円で、主なものは、決算書224ページ、225ページ上段の2目財政調整交付金で、収入済額1億34万9,000円でした。

主要施策の成果説明171ページには国庫支出金等の推移が記載されておりますので、参考にご確認いただきたいと思えます。

続きまして、決算書224ページ、225ページに戻りまして、8款1項1目共同事業交付金、収入済額5億3,888万4,597円、主なものは、保険財政共同安定化事業拠出金を財源に療養の給付に要する費用等について国保連合会から交付される2節保険財政共同安定化事業交付金で4億7,984万9,605円でした。

続いて、9款1項財産運用収入、収入済額9万5,477円、これは国保基金利子です。

次に、10款1項1目一般会計繰入金は、収入済額1億1,307万1,176円でした。内訳は、保険基盤安定繰入（保険税軽減分）6,555万6,320円、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）3,583万5,613円、職員給与費等繰入金15万4,672円、出産育児一時金等繰入金278万9,333円、財政安定化支援事業繰入金347万1,000円、その他一般会計繰入金で、福祉医療実施に伴う国庫負担金削減分繰入金526万4,238円となっております。

続いて、決算書226ページ、227ページで11款1項の繰越金は、収入済額6,308万4,746円でした。

続いて、12款諸収入は、収入済額744万8,658円でした。内訳は、1項延滞金及び過料、収入済額695万7,677円。2項の預金利子ゼロ。3項雑入は、1目一般被保険者第三者納付金で、交通事故等第三者納付金22万1,218円、決算書228ページ、229ページに移りまして、3目一般保険者返納金で、不当利得等返納金9万5,735円。5目雑入は、70歳から74歳の1割負担の療養費について国が国保連を通して補填している指定公費分や老人保健医療費拠出還付金などで17万4,028円でした。

歳入合計は、収入済額22億9,810万6,997円、不納欠損額783万1,741円、収入未済額1億1,412万8,774円でした。

次に、歳出に移ります。230ページ、231ページは、事項別明細書総括の歳出です。

232ページ、233ページをお願いいたします。

歳出の1款の総務費は、支出済額806万3,759円。内訳の主なものは、1項総務管理費、支出済額665万3,378円、2項徴税费、支出済額120万8,221円などです。

次に、234、235ページをごらんください。

2款保険給付費、支出済額13億7,599万5,617円。内訳の主なものは、1項

の療養諸費が支出済額12億510万9,700円、2項の高額療養費が1億6,555万27円などです。

決算書の236ページ、237ページをお願いいたします。

3項の移送費は、支出済額ゼロ。

4項出産育児諸費は、支出済額418万5,890円、該当者は10人です。5項葬祭費は、支出済額115万円、該当者は23人でした。

主要施策の成果説明の172ページをごらんください。

療養給付費の年度別の支出額や内訳等を記載しております。

成果説明書の174ページには出産育児一時金、葬祭費、高額療養費支給額の年度別の件数や支給額等を記載しております。

決算書、236ページ、237ページに戻っていただきまして、3款1項1目後期高齢者支援金は、支出済額2億5,703万6,876円。

決算書238ページ、239ページに移りまして、4款1項前期高齢者納付金等は、支出済額18万5,834円。

5款1項老人保健拠出金は、制度終了に伴う給付の精算により、7,351円。

6款1項介護納付金は、介護保険の財源として各保険者が診療報酬支払基金に納付する費用で、9,738万1,720円でした。

決算書240ページ、241ページに移りまして、7款1項共同事業拠出金で、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の財源として、国保連合会に拠出する費用として5億1,961万741円の支出でした。

続いて、8款1項特定健康診査等事業費は、支出済額1,506万1,869円でした。

242ページ、243ページに移りまして、8款2項保健事業費は、支出済額493万3,460円、主なものは、19節負担金補助及び交付金で、人間ドック補助金276万円でした。該当者は138人です。

続いて、9款基金積立金、10款1項公債費は、支出済額ゼロ円でした。

続いて、244ページ、245ページで、11款諸支出金、支出済額432万84円、1項償還金及び還付加算金423万4,105円、2項指定公費負担医療費立替金、これは70歳から74歳の1割負担の療養費について町が立てかえ払いをしているもので、支出済額8万5,979円でした。

12款予備費の支出額はゼロでした。

以上、歳出の総額は、支出済額22億8,269万5,810円、不用額1億3,127万1,190円でした。

以上で国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしく

お願いいたします。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成29年8月9日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議 長（馬場周二君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

ここで昼食休憩といたします。再開を1時といたします。

午前11時55分休憩

午後 1時00分再開

議 長（馬場周二君） それでは、これより会議を再開します。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第4号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第12 認定第5号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算 認定について

議 長（馬場周二君） 日程第12、認定第5号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

認定第5号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 大澤会計課長。

〔会計課長 大澤弘幸君発言〕

会計課長（大澤弘幸君） それでは、決算書249ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は1億5,195万6,585円、歳出総額は1億5,185万6,585円、歳入歳出差し引き額は10万円、実質収支額も同額の10万円です。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては399万7,303円の減、増減率では2.6%の減でした。歳出総額につきましては、399万7,303円の減、2.6%の減でした。

次の250ページ、251ページをお願いいたします。

平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

252ページ、253ページは、その歳出となっております。

254ページ、255ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。256ページ、257ページの事項別明細書で説明させていただきます。

1款1項分担金、収入済額783万円、これは小倉地区、北下・南下地区一括納付分としての収入です。

2款1項使用料、収入済額は3,054万1,912円、収入未済額は103万6,774円で、内訳は、現年度分18万7,539円、該当者19人、滞納繰越分84万9,235円、該当者24人です。

3款1項国庫補助金は、収入済額600万円。

4款1項繰越金は、一般会計からの繰入金で、収入済額1億725万5,963円。

5款1項繰越金は、前年度からの繰入金10万円。

6款1項諸収入は、収入済額22万8,710円、主なものは東京電力からの放射能賠償金で、22万6,260円でした。

歳入合計は、収入済額1億5,195万6,585円、収入未済額103万6,774円でした。

次に、歳出に移ります。決算書258ページ、259ページは、事項別明細書総括の歳出です。

260ページ、261ページをお願いいたします。

歳出の1款1項農業集落排水事業費は、支出済額5,963万8,453円でした。1目総務管理費2,506万7,918円。2目施設管理費3,457万535円、主な支出は、施設管理費の11節需用費、電気料748万8,694円。

決算書262ページ、263ページの13節委託料、処理施設運転管理委託料1,244万1,600円などです。

続いて、2款1項公債費は、支出済額9,221万8,132円、元金・利子の償還金です。

3款1項予備費の支出済額ゼロでした。

以上、歳出の総額は、支出済額1億5,185万6,585円、不用額は215万6,415円でした。

以上で農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成29年8月9日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議 長（馬場周二君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第5号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第13 認定第6号 平成28年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳

出決算認定について

議長（馬場周二君） 日程第13、認定第6号 平成28年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明させていただきます。

認定第6号 平成28年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

詳細につきましては会計課長に説明させていただきますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 大澤会計課長。

〔会計課長 大澤弘幸君発言〕

会計課長（大澤弘幸君） それでは、決算書の267ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入歳出総額は361万5,498円、歳出総額も同額の361万5,498円ということで、歳入歳出差し引き額、実質収支額ともにはゼロ円です。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては35万840円の減、増減率では8.8%の減でした。歳出総額につきましては35万840円の減、8.8%の減でした。

続いて、268ページ、269ページをお願いいたします。

平成28年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

270ページ、271ページは、その歳出となっております。

272ページ、273ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

274ページ、275ページの事項別明細書で説明させていただきます。

1款1項貸付事業収入、収入済額354万9,498円、1節貸付金元金回収金現年度分、収入済額65万3,918円、収入未済額33万6,007円、収入未済額の該当件数は1件です。2節貸付金元金回収金過年度分、収入済額234万6,881円、収入未済額9,781万1,454円、収入未済額の該当件数は41件です。3節貸付金利子回収金現年度分、収入済額6万6,970円、収入未済額9,113円、収入未済額の該当件数は1件です。4節貸付金利子回収金過年度分、収入済額48万1,729円、収入未

済額1,949万9,723円、収入未済額の該当件数は41件です。不納欠損額はゼロでした。

主要施策の成果説明書183ページから188ページまで、貸付金及び貸付金財源等の年度別調書となっております。

189ページが貸付金元金利子の現年度分、過年度分の総括表となっております。

決算書274ページ、275ページに戻りまして、2款1項県補助金は、収入済額6万6,000円でした。

歳入合計は、収入済額361万5,498円、収入未済額1億1,765万6,297円でした。

次に、歳出に移ります。決算書276ページ、277ページは、事項別明細書総括の歳出です。

278ページ、279ページをお願いいたします。

歳出の1款1項総務管理費は、支出済額8万8,396円でした。

続いて、2款1項の公債費は、支出済額135万5,732円、元金・利子の償還金です。

3款1項繰出金は、一般会計への繰出金で、支出済額217万1,370円でした。

4款1項予備費の、支出済額ゼロでした。

以上、歳出の総額は、支出済額361万5,498円、不用額は36万8,502円でした。

以上で住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成28年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成29年8月9日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お

手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（馬場周二君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第6号は、総務常任委員会に付託します。

日程第14 認定第7号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について

議長（馬場周二君） 日程第14、認定第7号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

認定第7号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第23条第3項の規定により、平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

詳細につきましては会計課長に説明させますので、審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 大澤会計課長。

〔会計課長 大澤弘幸君発言〕

会計課長（大澤弘幸君） それでは、決算書283ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は13億5,256万558円、歳出総額は13億2,675万2,788円、歳入歳出差し引き額は2,580万7,770円、実質収支額同額も同額の2,580万7,770円です。前年度と比較しますと歳入総額につきましては、4,661万3,442円の増、増減率では3.6%の増でした。歳出総額につきましては、4,758万6,082円の増、3.7%の増でした。

次に、284ページ、285ページをお願いいたします。

平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

286ページ、287ページは、その歳出となっております。

次の288ページ、289ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

290ページ、291ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

1款1項介護保険料は、収入済額3億2,879万1,700円、不納欠損額110万4,600円、収入未済額408万7,800円でした。不納欠損額の該当者は40人、収入未済額の該当者は86人です。1目第1号被保険者保険料1節現年度分特別徴収保険料、収入済額3億594万4,000円、収入未済額のマイナス13万2,600円は、死亡等による保険料の戻し入れ分です。該当者は15人です。2節現年度分普通徴収保険料は、収入済額2,254万2,700円、3節滞納繰越分普通徴収保険料は、収入済額30万5,000円でした。

成果説明書192ページに年後ごとの第1号被保険者数、徴収額等を記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

決算書290ページ、291ページに戻りまして、2款国庫支出金1項国庫負担金、収入済額2億3,103万4,488円は、現年度分介護給付費負担金です。2項国庫補助金は、収入済額4,808万4,974円、内訳は、主に1目調整交付金で、収入済額3,391万7,000円、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）で948万9,774円、4目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で422万2,200円となっております。

292ページ、293ページに移りまして、3款1項支払基金交付金は、収入済額3億5,224万7,538円でした。

続いて、4款県支出金1項県負担金、収入済額1億7,789万9,655円は、現年度分介護給付費負担金です。2項県補助金は、収入済額706万327円、内訳は、主に2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）で431万5,395円、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で271万4,932円となっております。

次に、294ページ、295ページに移りまして、6款1項一般会計繰入金は、収入済額1億7,822万1,402円、内訳は、主に1目介護給付費繰入金1億5,411万8,493円、3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）で431万5,395円、4目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）で271万4,932円となっております。

続いて、296ページ、297ページに移りまして、6目低所得者保険料軽減繰入金で171万7,200円、7目その他一般会計繰入金で一般事務費繰入金1,535万5,382円となっております。

続いて、7款1項繰越金は、前年度からの繰越金で2,678万410円。

8款諸収入は、収入済額243万9,585円で、1項延滞金、加算金及び過料はゼロ。2項1目雑入217万5,118円の内訳は、グループホームから有料老人ホームに変更したことに伴う補助金返還分及び渋川地域介護認定審査会精算金などです。2目第三者納付金は、収入済額26万4,467円、交通事故等の第三者からの納付金です。

歳入合計は、収入済額13億5,256万558円、不納欠損額110万4,600円、収入未済額408万7,800円でした。

次に、歳出に移ります。298ページ、299ページは、事項別明細書総括の歳出です。

300ページ、301ページをお願いいたします。

歳出の1款総務費は、支出済額1,578万7,382円、内訳は1項総務管理費、支出済額123万3,181円。2項徴収費は、支出済額66万279円。3項介護認定審査会費は、支出済額1,357万9,426円でした。

302ページ、303ページに移りまして、4項趣旨普及費、支出済額31万4,496円でした。

続いて、2款保険給付費、支出済額12億3,328万8,280円、内訳は、1項1目の居宅介護サービス給付費は、支出済額5億1,410万8,754円、3目地域密着型介護サービス給付費は1億5,382万4,927円、5目施設サービス給付費は4億1,579万3,774円、7目居宅介護福祉用具購入費94万1,434円でした。

304ページ、305ページに移りまして、8目居宅介護住宅改修費375万8,411円、9目居宅介護サービス計画給付費5,306万1,201円でした。2項1目介護予防サービス給付費2,344万685円でした。

306ページ、307ページに移りまして、2項5目の介護予防福祉用具購入費、支出済額20万8,425円、6目介護予防住宅改修費174万2,696円、7目介護予防サービス計画給付費400万2,200円。

3項その他諸費1目審査支払手数料、支出済額98万1,064円。

4項1目高額介護サービス費、支出済額2,266万4,929円、2目高額介護予防サービス費、支出済額4万1,926円。

308ページ、309ページに移りまして、5項1目高額医療合算介護サービス費、支出済額270万2,017円、2目高額医療合算介護予防サービス費、支出済額1万2,967円。

6項1目特定入所者介護サービス等費、支出済額3,600万2,870円。

310ページ、311ページに移りまして、4款地域支援事業費1項包括的支援事業・任意事業、支出済額2,218万254円。

312ページ、313ページに移りまして、2項介護予防・生活支援サービス事業費、支出済額2,120万5,543円。

3項一般介護予防事業費、支出済額45万1,870円。

4項その他諸費、審査支払手数料で6万2,048円となっております。

成果説明書193ページをごらんください。

3の給付状況として、(1)居宅介護(介護予防)サービス受給者数、(2)施設介護サービス受給者数、194ページで(3)地域密着型(介護予防)サービス受給者数、(4)予防給付費と介護給付費等の給付比率、(5)要介護者の給付内容と給付費、195ページで(6)要支援者の給付内容と給付費が一覧となっておりますので、ご確認をいただけたらと思います。

続いて、決算書314ページ、315ページに戻りまして、5款基金積立金は、支出済額929万3,000円でした。

続いて、6款諸支出金、支出済額2,448万4,411円、1項償還金及び還付金1目第1号被保険者保険料還付金7万1,700円、2目償還金2,407万9,711円、内訳は、財政安定化基金借入金償還金325万7,000円、国庫支出金等過年度分返還金2,082万2,711円となっております。

2項1目一般会計繰出金33万3,000円は、渋川市、吉岡町、榛東村で構成する介護認定審査会の平成27年度の精算による戻し入れがあったための繰り出しです。

7款1項予備費は、支出済額ゼロでした。

以上、歳出の総額は、支出済額13億2,675万2,788円、不用額は5,448万3212円でした。

以上で介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長(馬場周二君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

[代表監査委員 落合一宏君登壇]

代表監査委員(落合一宏君) ご報告申し上げます。

平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成29年8月9日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された介護保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的に

は正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議 長（馬場周二君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第7号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第15 認定第8号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（馬場周二君） 日程第15、認定第8号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

認定第8号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

以下、詳細につきましては会計課長に説明させますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 大澤会計課長。

〔会計課長 大澤弘幸君発言〕

会計課長（大澤弘幸君） それでは、決算書の319ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は1億6,677万8,001円、歳出総額は1億6,351万3,001円、歳入歳出差し引き額は326万5,000円、実質収支額も同額の326万5,000円です。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては、582万6,782円の増、増減率では3.6%の増でした。歳出総額につきましては、572万2,482円の増、3.6%の増でした。

次に、320ページ、321ページをお願いいたします。

平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております

す。

322ページ、323ページはその歳出となっております。324ページ、325ページは歳入歳出事項別明細書、総括の歳入です。

326ページ、327ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

1款1項後期高齢者医療保険料は、収入済額1億1,774万200円、不納欠損額ゼロ、収入未済額60万9,500円でした。収入未済額の該当者は12人、後期高齢者医療保険料の内訳は、1目特別徴収保険料1節現年度分特別徴収保険料、収入済額7,553万8,900円、収入未済額のマイナス13万9,900円は死亡等による戻し入れ分で、14人が該当しております。2目普通徴収保険料1節現年度分普通徴収保険料、収入済額4,199万2,600円、2節滞納繰越分普通徴収保険料、収入未済額20万8,700円でした。

2款繰入金1項一般会計繰入金は、収入済額3,919万6,264円、内訳は、1目事務費繰入金で895万9,667円、2目保険基盤安定繰入金3,063万6,597円となっております。

続いて、3款1項繰越金は、収入済額316万700円、前年度からの繰越金です。

続いて、4款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、収入済額ゼロでした。

2項償還金及び還付加算金は、収入済額5万9,800円でした。

続いて、328ページ、329ページに移りまして、4項受託事業収入、収入済額526万9,170円、後期高齢者医療広域連合受託事業収入です。

続いて、5項雑入は、1目から4目まではゼロ、5目人間ドック補助金、収入済額50万円、6目雑入、収入済額45万1,867円、広域連合負担金の返還金です。

歳入合計は、収入済額1億6,677万8,001円、不納欠損額ゼロ、収入未済額60万9,500円でした。

次に、歳出に移ります。330ページ、331ページは、事項別明細書総括の歳出です。

332ページ、333ページをお願いいたします。

歳出の1款総務費は、支出済額760万4円、内訳は、1項総務管理費、支出済額727万7,398円、2項徴収費は、支出済額32万2,606円でした。

続いて、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、1億5,540万1,330円、内訳は、広域連合事務費等負担金で712万8,833円、保険料等負担金1億1,763万5,900円、保険基盤安定負担金3,063万6,597円です。

続いて、3款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険料還付金は、支出済額5万9,800円でした。

次に、334ページ、335ページをごらんください。

2項繰出金1目一般会計繰出金は、支出済額45万1,867円。

4款予備費は、支出済額ゼロでした。

以上、歳出の総額は、支出済額1億6,351万3,001円、不用額は476万6,999円でした。

以上で後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成29年8月9日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議 長（馬場周二君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第8号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第16 認定第9号 平成28年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議 長（馬場周二君） 日程第16、認定第9号 平成28年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

認定第9号 平成28年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についての提案理由を申し上げます。

平成28年度吉岡町水道事業損益計算書では、経営活動において生じた利益1,172万3,026円を議会の承認を得て利益剰余金・建設改良積立金に積み立てさせていただく処分案となります。

続いて、平成28年度水道事業決算報告になります。

収益的収入及び支出においては、収入予算額は4億1,520万9,000円に対して、決算額4億2,400万3,923円、予算額に対して879万4,923円の追加となりました。

次に、収益的収入及び支出のうち、支出予算額4億744万5,000円に対しまして、決算額4億443万1,673円、予算額に対して301万3,327円の追加となりました。

資本的収入及び支出においては、資本的収入決算額6,824万5,000円に対しまして、資本的支出決算額2億2,317万4,234円、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,492万9,234円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額738万4,932円と過年度分損益勘定留保資金1億4,754万4,302円で補填させていただきました。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決並びに認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をいたします。

最初に、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成28年度に生じた利益の処分について説明をいたします。

決算書344、345ページ、平成28年度吉岡町水道事業損益計算書をごらんください。

この損益計算書は、水道事業1年間の経営活動・経営成績を示すものでございます。「営業収益と営業費用」及び「営業外収益と営業外費用」とに大別されております。

1の営業収益は、（1）給水収益と（2）その他営業収益を足した額、3億5,792万3,602円となり、2の営業費用は（1）配水及び給水費から（5）のその他営業費用を足した額3億5,426万6,452円、営業利益は、営業収益から営業費用を差し引いた額365万7,150円となりました。

3の営業外収益は（1）長期前受金戻入と（2）雑収益を足した額3,741万6,1

92円となっております。(1)の長期前受金戻入3,413万7,320円は、工事などで得た補助金等の平成28年度分の収益化額、(2)の雑収益は、下水道料金算出に伴う下水道室からの検針負担金や放射性物質検査に伴う東京電力賠償金などです。

4の営業外費用は、(1)支払い利息の額2,935万316円。経常利益については、営業利益365万7,150円と営業外収支806万5,876円を足した額1,172万3,026円となりました。

当期の損益ですが、特別利益及び特別損失の計上がございませんので、経常利益の金額1,172万3,026円が当年度純利益、結果黒字となっております。

その下の前年度繰越利益剰余金は該当がなく、当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益の1,172万3,026円となっております。

続いて、346ページ、347ページをごらんください。

先ほどの損益計算書で説明をさせていただいた当年度未処分利益剰余金1,172万3,026円の処分案についての説明となります。

最初に、平成28年度吉岡町水道事業剰余金計算書になります。

左のページ、資本金は全て自己資本金となっております。

資本金の当年度変動額ですが、表の中ほど3,000万円の増で、町からの出資金となっております。当年度末残高は、表の一番下、9億7,595万2,182円。前年度対比103.17%です。

左ページの中ほどから右のページ、剰余金についての説明をさせていただきます。

剰余金には、「資本剰余金」「利益剰余金」がございます。

資本剰余金は、増減なしで残高ゼロとなっております。

続いて、利益剰余金ですが、利益処分によって積み立てられた減債積立金、利益積立金、建設改良積立金及び未処分利益剰余金に区別をされております。

減債積立金は1,646万7,000円で、動きはございません。

利益積立金は、欠損金が生じた場合に備えるための積立金となっております。平成26年度で生じた制度改正に伴う利益、その他未処分利益剰余金変動額6億6,306万3,916円を積み立て処分したものでございます。

建設改良積立金は、前年度に生じた純利益917万5,891円を積み立て処分したため、当年度末残高は5,326万8,825円となっております。

次に、未処分利益剰余金の表の一番下、当年度未処分利益剰余金1,172万3,026円は、損益計算書で説明した内容と同一で、平成28年度末時点の未処分の利益剰余金の残高になります。

利益剰余金の合計では、当年度末純利益1,172万3,026円が増加し、当年度末

残高は7億4,452万2,767円となっております。

表の一番右側、資本合計の当年度末残高では4,172万3,026円増の17億2,047万4,949円となっております。

続いて、下の表、剰余金処分計算書(案)を説明させていただきます。

先ほどの当年度末処分利益剰余金1,172万3,026円を建設改良積立金に積み立て処分をし、建設改良積立金の処理後残高を6,499万1,851円に、未処分利益剰余金の処理後残高をゼロにしたいとするものでございます。

以上が利益の処分についての説明となります。よろしく申し上げます。

引き続き、平成28年度吉岡町上水道事業決算について説明いたします。

340ページ、341ページをお願いします。

1、収益的収入と支出について説明をいたします。

この項目は、企業経営活動に伴い発生する収入と支出について記載をしたものであります。

収入ですが、左より「区分」「決算額」、決算書にはございませんが、参考に前年比、増減額等を報告いたします。

第1款水道事業収益、決算額4億2,400万3,923円、前年比100.18%、76万9,623円の増。内訳です。第1項営業収益3億8,642万6,571円、前年比100.47%、179万7,318円の増。これにつきましては、水道使用料や新規加入負担金、手数料などの収益となっております。第2項営業外収益3,757万7,352円、前年比97.34%、102万7,695円の減。これは、下水道室からの検針負担金や東京電力賠償金等のほか、平成26年度からは長期前受金戻入が計上されております。第3項特別利益、決算額ゼロ。

支出の部です。第1款水道事業費用4億443万1,673円、前年比99.21%、323万8,755円の減。内訳、第1項営業費用3億6,700万1,457円、前年比100.09%、33万8,345円の増。これにつきましては、減価償却費なども含まれております。第2項営業外費用3,743万216円、前年比91.28%、357万7,100円の減。これは、企業債利子償還金と消費税となっております。第3項特別損失、決算額ゼロ。第4項予備費、決算額ゼロ。

次に、342ページ、343ページをお願いします。

2、資本的収入及び支出です。この項目は、水道事業の活動を円滑かつ安定・継続的に進めるために行った施設の整備拡充などに関する収支報告となっております。左より「区分」「決算額」、参考に前年比、増減額を報告いたします。

収入。

第1款資本的収入6,824万5,000円、前年比132.28%、1,665万5,600円の増。内訳です。第1項出資金3,000万円。町からの出資金で、老朽化した施設の更新など、経営基盤を強化する目的で一般会計から繰り入れをしていただいたものです。第2項工事費300万円、一般会計からの消火栓設置負担金となっております。第3項補助金3,524万5,000円、防衛省所管の国庫補助金で老朽管更新事業の平成28年度分の補助金となります。なお、補助割合は10分の5、補助事業対象工事は、本管布設が対象となり、給水管などの附帯工事は補助対象外となっております。

続いて、支出です。

第1款資本的支出2億2,317万4,234円、前年比119.63%、3,662万1,582円の増。内訳は、第1項建設改良費1億4,781万72円、前年比131.13%、3,508万276円の増。第2項企業債返還金7,536万4,162円、前年比102.08%、153万4,306円の増。返済計画に基づく企業債の償還となっております。

表の一番下に記載がありますが、資本的収入、決算額6,824万5,000円から資本的支出の決算額2億2,317万4,234円を差し引いた1億5,492万9,234円が不足となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額738万4,932円と過年度分損益勘定留保資金1億4,754万4,302円で補填をしております。

次に、348ページ、349ページをお願いします。

平成28年度吉岡町水道事業貸借対照表について説明をいたします。

貸借対照表は、吉岡町水道事業の財政状況を明らかにするために、決算時において「保有する全ての資産・負債及び資本」を表示し、投入された資本がどのような機能を発揮し、運用されているものかを示すものです。

表は、「資産の部」「負債の部」「資本の部」に分かれております。

348ページ、「資産の部」について説明をいたします。

1、固定資産（1）有形固定資産。イの土地からチの建設仮勘定までの8項目、有形固定資産合計が36億5,590万5,359円、前年比99.80%、743万2,280円の減となりました。

2、流動資産。流動資産とは、現金及び比較的短期間のうちに回収される債権や売却によって現金にかえることができる資産となっております。

（1）現金預金3億3,827万7,454円。

（2）未収金1億192万5,337円。なお、この中には平成29年度の不納欠損に備え、貸倒引当金132万2,566円を計上しております。

（3）貯蔵品160万7,610円。

(1) から (3) の流動資産の合計は、4億4,181万401円、対前年比99.35%、278万219円の減となっております。

資産合計は、1の固定資産36億5,590万5,359円と2の流動資産4億4,181万401円を足した合計40億9,771万5,760円、前年比99.75%、1,032万499円の減となっております。

349ページ、負債の部を説明いたします。

3、固定負債11億4,274万7,466円、前年比93.65%、7,748万1,141円の減です。平成30年度以降に償還期限が到来する企業債元金償還金残高となっております。

4、流動負債、これは、短期間のうちに支払いが予定されている負債となります。

(1) 企業債7,748万1,141円。平成29年度中に償還期限が到来する企業債元金残高となっております。

(2) 未払金5,811万6,457円。

(3) 前受金6,243万6,323円。

(4) 預り金1,222万7,346円。これは、下水道使用料と釣銭などの預かり金になっております。

(5) 引当金、イ)の賞与引当金308万4,727円、ロ)の法定福利費引当金57万9,090円の引当金合計366万3,817円を平成29年度6月賞与とこれにかかわる共済組合負担金の支出に備え計上しておるものです。

流動負債の合計は、2億1,392万5,080円で、前年比112.74%、2,418万898円の増となっております。

5、繰延収益。これは、平成26年度の制度改正により設けられた負債勘定であります。

(1) 長期前受金は、18億5,386万7,864円で、このうち平成28年度末時点での収益化済額が(2)長期前受金収益化累計額8億3,329万9,603円になります。したがって、平成28年度末時点の収益化未済額の残高は、繰延収益差し引き合計10億2,056万8,261円、前年比100.13%、127万4,718円の増となっております。

負債の合計は、3の固定負債11億4,274万7,466円、4の流動負債2億1,392万5,080円、5の繰延収益10億2,056万8,261円、合計23億7,724万811円、前年比97.86%、7,536万4,162円の減となりました。

続いて、資本の部について説明をいたします。

6、資本金9億7,595万2,182円、前年比103.17%、3,000万円の増。自己資本金のみとなりますが、増額分については、町の出資金となっております。

7、剰余金。

(1) 利益剰余金。企業がこれまでに生み出した利益の積立額ということです。

イ、減債積立金1,646万7,000円。ロ、利益積立金6億6,306万3,916円、前年度その他未処分利益剰余金変動額分を積み立て処分したものです。ハ、建設改良積立金5,326万8,825円、前年度の純利益分917万5,891円を積み立て処分しております。ニ、当年度末処分利益剰余金1,172万3,026円、先ほど損益計算書で確認していただいたものです。

イからニの4つの剰余金合計が7億4,452万2,767円が利益剰余金となり、対前年比101.60%、1,172万3,026円の増となっております。

資本合計は、6の資本金9億7,595万2,182円と7の剰余金・利益剰余金合計7億4,452万2,767円を足した17億2,047万4,949円、前年比102.49%、4,172万3,026円の増となっております。

負債資本合計は、負債合計23億7,724万811円に資本合計17億2,047万4,949円を足した40億9,771万5,760円となり、左側、348ページの資産合計と同額となっております。

決算書類の説明は以上になりますが、最後に、決算書付属書類のキャッシュ・フロー計算書について説明をさせていただきます。

355ページをごらんください。

キャッシュ・フロー計算書ですが、事業活動により、平成28年度においてどれだけ資金が増減したかを示す計算書となっております。

1の業務活動によるキャッシュ・フローですが、損益計算書の当年度純利益から始まり、減価償却費などの資金収支を伴わないものを控除して算出する間接法を用いて計算しております。

業務活動により、1億2,705万4,219円の資金がふえた結果となっております。

2の投資活動では1億924万2,964円の資金が減った結果となっております。

3の財務活動では、4,536万4,162円の資金が減った結果となっております。

平成28年度における業務・投資・財務活動によるキャッシュ・フローの差し引き合計では2,755万2,907円の資金が減少しております。

その結果、平成28年度期首時点の資金残高、これは平成27年度末時点の資金残高と同一のものになりますが、期首時点が3億6,583万361円ですので、それから2,755万2,907円資金が減少し、平成287年度末・期末時点では3億3,827万7,454円の資金残高となっております。

以上が認定9号の補足説明であります。よろしく願いいたします。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成28年度吉岡町水道事業会計決算につきまして、平成29年8月9日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された水道事業会計の決算報告書について、予算額及び収益的収支、資本的収支並びに日計伝票、歳入歳出伝票、振替伝票により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議 長（馬場周二君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ありますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第9号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

本日の日程のうち、以上をもって平成28年度決算認定に関する議題が終了いたしました。

落合代表監査委員には、監査報告大変ご苦労さまでした。

ここで休憩をとります。2時25分から再開をいたします。よろしく申し上げます。

午後2時06分休憩

午後2時25分再開

議 長（馬場周二君） それでは、会議を再開します。

日程第17 議案第35号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）

議 長（馬場周二君） 日程第17、議案第35号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第35号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,116万9,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,635万円とするものであります。

今回の補正の主な増減内容を申し上げますと、まず、歳入では10款地方交付税において6,844万7,000円の増、18款繰入金においては5億6,824万4,000円の増、20款諸収入においては5,424万9,000円の増、21款町債においては1,440万円の増となっております。

次に、歳出の主な内容ですが、2款総務費において5,321万7,000円の増、3款民生費においては4,471万1,000円の増、6款農林水産費においては1,355万5,000円の増、7款商工費においては1,103万2,000円の増、8款土木費においては1億3,378万5,000円の増、12款公債費においては4億1,147万8,000円の増となります。

なお、今回の補正により財政調整基金からの繰り入れは8億5,003万8,000円となり、財政調整基金の残高見込み額は、予算ベースで1億7,823万2,000円となっております。

詳細につきましては財務課長に説明させていただきますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 小林財務課長。

[財務課長 小林康弘君発言]

財務課長（小林康弘君） それでは、議案第35号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）をごらんください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額につきましては、ただいま町長が提案理由の中で申し上げたとおりとなります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によるということで、これにつきましては、2ページから6ページまでに記載されており、説明については、補正の款項の区分等を含めて事項別明細書で説明をさせていただきます。

次に、第2条 地方債の変更は、第2表・地方債補正によるとなっております、これにつきましては、7ページをごらんいただきたいと思います。

まず、臨時財政対策債ですが、これは臨時財政対策債の発行可能額の確定によるもので、

補正前の限度額2億7,500万円に720万円を追加し、2億8,220万円とするものです。

次に、緊急防災・減災事業債（南下城山防災公園整備事業）についてですが、これは起債対象事業費の増額によるもので、補正前の限度額6,900万円に720万円を追加し、7,620万円とするものとなります。

次に、11ページをごらんください。

ここからは、主な補正内容について、事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、10款1項1目地方交付税1節普通交付税は、普通交付税の算定により額が確定したことによるもので、6,844万7,000円の増となります。

次に、14款国庫支出金2項国庫補助金1目1節総務費国庫補助金で、電算業務に関する社会保障・税番号制度国庫補助金302万3,000円の増となります。

次に、12ページをごらんください。

15款県支出金1項県負担金3目農林水産業費県負担金1節農業委員会県負担金で、農地利用最適化交付金388万2,000円の増となります。これは、農業委員等報酬の成果実績払い分の皆増によるものとなります。

次に、13ページをごらんください。

18款繰入金2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金は、9,030万4,000円の増です。これにより、補正後の財政調整基金からの繰り入れは8億5,003万8,000円となり、財政調整基金残高見込み額は、先ほど町長の説明にもありましたとおり、予算額ベースで17億8,232万8,000円となります。

同じく、2項基金繰入金5目1節減債基金繰入金は、4億1,652万円の増額です。減債基金は、町債の繰り上げ償還の財源に充てることが可能であることから、今回平成21年度、22年度の臨時財政対策債の繰り上げ償還に充当するために繰り入れるものです。

次に、19款1項1目1節の繰入金ですが、平成28年度決算剰余金の確定により、655万7,000円の増となります。

次に、14ページをごらんください。

20款諸収入5項3目1節の雑入では、駒寄スマートインターチェンジ大型化事業に係る前橋市負担金5,382万円の増となります。

21款町債につきましては、先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、歳出の主な補正内容について説明をさせていただきます。なお、給料、職員手当等、共済組合負担金、退職手当組合負担金は、全款を通して人事異動等による増減となっておりますので、個別の説明は略させていただきます。

それでは、16ページ下段をごらんください。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費15節工事請負費ですが、主な内容としては、役場西駐車場整備工事1,944万円の増となります。これは、主要事業にも取り上げてありますが、役場周辺の駐車場不足解消のための事業となっております。

次に、17ページをごらんください。

2款総務費1項総務管理費12目電子計算費13節委託料で770万8,000円の増となります。内容については、社会保障・税番号制度対応関係システム改修委託料が377万6,000円の増、インターネット系資産管理ソフト導入費として393万2,000円の増となります。

同じく、1項総務管理費14目温泉事業費15節工事請負費では、705万8,000円の増となっております、これは老朽化したリバートピア吉岡の源泉ポンプ用制御盤改修のためのものとなります。

次に、21ページ中段をごらんください。

3款民生費1項社会福祉費6目障害者福祉費19節負担金、補助及び交付金で、障害児通所支援で1,872万円の追加です。

次に、22ページ中段をごらんください。

3款民生費1項社会福祉費6目障害者福祉費23節償還金、利子及び割引料で、返納金2,271万9,000円の増となります。主な内容については、障害者自立支援給付費医療費国県負担金返還金として734万6,000円の増、障害児支援費国県負担金返還金として1,537万3,000円の増となっています。

次に、22ページをごらんください。

3款民生費2項児童福祉費3目児童保育費23節償還金、利子及び割引料で1,045万8,000円の増となり、主なものとしては、子供のための教育・保育費国県負担金返還金の皆増による返還金891万6,000円となっています。

次に、26ページ上段をごらんください。

7款1項商工費2目観光費19節負担金補助及び交付金で700万円の増となります。これは、平成30年に吉岡町が開催される花と緑のぐんまづくり事業のための協議会負担金となります。

同じく、1項商工費3目商工業振興費13節委託料では企業誘致調査研究委託として400万円の増となっています。

次に、27ページ中段をごらんください。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費15節工事請負費で、道路維持補修工事（単独）2,450万円の増、同じく2項道路橋梁費3目道路新設改良費22節補償補填及び

賠償金622万円の増となっており、主な内容としましては、電柱移転補償費600万円となります。

次に、28ページの上段をごらんください。

8款土木費2項道路橋梁費5目橋梁維持費13節委託料で、橋梁長寿命化修繕詳細設計業務2,000万円の減、同じく、5目橋梁維持費15節工事請負費で橋梁維持補修工事(補助)が2,000万円の増となっております。

次に、29ページ上段をごらんください。

8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費13節委託料が600万円の増となります。内容としては、水路施設管理整備基本計画基礎調査業務が300万円の増、開発等に伴う将来交通シミュレーション業務が300万円の増となっています。

同じく、4項都市計画費2目都市施設費13節委託料で1,190万円の増となります。主な内容としては、南下城山防災公園に関する設計積算・施工管理業務委託及び雨水計画策定業務で840万円の増、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業として350万円の増となっています。

同じく、2目都市施設費15節工事請負費で駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業として3,526万円の増、同じく2目都市施設費22節補償、補填及び賠償金で、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業に係る補償費として3,300万円の増となります。

次に、30ページ上段をごらんください。

8款土木費5項住宅費2目住宅対策費13節委託料では空き家等対策計画策定業務で550万円の増となっています。

次に、33ページ中段をごらんください。

10款教育費4項社会教育費4目文化センター費15節工事請負費162万円の増ですが、その内容につきましては、維持補修工事810万円の減と、文化センターエントランスホール東側自動ドア設置工事として972万円の増となっております。なお、この自動ドア設置工事については、主要事業にも記載されているとおり、文化センターと東側にあるふれあい公園をつなぐ玄関として設置し、関連施設の一体的な利用を図ることを目的とするものです。

次に、36ページをごらんください。

12款1項公債費1目元金23節償還金、利子及び割引料で4億1,740万6,000円の増となります。歳入の説明時にも触れましたが、これは減債基金を活用し、繰り上げ償還を行うものであり、具体的には平成21年度・22年度の臨時財政対策債について借り入れ先のJA北群渋川へ1億6,042万円、しのめ信用金庫へ2億5,610万

円それぞれ繰り上げ償還をするものとなっております。

同じく、1項公債費2目利子23節償還金、利子及び割引料ですが、こちらは593万3,000円の減となります。このうち255万6,000円については、繰り上げ償還を行うことによる今年度の下半期の利子の減少分となります。

続いて、37ページから39ページについては、給与費の明細書です。

40ページは、地方債の平成27年度末及び平成28年度末における現在高並びに平成29年度末における現在高の見込みに関する調書となります。今回の補正予算で臨時財政対策債の繰り上げ償還を行うことにより、28年度末には49億2,372万7,000円だった地方債の現在高が平成29年度中の増減によりまして5億958万7,000円のマイナスとなりまして、平成29年度末には44億1,414万円となる見込みとなっております。

なお、参考資料としまして、本補正予算の説明資料となりますが、A4判で21ページの別冊を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） まず、第1点目でありますけれども、26ページになりますけれども、商工振興費というところで、企業誘致研究委託と、400万円となっておりますけれども、これは町がどの辺を想定してしましての工業誘致というものを考えているのか。まず、その全体像がちょっと理解できないんですけれども、町の基本的な考え方、そして、場所等、そしてまた、町が想定している部分についてお尋ねをします。

それから、もう1点でありますけれども、29ページの土木費の3目の都市施設費の中で22節補償、補填及び賠償金ということで、これは駒寄スマートインターのところなんですけれども、以前話がありました、1カ所地権者の同意が得られないでというところがありますけれども、そこはまた違うところなのか。ここは、どの部分を指しているのか、できればそれがわかる図面でも示していただけたらというふうに思います。

それから、最後になりますけれども、36ページでありますけれども、公債費の中で23節の中で、今借入れを起こしてありますJAであるとかしのめ信用金庫に一括返済するという事なんですけれども、このことによって元利合計で、つまり浮く金額というのはどのくらいかについてお尋ねをします。

議 長（馬場周二君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） それでは、企業誘致の関係からお答えいたします。

企業誘致につきましては、吉岡町都市計画マスタープラン上で駒寄スマートインターチェンジの東側については商業施設、西側については工業施設の誘致地というところで色分けをさせていただいたところでございます。

そちらにつきまして、西側の一団の土地につきまして、埋蔵物の調査でありますとか、あるいは土地の状況の調査をいたしまして、具体的に検討するための基礎資料を作成するための予算となっております。

あともう1点の補償費の関係につきましては、駒寄スマートインターチェンジの東側の町道について、今年度町の単独事業で先行して用地の工事のほうに着手するというところで、当初予算のほうでお願いしておったところなんですけれども、そちらの管路の補償費ということでありまして、群馬用水と渋川の工業用水のほうが通っている部分を急遽先にやるということで予算の補正のほうを計上させていただいておるところでございます。用地のほうの取得が難航している部分とは直接関係のない部分でございます。以上です。

議長（馬場周二君） 小林財務課長。

〔財務課長 小林康弘君発言〕

財務課長（小林康弘君） 繰り上げ償還による削減効果ということなんです、この今回の繰り上げ償還によりまして将来的に吉岡町が支払うことになっていたものがどのくらいか、その金額につきましては、2, 225万円程度という形になります。以上です。

議長（馬場周二君） ほかにございませんか。

五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） まず、1つ目が21ページの1款民生費1項社会福祉費13節委託料の中で午前中岩崎議員のほうからも例の地域福祉交流拠点整備の関係で条例制定に関してちょっと質問があったんですけども、このところで、工事変更設計委託料22万7,000円が計上されております。この変更設計の内容はどのようなことなのか。

それから、この設計変更に伴って、今度工事請負費というのも当然変更になるのかどうか。全体の予算ですと2,900万円ぐらいがあるわけですけども、その辺が実際どのようになっていくのかということをお知らせください。

それから、2つ目が24ページの6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の中で、13節委託料、天神東公園の樹木伐根委託料、これはあそこの天神東公園のところを樹木を抜いて、どのような計画をされているのかお知らせください。

それから、最後になるんですけども、30ページの6款土木費5項住宅費2目住宅対

策費13節委託料で空き家等対策計画策定業務、これはことしの当初予算で計上されているんですけども、半年ぐらいたったところで約1.7倍の補正額が上がってきているんですが、この上がった理由というのをお知らせください。以上です。

議長（馬場周二君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） まず、地域福祉拠点事業の関係でありますけれども、設計の変更の補正でございますが、これにつきましては、既存建物の当初設計を行っておりましたが、工事をしている最中に床等の下、基礎部分になりますけれども、基礎部分においてのものにつきまして、基礎コンクリートあるいは柱等につきまして大分傷んでおりました。柱においては、シロアリ等が入っている状況が確認され、また、コンクリート基礎につきましては、大分補強が必要だというような状況でありましたので、それに伴う設計の変更のほうをお願いすることでございます。

それによりまして、建物のほうの工事のほうも見直しのほうもこれから入ってくるわけですけども、それに伴う費用につきましては、予算範囲内でおさまるという予想でございますので、今後この補正を可決していただいた中で契約変更をした中で事業を進めていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（馬場周二君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） まず、6款のほうのお話からですけども、天神東公園につきましては、整備当時と変わりました、大分木が大木になってきて、若干見通しが悪くなってきております。また、木陰を、そういう日照を遮ることによってホテルの会議の皆さんがそのホテルを育成したりとかというところもあるんですけども、そこの調和を見た中で、大きな木を少し伐採いたしまして、少し風通しをよくするかなというところでの要望でございます。

それと、空き家対策については、この7月ぐらいに新聞報道等が出てきたところでもございますが、吉岡町といたしましても7月14日に空き家等対策協議会ということで、町の空き家対策についての基本的なところの会合を持ったところでございます。

新聞報道の内容によりますと、来年度から空き家の発生に対しまして町村がより積極的な仲介機能を持つことの機能を要求されたりですとか、そういうことが国において検討されているということになりますと、当初予算でご要望させていただいた中では水道の給排水の状況から踏まえて、どの程度の空き家があるかということ把握しながら、今後の計画策定の基礎資料をつくるというところでの目標を達成することが難しくなりました、また、空き家対策等、非常に重要な問題といたしまして、権利関係がございます。確かに

居住されている方がいらっしゃらないんですけれども、所有権との調整を図った中で、行政のほうで指導、もしくは、指導の段階ではいいんですけれども、行政的に除却するとか、そういう指導になりますと、より専門的な法律的な検証が必要になるということになりますと、例えば専門的な先生にご依頼するとか、そういった部分が出てくることによりまして、ちょっと大きな金額に見積額としては膨らんだというところがございます。以上です。

議長（馬場周二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） ないようでございますので、質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第35号は、総務常任委員会に付託します。

日程第18 議案第36号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

議長（馬場周二君） 日程第18、議案第36号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第36号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

この補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,703万7,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、平成28年度決算の確定による繰越金の減額によるものがございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 飯嶋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言〕

教育委員会事務局長（飯嶋由紀夫君） それでは、補足説明をいたします。

この補正の内容といたしましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、平成28年度の決算が確定いたしまして、実質収支額が26万9,000円となりました。これを平成29年度の繰越金として歳入額を補正するものです。

補正予算書の2ページの「第1表」歳入をごらんください。

第3款の繰越金の既決予算ですが、30万円を見込んでおりましたが、決算額の確定に伴いまして繰越金が26万9,000円になったことから、3万1,000円の減額をいたしまして、26万9,000円に補正をお願いするものでございます。

歳出につきましても、歳入と同額の補正をお願いし、こちらは7ページになりますが、7ページの1目学校給食費16節原材料費の給食用食材料費を3万1,000円減額させていただくものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第36号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第19 議案第37号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議 長（馬場周二君） 日程第19、議案第37号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第37号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億557万5,000円としたいものであります。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明を申し上げます。

全体で12ページありますが、2ページの第「第1表・歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書にて説明をし、その後、4ページ、「第2表・地方債補正」の説明を

させていただきます。

最初に、議案書7ページをごらんください。

歳入より説明いたします。

歳入第3款国庫支出金第1項国庫補助金第1目下水道費国庫補助金、社会資本整備費総合交付金310万円の追加。公共下水道事業の管渠工事及び実施設計業務委託費の見直しに伴う交付金310万円の追加となります。

第4款県支出金第1項県補助金第1目下水道費県補助金、県費補助の管渠工事に伴う補助10万円の減額となります。

第5款繰入金119万6,000円の減額。歳入歳出の相殺による減額となります。

第8款町債40万円の追加。事業費の増額に伴い追加をお願いするものです。

続いて、歳出について説明いたします。8ページをお願いします。

歳出、第1款下水道費第1項下水道費第1目総務管理費225万6,000円の減額。2節の給料から4節共済費及び19節負担金にかかわるものです。内容については、全額4月の人事異動に伴う給与等の減額補正となっております。第2目管渠管理費109万5,000円の追加です。内訳ですが、13節委託料の追加、15節工事請負費では106万円の追加。内容につきましては、公共下水道の管渠マンホール補修工事を予定しております。第3目建設費351万9,000円の追加です。内訳ですが、4節共済費1万9,000円の追加、共済組合負担金変更による補正となります。15節工事請負費350万円の追加。内容は、管渠築造及び公共汚水桝設置工事2カ所です。ともに公共下水道の供用開始未整備区域内であります。この地区への接続希望に伴う工事ということでございます。

9ページをごらんください。

第2款公債費第1項公債費第2目利子16万4,000円の減額。利子の確定による補正となります。

歳出については以上です。

戻りまして、4ページをごらんください。

地方債の変更ですが、「第2表・地方債補正」で起債の目的、公共下水道事業におきまして事業費見込額の増額に伴い、起債の限度額、5,110万円を5,150万円に変更をしたいものです。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第37号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第20 議案第38号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)

議長（馬場周二君） 日程第20、議案第38号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第38号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,092万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,208万9,000円とするものであります。

補正内容につきましては、平成28年度決算による繰越金の増額などが主なものでございます。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、補正予算の主な説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。8ページをごらんください。

歳入の部、第5款の療養給付費等交付金は、支払い基金より平成29年度決定通知額に合わせた額としたいもので、3,531万2,000円を減額する補正でございます。

第6款の前期高齢者交付金は、支払い基金より平成29年度通知額に合わせた額とするもので、3,082万7,000円を増額補正するものでございます。

次に、第11款の繰越金は、第1項第1目の療養給付費交付金繰越金と第1項第2目のその他繰越金は、平成28年度決算が確定し、全体で1,540万9,000円を繰越金として増額補正するものでございます。

9ページをお願いいたします。歳出の部に移ります。

第1款第1項第1目の一般管理費は、備品購入費が主なものでございます。国保情報集約システム連携のためのものでございまして、157万7,000円を増額補正をするも

のでございます。

第2款の保険給付費は、第1項第1目の一般被保険者療養諸費の1,113万4,000円の増額補正で、その他療養給付費、第2項の高額療養費を含めて、全体で1,436万4,000円を増額補正をいたしまして、保険給付費の総額予算を14億1,403万5,000円とするものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

第3款の後期高齢者支援金は、支払い基金の通知額に合わせた額とするもので、1,085万円を減額補正するものでございます。

第11款諸支出金は、国庫金等の前年度の精算により償還するものでございまして、全体で582万4,000円を増額補正し、返還するものでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第38号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第21 議案第39号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)

議長（馬場周二君） 日程第21、議案第39号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第39号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ401万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,871万3,000円としたいものであります。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をいたします。議案書7ページをごらんください。

歳出、第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費第1目総務管理費101万5,000円の追加です。歳出の内訳、2節から19節までの大半が4月の人事異動に伴う人件費、給与費等の補正となっております。2節給料233万5,000円の増、3節職員手当等62万5,000円の増、4節共済費69万円の増、19節負担金退職手当負担金2万2,000円の減、また、19節の負担金、補助及び交付金であります。渋川広域ごみ運営費負担金38万7,000円の増は、汚泥処理量の確定に伴う補正となっております。

したがいまして、歳入歳出それぞれ401万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億6,871万3,000となる補正をお願いするものです。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第39号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第22 議案第40号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議長（馬場周二君） 日程第22、議案第40号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第40号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,382万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,060万円とするものであります。

補正の内容につきましては、平成28年度決算による繰越金の増額によるものなどが主なものでございます。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、補正予算の主な説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。8ページをお願いいたします。

初めに、歳入の第7款の繰越金の補正額は、2,580万6,000円であります。これは、平成27年度介護報酬の見直しもあり、平成27年度と同様に平成28年度も介護給付費が低調であったためのものでございます。

第6款の介護給付費準備基金繰入金の減額は、第7款の繰越金が多額であったため、当初予算額の1,200万円全額を減額するものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

歳出に移ります。

第5款第1項第1目の第1号被保険者保険料還付金は、前年度中に死亡または転出等により保険料を還付するものでございます。20万9,000円の増額補正でございます。

第2目の償還金は、前年度の国庫支出金の超過分としての返還金で1,139万3,000円の増額補正でございます。

第4款地域支援事業費の第1項第3目の1万1,000円の増額補正は、在宅医療・介護連携関連の職員の研修費でございます。

第2項第3目の高額介護予防サービス相当サービス費を2万円増額補正するものであります。

次に、7ページをお願いいたします。

歳入にまた移ります。

第2款の国庫支出金第1項第1目の4,000円及び第2目の4,000円、第4款の県支出金の第2項第2目の2,000円及び第3目の2,000円、第6款の繰入金の第1項第3目の2,000円の増額は、歳出の第4款第2項第3目の高額介護予防サービス相当サービス費の2万円の増額補正分をそれぞれ負担割合ごとに増額した補正でございます。

最後に、10ページをお願いいたします。

歳出の第7款基金積立金として218万9,000円を基金に積み立てるものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第40号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第23 議案第41号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第2号)

議 長（馬場周二君） 日程第23、議案第41号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第41号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ304万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,327万1,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、平成28年度決算による繰越金の増額が主なものでございます。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、説明させていただきます。

補正予算書の2ページの第1表をお願いいたします。

歳入の第3款繰越金は、平成28年度決算が確定し、304万5,000円を繰越金として補正するものでございます。

3ページの第1表をごらんください。

歳出の第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入の繰越金の補正額304万5,000円をそのまま増額補正するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第41号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第24 議案第42号 平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（馬場周二君） 日程第24、議案第42号 平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 申し上げます。

議案第42号 平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

収益的収入及び支出においては、支出で194万5,000円の減額補正を、また、資本的収入及び支出においては、支出で1万2,000円の減額補正をお願いするものであります。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をいたします。

議案書2ページ、水道事業会計補正予算実施計画書をごらんください。

収益的収入及び支出ですが、支出、第1款水道事業費用第1項営業費用第1目配水及び給水費146万円の減額。第2目総係費48万5,000円の減額。これにつきましては、いずれも4月の人事異動に伴う人件費の減額であります。

収益的支出で合計194万5,000円の減額補正をお願いするものです。

次に、資本的収入及び支出では、支出、第1款資本的支出第1項建設改良費第1目配水設備工事費、人件費1万2,000円の減額補正となります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第42号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第25 同意第5号 吉岡町教育委員会委員の任命について

議長（馬場周二君） 日程第25、同意第5号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第5号 吉岡町教育委員会委員の任命について、提案説明を行います。

吉岡町教育委員会委員1名が9月30日をもって任期満了となるため、次の者を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

同意をお願いする委員は木暮伸晴氏でございます。同氏は昭和47年7月27日生まれの45歳、住所は吉岡町大字大久保2118番地の2であります。

木暮伸晴氏は、前橋市生まれで、高崎市箕郷町で育ち、前橋育英高校を卒業され、その後前橋医師会立看護学校に進学し、卒業後は日高会、日高病院に透析技師として勤務され、現在は医療法人富士たちばなクリニックで事務長としてご活躍をされております。

さらに、木暮氏は、人格が高潔であるとともに、3人の子供を持つ父親として教育にも熱心で、教育及び文化に関して識見を有する方であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項の規定を満たしております。

何とぞ同意をいただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第5号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

同意第5号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、同意第5号は原案のとおり可決されました。

日程第26 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議 長（馬場周二君） 日程第26、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の現行委員の退任に伴い、その補充の推薦を行うに当たり、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

その候補者は、狩野清孝氏であります。住所及び生年月日については、諮問第2号に記載されたとおりであります。

地域でも自治会役員等の地域活動で活躍されております。地域から信頼され、人格見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護についてのご理解のある方であります。

よろしく願いをいたします。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第2号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、諮問第2号は原案のとおり答申することに決定しました。

日程第27 陳情第3号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情

議長（馬場周二君） 日程第27、陳情第3号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情を議題とします。

陳情第3号は、お手元に配付の陳情書のとおり、全国森林環境税創設促進議員連盟会長板垣一徳氏からの陳情を受理したものです。

この陳情は、総務常任委員会に付託します。

散 会

議長（馬場周二君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

午後3時26分散会

平成29年第3回吉岡町議会定例会会議録第2号

平成29年9月8日（金曜日）

議事日程 第2号

平成29年9月8日（金曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	小池春雄君
15番	岸祐次君	16番	馬場周二君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小淵莊作君
財務課長	小林康弘君	町民生活課長	福島良一君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	高田栄二君
会計課長	大澤弘幸君	上下水道課長	笹沢邦男君
教育委員会事務局長	飯嶋由紀夫君		

事務局職員出席者

事務局長 中島 繁 主 事 田中美帆

開 議

午前9時30分開議

議長（馬場周二君） 皆さん、おはようございます。大変ご苦労さまです。

本日の出席議員は16名でございます。定足数に達しております。本日の会議を開きます。

議事日程（第2号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議長（馬場周二君） 日程第1、一般質問を行います。

3番金谷康弘議員を指名します。金谷議員。

〔3番 金谷康弘君登壇〕

3番（金谷康弘君） 議長への通告に従い、一般質問を行います。

1番目の質問です。防災関連。利根川水系利根川洪水浸水想定区域図を鑑みた吉岡町について。

7月29日、上毛新聞、利根川洪水区域、見出し「県北2.1倍、県央1.4倍に」。これは県が国の発表に伴い公表した最大規模の降雨が発生した際の洪水浸水想定区域です。「10年～100年に一度程度」の規模を「千年に一度を超える」規模に引き上げて算出した結果、想定区域は県北区域（みなかみ町～沼田市）で2.1倍、県央（渋川以南）で1.4倍、吉岡は渋川以南ですので1.4倍に拡大したということになります。

そこで、早速ネットで調べました。これです。これが想定最大規模（県央区間）、これはちょっと小さいので、拡大したものが吉岡ですとこの辺になります。そのほかに河岸浸食、この図面です。吉岡を拡大したのがこれになります。氾濫流、これです。吉岡の部分を拡大したものがこれになります。そして4番目、浸水継続時間、これです。吉岡部分を拡大したものがこれになります。次に計画規模、これです。吉岡の部分を拡大したものがこれになります。など合計5種類あります。

次に、これは吉岡町利根川の洪水ハザードマップです。当然改正前のものです。アップされたものは、これと比べてみますとエリアが少しふえたかなと思います。新たに加えられたのが「道の駅」南側天狗岩用水沿いから吉岡川の利根川流れ込み付近まで、そして変わったのが水深の表示の改正と。

私は気になり、吉岡町の住宅地図に改正された洪水浸水想定区域を落とし込んでみました。驚きました。色がついた部分、民家はぎりぎりですが、きちんと避けてあり、茶色、黄色と色がついた部分は田んぼでした。だからといって、安全ですと言い切ることは到底できませんが、昔の人の英知でしょうか。古来、利根川は氾濫を繰り返していたため、熟

知していたのだと思います。茶色の部分にあるのは、田んぼのほかに養鶏場、それに伴う工場でした。

ところで町は、洪水浸水想定区域図の改正に伴い、吉岡町の洪水ハザードマップ及び防災ガイドの改正に取りかかると思いますが、町はどのような点に注意し進めるのかをお聞かせ願いたいと思います。現代の人はほとんど洪水に関する認知度は薄れているかと思いますが、いざというときに町は避難勧告等を出す場合があります。浸水区域を民家が避けているから大丈夫というのではなく、地域住民に洪水の意識を持ってもらうためにも、いざというときに避難方法の周知の意味合いで、洪水ハザードマップ・防災ガイドの作成が急がれます。また、いろいろな情報を詰め込んだ安全マップ・ハザードマップの意味合いからも重要性があります。

そこで、1、防災関連、(1)利根川水系、洪水浸水想定区域図を鑑みた吉岡町について。①吉岡町洪水ハザードマップ改正に伴う注意点、町長、お尋ねします。

議長(馬場周二君) 石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長(石関 昭君) 皆さん、おはようございます。

本日1日、3人の議員さんより質問をいただきましたが、精いっぱい答弁をさせていただきます。

まず初めに、金谷議員さんより、大きく分けまして防災関連。まず初めに「吉岡町の洪水ハザードマップ改正に伴う注意点」ということでご質問をいただきました。答弁をさせていただきます。

国交省関東地方整備局から、利根川水系19河川について洪水浸水想定区域が公表され、その後、県も利根川の洪水浸水想定区域図を公表いたしました。県は、全国各地で豪雨による大規模な被害が発生したことを踏まえ、県と市町で河川氾濫に関する「群馬県減災対策協議会」を立ち上げ、洪水や浸水の被害に備え県と市町村が連携し、減災のための協議を行っているところでもあります。

町もこれに合わせて吉岡町洪水ハザードマップ等の改正を考えているところでございます。

以下、詳細につきましては、町民生活課長、担当課長より答弁をさせます。

議長(馬場周二君) 福島町民生活課長。

[町民生活課長 福島良一君発言]

町民生活課長(福島良一君) 先ほど町長の話にもありましたが、洪水浸水想定区域図が県・国と発表されました。それによって、平成27年9月の関東・東北豪雨や平成28年8月の北海道や岩手の豪雨、大規模な被害が発生したことを踏まえ、平成29年2月から、群馬県と

市町村で河川氾濫に関する「群馬県減災対策協議会」を立ち上げ、堤防の決壊等に関する浸水被害に備え、県・市町村が連携して減災のために協議や情報の共有を行っているところでもあります。

その協議では、洪水ハザードマップについても協議を行っていて、平成33年度を目標に各市町村で見直すこととしております。町でも同様に対応していく考えであります。

ご質問の改正に伴う注意点についてであります。改正に当たりましては、県河川課の助言や支援を受けながら、また洪水浸水想定区域の位置等の確認もし、現地の確認、また地元の自治会長の意見等を参考にした上で、産業建設課と協議しながら作成をしていこうと考えているところであります。以上であります。

議長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） ことしに入り、北九州での洪水、先月25日には東北、岩手・秋田での河川の氾濫と大雨による被害の報道が絶えません。吉岡町がいつこのような被害に遭うかわかりません。このような備えのためにも、いろいろな情報を取り入れた洪水ハザードマップ・防災ガイドの早期の作成をお願いして次の質問に移ります。

利根川洪水浸水想定区域（想定最大規模）を鑑みた吉岡町について。①吉岡町洪水ハザードマップ改正に伴う注意点、備蓄品について。

これは吉岡町の洪水ハザードマップですが、これには防災倉庫の明記がありません。吉岡町防災マップを見ますと防災倉庫の明記はあります。こちらのほうの防災ガイドには明記があります。明記はありますが、役場庁舎を含めた数カ所しかありません。何せ平成26年2月作成のもので、現状はもっと整備が進んでいるものと思われませんが、また、昨年3月定例会での山畑議員の一般質問、「災害用備蓄庫、備蓄品についての計画は」で、町長答弁、「防災用備蓄庫は、未設置の5つの自治会に近いうちに設置。備蓄品は今回の補正予算でも計上。自治会向けに食料、資機材の購入に補助金制度を始めた」とあります。

13自治会全ての防災倉庫は設置できている話は聞いていますが、備蓄品はどうでしょうか。最低限、飲料水（水は最低1日3リットル必要とされています）、食料、毛布などの備蓄内容は13自治会いかようでしょうか。お尋ねします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 昨年度設置されていなかった5つの自治会防災倉庫を設置し、これで全ての自治会に防災倉庫が設置をされました。

備蓄の状況ですが、災害救助用毛布が50枚、ブルーシートが15枚、アルファ米300食、乾パン300食、そのほかパンの缶等228食、飲料水は2リットルのペットボトル

ルの6本入りを18箱(216リットル)備えている状況でもあります。

今後も予算の範囲で備蓄品等をふやしていくことを考えております。

議長(馬場周二君) 金谷議員。

[3番 金谷康弘君発言]

3番(金谷康弘君) ありがとうございます。小規模の災害でしたら、各自治会の集会所の避難所で対応できますが、大地震などで多くの家の倒壊があった場合、大きな避難所が必要となります。学校及び学校の体育館です。防災マップには、明治小学校、駒寄小学校、吉岡中学校に防災倉庫の明記がありません。私は不思議に思います。

また、備蓄品はどのようになっているのでしょうか。支援物資が届くまでの間の応急対応は。町長、お尋ねします。

議長(馬場周二君) 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町長(石関 昭君) この件につきましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議長(馬場周二君) 福島町民生活課長。

[町民生活課長 福島良一君発言]

町民生活課長(福島良一君) 質問の件ですが、明治小学校と駒寄小学校につきましては、今年度、日本赤十字に防災倉庫の設置を要望したところ、先月、設置することが決定したところがあります。中学校についても、今後設置要望を申請していくことを検討しているところがあります。

また、小学校に設置予定の防災倉庫についての備蓄ですが、設置後、予算の範囲で検討して、できれば、それぞれの防災倉庫にアルファ米1,000食分を考えているところがございます。こちらの防災倉庫につきましても、設置後、予算の範囲でふやしていくことを考えております。以上です。

議長(馬場周二君) 金谷議員。

[3番 金谷康弘君発言]

3番(金谷康弘君) 明治小学校、駒寄小学校に防災倉庫の設置が進むということで少しは安心できます。

ここで先ほど福島町民生活課長の説明の中で、備蓄品は明治小・駒寄小にアルファ米1,000食分という考えでいるということですが、1世帯4人として50世帯で200人、1日3食で600食ということで1.6日分。300人で1日分。量的には少なく感じますが。

また、このアルファ米は、アレルギー対応にはいかようなのでしょうか。

また、以前、学校給食の米飯センターでの出来事のようなときは、防災の備蓄品の提供

はできないのでしょうか。

以上、まとめて3点お伺いします。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件につきましても町民生活課長より答弁させます。

議 長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 備蓄品の量については、先ほども話しましたが、予算の範囲でふやしていく考えであります。

また、防災倉庫の備蓄だけでなく、災害の備えとして、飲料水・食料の確保として、家庭で3日分の食料、飲料水については1人1日3リットルを目安とし備蓄していただくように地域防災計画で記入してありますので、そういったことを住民の方に周知していこうかと考えております。

次に、アルファ米等、備蓄品のアレルギー対策であります。購入するアルファ米につきましては、アレルギーの使用品目を表示しているものを購入しております。その購入に際しては、アレルギーの物質使用品目が少ないもの、もしくは全くないものを選んで購入しております。また、アレルギーを考慮したアレルギーフリーの備蓄品、そういったものも購入している状況であります。

続きまして、学校の給食に備蓄品の提供はできるかという問いですが、学校給食の関係は、子供たちに衛生面・健康面、そういったものを考慮して提供している状況であります。災害時ならばいざ知らず、学校給食のかわりとしてはちょっと難しいかなと考えるところでもあります。以上です。

議 長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3 番（金谷康弘君） 学校給食のかわりというのは難しいということなんですが、学校での緊急事態のとき、防災品の提供などをして防災教育というのを進めるのも一つの手かなとは思いますが、検討をお願いします。

次に、防災マップで福祉避難所として、保健センターと老人福祉センターには明記がありますが、ご存じのように福祉避難所は要配慮者を対象とした避難所ですが、こちらにも防災倉庫の明記はありません。といっても、健常者用の避難食ではなく、介護食といった特別食がメインになるかと思いますが、福祉避難所の備蓄品の状況についてお尋ねします。

また、これからは、老人福祉関係は地域包括ケアシステムなどで在宅がふえてくるものだと思います。福祉避難所として既設の老人施設との協定を結んでおくのも一案かなと思

いますが、町長、お尋ねします。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 福祉避難所となっている保健センターにつきましては、役場に防災倉庫を2つ設置してあり、備蓄品についてはおかゆ等を備蓄してあります。また、乳幼児の対応として、粉ミルク・哺乳瓶等は保健センター（保健師）と協議して備蓄しています。

もう一つの福祉避難所となっている老人福祉センターには、防災倉庫は昨年度設置したところであり、備蓄品については、社会福祉協議会と協議し、検討していきたいと考えております。

老人施設との協定につきましては、健康福祉課と協議、検討していきたいと考えております。

議 長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3 番（金谷康弘君） 検討をよろしくお願いいたします。

備蓄品、最後の質問です。水の問題ですが、小学校・中学校などで災害時、停電が発生すると、高架水槽に水の供給ができなくなり、水槽内の水が終わると水は使用できません。各集会所及び小学校・中学校に手動の井戸水ポンプの設置はいかがでしょうか。いざというときは有効かと思えます。飲料可・不適は別問題とし、対応を考えると。いかがでしょうか。町長、お尋ねします。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 今、金谷議員のほうから、井戸水がいいんじゃないかということで提案はいただきました。災害時には、飲料水を確保することはとても大事なことで私も思っております。災害時に飲料水を確保する方法の一つとして、井戸水等の利用を実施している自治体があることも承知をしております。

町では、まず、飲料水を確保するための対応として飲料水の備蓄に努めていきたいと考えております。また、災害時における協定を三国コカ・コーラボトリング株式会社や株式会社伊藤園と結び、飲料水の提供を受けることになっております。また、渋川市と応急給水に関する協定も結び、飲料水の確保に努めているところでもあります。

議 長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3 番（金谷康弘君） わかりました。ありがとうございます。

先日、Jアラートが発信されました。防災倉庫、備蓄品は自然災害のためだけではありません。

ません。人為的災害、不測の事態に対応できるように整備の必要を感じます。対応をよろしく願って、次の質問に移ります。

1、防災関連、(1)利根川洪水浸水想定区域(想定最大規模)を鑑みた吉岡町について。②道の駅よしおか温泉の防災拠点の難点。

前回定例会での山畑議員の一般質問にて、「災害時の中心となる災害拠点は役場となるのでしょうか。役場だけでその機能が十分に発揮できるのでしょうか。町では災害拠点をどのように考えているのでしょうか」に対し町長答弁、「町の災害拠点の地域防災計画においては役場庁舎内に設置、また災害により役場庁舎に設置できない場合は文化センターに設置することも考えている」、そして山畑議員、「川場村では道の駅『田園プラザ』をことし中に災害拠点にし、災害時に備えることに施設整備を行うようです。避難所とは異なり、災害時の支援物資の受け入れや救助の支援基地、その他の災害時の必要な施設を一堂に集約することは、速やかに住民の支援が可能になります。川場村の田園プラザは、それらを収容できる広大な土地を有しています。例えば町でも道の駅よしおか温泉周辺にはそれらの機能を設置できる広大な土地があると思います。災害拠点としての役割を十分果たすと考えますが、町としてはどのように考えているのでしょうか」の質問に対し町長答弁、「道の駅は、支援物資輸送等の中継基地としても考えております。いろいろな面で道の駅はいろいろな食品もある、温泉もある、宿泊施設もできるのではないかと。いわゆる道の駅は、今、全国的に災害が起きたときの拠点として使われると。また、使ってくれというようなことで、国土交通省からも提言されております。そういった意味で、道の駅は防災の拠点となるということは間違いないと思っています」とのことでした。

昨年末の上毛新聞、12月26日、見出し「『道の駅』を防災拠点化 県強靱化計画で素案」、「県は事前防災や減災対策などの方向性を示す県国土強靱化地域計画の素案をまとめ、緊急輸送道路の確保や道の駅の防災拠点化といった各分野の推進方針を盛り込んだ」とあり、確かに県は道の駅の防災拠点化を推進していますが、改正された利根川水系洪水浸水想定区域図では、前記述のように道の駅南側天狗岩用水沿いから吉岡川の利根川流れ込みの付近まで浸水想定区域に指定されています。私はこのような点から、洪水時における道の駅よしおか温泉の災害拠点は無理があるのかなと思います。むしろ災害があったとき、洪水を除き安全が確保できれば、道の駅を多目的に使用するのは結構なことだと思います。前述の町長答弁「道の駅は防災の拠点となることは間違いないと思っています」は、「洪水時を除き」という文言をつけ加えたほうが私はよろしいかなと思います。

台風で利根川に大水が出て県庁近くの河川敷の車が流されたとき、親水公園が浸水しました。当時、吉岡町はふるさと祭りを緑地運動公園で計画していたのを町長は変更し、役場北側駐車場に決め、それ以来ずっと役場北側駐車場で開催しているとのお話も以前聞い

たことがあります。水の恐ろしさを目の当たりにし、十分理解していることと思います。

1、防災関連、(1)利根川水系利根川洪水浸水想定区域図を鑑みた吉岡町について。
②道の駅よしおか温泉の防災拠点の難点、ただし、洪水時を除き多目的に使用はできる。
町長、お尋ねします。

議 長(馬場周二君) 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長(石関 昭君) 質問いただきました。私は地域防災計画では、防災拠点は役場庁舎または文化センターとしておりますが、いつ、どんな災害が発生するかわかりませんので、災害の状況に対して臨機応変に対応しなければならないと思っております。今議員のほうから、県庁の車が流れたときには、地域は浸水したろうということですが、そのときはそのときとして、水の恐ろしさというのは私も体験はしております。そういった中においては、防災拠点についても、先ほどから申し上げており、状況に応じて場所を変更する必要があるのではないかとこのように思っております。そうした拠点として、道の駅よしおか温泉や、現在整備中の南下城山防災公園も防災拠点として考えていかなければならないかなというようにも思っております。

災害によって、洪水のときには、吉岡町の役場、吉岡川にもいわゆる大水が出るのかな。吉岡町には大きな一級河川が5つほどあると思っております。そういったところでも大水が出たときには氾濫するおそれもあるということの中においては、一度災害が起きたときには役場が基本となり、また文化センターが基本となって災害拠点になるのかなと思っておりますが、その被害によっていろいろな面に変えなければならないのかなというふうには私も想定をしております。そういったことで、いろいろなことを町も考えながらやっているというのが現状でございます。

詳細につきましては、町民生活課長のほうから答弁をさせます。

議 長(馬場周二君) 福島町民生活課長。

[町民生活課長 福島良一君発言]

町民生活課長(福島良一君) 道の駅よしおか温泉につきましては、道の駅の防災総合利用に関する基本協定を県と締結しており、避難施設、救援物資の運送に係る拠点・中継施設等に利用することと定めております。また、近くの緑地運動公園を災害時の臨時ヘリポートとしていところでもございます。ただ、道の駅よしおか温泉、議員のおっしゃるとおり利根川沿いでありまして。洪水の危険等がある場合には利用できないかなというふうに考えるところでございます。

防災拠点につきましては、地震等により役場庁舎を拠点にできない場合は文化センター、それもできない場合は次の候補地として道の駅よしおか温泉や南下城山防災公園を考えて

いるところであります。町長と重複するところはありませんが、そのように考えております。
以上です。

議 長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3 番（金谷康弘君） ケース・バイ・ケースでの適切な対応を望みます。

先日8月17日、県主催の防災・減災シンポジウム「カスリーン台風から70年～いま考える水災害対策～」を拝聴してきました。改めて水害の恐ろしさを実感してきました。水害が起きる前は洪水ハザードマップにて意識の高揚、避難路・避難場所の確認、起きたらどのように対応するか、また、その後の避難場所運営、支援物資の輸送方法など、ソフト面・ハード面の充実をお願いします。

次の質問に移ります。

1、防災関連、（1）「道の駅よしおか温泉」の防災拠点の難点について。②道の駅よしおか温泉の防災拠点の難点、また道路アクセスについてです。

6月17日土曜日、道の駅よしおか温泉でほたる祭りがありました。私は仕事を切り上げて、開会式に間に合うように車を走らせて上武国道を下って向かいました。上武国道をおりてすぐですが、途端に道路が混雑して車が動かなくなり、遅刻してしまいました。話によると、一時は長松寺のほうまでつながったという話を聞きますが。

予想以上の人出で、一時的に混雑して仕方ないのかなと思いますが、考えてみれば道の駅に行くのに、南側、西側、北側から来る道路は全て原田橋信号に集中します。それから一本道にて道の駅に向かいます。また、上武国道からおりた道がその一本道に接続します。災害時（洪水以外で）、救援物資輸送等の中間基地・避難所として使用するのにも、車の出入りが激しく困難を来すと思いますが、どのように考えますか。道路のアクセス、町長、お尋ねします。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件に関しましては、担当課長より答弁させます。

議 長（馬場周二君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 道の駅の防災拠点としての難点については、先ほどの町長の答弁のとおりでございますが、また直接、水害が想定されない災害時においても、先ほど議員さんのご指摘のとおり、ほたる祭り等の開催時に渋滞等が発生したことも踏まえまして、今後の状況把握の一端として考慮すべき課題であると考えております。

そして、何よりも、道の駅よしおか温泉のアクセス道路についてですが、周辺道路網の

整備が必要であるというふうに考えております。とりわけ、ことしの3月の上武国道の連結により、その影響で混雑が激しくなっていると認識しております。その対策といたしまして、都市計画道路漆原総社線の未整備区間の整備を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

ただし、現在の計画では莫大な事業費が見込まれます。したがって、都市計画道路漆原総社線の計画の見直しを進めております。今後必要に応じまして、都市計画の変更・廃止の検討を行うとともに、事業の実施に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。以上です。

議長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） 漆原総社線の見直しの検討、よろしくお願ひします。

梅雨が明け、夏の盛りに気温が低いということは、太平洋高気圧が弱く、このような年は台風が日本本土に上陸しやすいそうです。これから台風が日本に上陸しないで被害がないことを望み、防災関連の質問を終わりにして次の質問に移ります。

2、文化関連、（1）文化財事務所の計画の進捗状況について。①設計の進捗状況（基本設計）。

本年度29年度予算にて、文化財事務所移転工事設計委託料として500万円、文化財事務所移転工事として6,480万円、予算計上されました。

前回の私の一般質問、文化財事務所移転後の既設事務所の利用についての質問のところ、飯嶋教育委員会事務局長の答弁で、「現在、文化財事務所移転工事に係る設計業務委託の事務処理を進めているところであります。設計業務完了後、秋から初冬をめどに建築工事の発注を予定している」とのことでした。基本設計はできていて、本設計に入っているのでしょうか。

また、昨年、平成28年第4回定例会での私の一般質問で、文化財事務所建築計画の概要の説明を求めたところ、南雲前教育委員会事務局長の答弁では、「事務をする事務所棟、図書室・収蔵庫・展示室を兼ねた展示棟、発掘道具を置く器具庫の3棟を考えている」とのことでした。しかし、駒寄小学校の体育館新築計画など子供たちの教育環境整備を最優先させることで、文化財事務所の移転が何年度になるとか申し上げることはできませんとの答弁でした。

しかし、寄附金等があり今年度急遽予算計上することができました。大変喜ばしいことでもあります。ですが、計画ありきで予算計上したのではなく、予算ありきの計画となると思います。以前の3棟の計画とはかなり違ってくるのかなとは思いますが、今現在の設計内容など、少し具体的に説明していただきたいと思います。

2、文化関連、(1)文化財事務所計画の進捗状況について。①設計の進捗状況(基本設計)について、町長、お尋ねします。

議長(馬場周二君) 石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長(石関 昭君) 金谷議員のほうから2問目の質問として、文化関連ということでご質問をいただきました。

文化財事務所の建設につきましては、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税の対象事業に認定されております。その中で、3年間の「地域再生計画」を定めております。事業名は、文化財を資源とした交流エリア形成プロジェクトということで始めております。

事業及び進捗状況につきましては、教育委員会局長より答弁をさせます。

議長(馬場周二君) 飯嶋教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言]

教育委員会事務局長(飯嶋由紀夫君) まず、業務委託の設計につきましては、6月1日付で文化財施設建築設計監理業務委託を発注しております。工期は、6月2日から3月31日。業務の概要ですが、事務所新築工事、鉄骨造1階建て1棟、延べ床面積305平米と事務所の外構工事であります。

事務所の概要は、事務室37.56平米、展示スペースを兼ねた実習室72.29平米、収蔵庫105.03平米、図書庫45.83平米、倉庫12.25平米などで構成しております。

なお、設計は実施設計であり、その進捗状況ですが、設計書が今月中に仕上がってくる予定となっておりますので、建築工事を10月の入札を目指しているところであります。以上です。

議長(馬場周二君) 金谷議員。

[3番 金谷康弘君発言]

3番(金谷康弘君) 先日、7月19日ですか、議会行政視察研修会ということで、渋川市赤城歴史資料館を見てきました。床面積990平米、展示室・事務室・伝習室・学習室等。展示内容としては、国指定史跡瀧沢石器時代遺跡出土品、他出土品の土器・石器、旧赤城村内収集の生活道具、農林業にかかわる道具、機織り道具等。民俗芸能に関しては、上三原田の歌舞伎舞台模型、津久田人形舞台人形頭・衣装、獅子頭など目を見張るものばかりでした。昭和58年建築、昭和61年増築ということですから、早くから考古・民具・民俗芸能の保存・伝承に力を入れていたことがわかります。北橋にも資料館があるということで見えたかったのですが、時間の都合上、見れなかったのが残念でした。

また後日、八ッ場ダム工事見学の折、中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」を見てきました。明治18年に吾妻第三小学校として開校し、昭和53年に、明治初期の洋風学校建築の数少ない建造物として群馬県指定の重要文化財となった建物で、物すごく趣のあるものでした。中に入ると、古代から中世・近代と物すごい数の展示物、質といい、すばらしいものでした。また、スタッフの方が丁寧に説明してくれて、機会があればまた行きたいと思っております。これらのものを見ますと、吉岡町にもぜひ、歴史資料館が欲しくなるのですが。また、以前の議会だよりを見てみますと、岸議員も歴史資料館の必要性を訴えていましたが。

現文化財事務所は、八幡山グラウンドの整備計画内及び老朽化ということで、先行して行われなければならないとのこと。吉岡中学校の生徒の皆さんのためにも、早く八幡山グラウンドの整備を進めなくてはならないのは承知していますが、予算のことを考えますと何とも。移転が済んでからは八幡山グラウンドの整備、南下城山防災公園の整備等大型事業、駒寄小学校体育館の整備。町に人口がふえて町税がふえても、扶助費の負担増など、今後、町の財政は厳しくなってくるのかなと思います。となりますと、吉岡町歴史資料館などは夢のまた夢となり、遠い存在となります。現在計画中の文化財事務所の長期利用を余儀なくされます。

ならば、吉岡ミニ歴史資料館的意味合いで、展示室の最大限の有効利用が望まれます。例えば小学校・中学校での歴史及び文化の学習、町の古墳・歴史・文化の発信の拠点としてなど、多岐にわたると思います。

2、文化関連、(1)文化財事務所計画の進捗状況について。(2)新文化財事務所(展示室)の運営方法、町長、お尋ねします。

議 長(馬場周二君) 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長(石関 昭君) 金谷議員さんが言われるように、町内に残る農具や民俗資料などの農業遺産を保存・伝承していく上で、歴史資料館があればということですが、私もその考えは理解できますが、いざ現実となると、なかなか難しい面があるのかなというようにも思っております。

なお、文化財事務所の運用方法につきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長(馬場周二君) 飯嶋教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言]

教育委員会事務局長(飯嶋由紀夫君) 文化財事務所の運営方法につきましては、地方創生応援税制、企業版ふるさと納税の対象事業に認定されました「地域再生計画」、文化財を資源とした

交流形成プロジェクトの中で事業内容を明記しておりますので、これを説明いたします。

本施設では、見学者向けの展示スペースを設け、町の歴史が概観できるように文化財を展示する。特に古墳文化と養蚕文化については重要な文化財が多いため、テーマを定めた展示を行う。

古墳文化については、全国的にも希少価値の高い正八角形墳の三津屋古墳や南下古墳群など、町内各地に点在する古墳の解説のほか、群馬県が推進する古代東国文化の魅力発信事業との連携を図りながら情報発信強化に努める。養蚕文化については、かつて養蚕が盛んに営まれていた時代の農機具を展示するとともに、「ぐんま絹遺産」として登録されている本町の養蚕に関する史跡や書籍などについても紹介する。などなどの事業を予定しております。

具体的な事業につきましては、小学生の社会科見学や勾玉づくり教室、土器づくり教室、古代生活体験教室等の交流事業の開催、町内に7団体ある郷土伝承芸能の実演なども計画しております。以上です。

議長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） 本来なら吉岡町歴史資料館をつくり、歴史資料館条例・歴史資料館条例施行規則を整備して、きちんと運営をしたいところですが、現在、計画中の展示室の有効利用を切に望み、次の質問に移ります。

2、文化関連、（2）花と緑のぐんまづくりの進捗状況について。

これは私が前回定例会で一般質問したのですが、吉岡町と県及び関係者と協議を始めたところ、まだ白紙状態とのことでした。ですが、町長答弁、「花と緑のぐんまづくり～ふるさとキラキラフェスティバルの平成30年度開催都市、吉岡町が選定された以上は立派に仕上げなければいけないということでございます。このフェスティバルは、町を挙げたの事業であると思っています」とのこと、町長のこの事業に対する力強い意気込みを感じました。

少し時間がたちましたので、内容につきましても少しは詰まってきたかなと思います。説明ができる範囲内で構いませんので、お聞かせ願えればと。ある程度はつきりしてから町民にお知らせする方向でいるのはわかっておりますが、この前発行した議会だより116号ですが、モニターさんから「花と緑のぐんまづくり、吉岡町で開催とのこと、大変楽しみにしている」との声が幾つかあり、町民の期待も大きいものかと思われま。まずはスケジュール的にはどうでしょうか。町長、お尋ねします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 花と緑のぐんまづくりの進捗状況ということでご質問いただきました。

花と緑のぐんまづくり～ふるさとキラキラフェスティバルは、ご存じのように平成20年度、全国都市緑化ぐんまフェア以降、花と緑による地域活性化、観光振興を図るため、毎年各市持ち回りで開催されております。

開催状況では、平成21年度の高崎市を初め、館林市、渋川市、前橋市、伊勢崎市、沼田市、中之条町、みどり市の順で開催され、平成29年4月22日から5月21日までの1カ月間、富岡市と安中市で共同開催されたところでもあります。

現時点においての本事業の進捗状況は、今年度開催した安中・富岡両市からの引き継ぎが終わり、会場のデザインや花苗の調達、イベント運営について、担当する関係団体と県との協議を進めているところでありますが、詳細につきましては産業建設課長より答弁をさせます。

議 長（馬場周二君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） この7月5日に、群馬県の担当者の立ち会いのもと、富岡市及び安中市の担当者から本事業の引き継ぎを受けました。

今後のスケジュールといたしまして、10月に県による「花と緑のぐんまづくり推進協議会」の幹事会が開催されまして、事業の骨格を示した開催概要の原案や吉岡町の支援部会の設立などが決定される予定でございます。

吉岡町の支援部会とは、自治会を初め商工会や文化協会など、町内の団体にフェスティバルの運営についての協力を仰ぎ、広く町民の意見を聞くための組織でございます。また、県が主催する協議会の下部組織であるため、設立には県の承認が必要となります。ただし、町といたしましては、県の承認を待たず、支援部会の中に設置した企画や予算など重要な方針を決定する機関であります実行委員会というものを今月の下旬には開催してまいりまして、フェスティバルの情報提供を行うとともに、意見を募りたいと考えておるところでございます。

その後、およそ10月中を目途に第1回の支援部会を開催いたしまして、広く関係団体に対して事業の内容を説明させていただいた後に、町内外への周知活動や協力依頼を順次行っていく予定でございます。以上です。

議 長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3 番（金谷康弘君） 開催についてのスケジュール等はどうな事になっているのでしょうか。そこはまだ未定でしょうか。

議 長（馬場周二君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 本事業につきましては、開催の準備を通じまして町民の交流を促して「地域のなかまづくり」をサポートすると同時に、町民の皆さんの笑顔を引き出し、花と緑のまちづくりを進めていくことにあります。

このフェスティバルは、桜の花が咲き誇る平成30年4月から1カ月間、吉岡町役場、文化センターの周辺や道の駅よしおか温泉を中心にさまざまなイベントや教室を開催していく予定でございます。そして多くの来場者を呼び込み、吉岡町のよさや隠れた魅力を知っていただければと思っております。

本事業は、県の行政事務所のない町村としては初めての開催でありまして、記念すべき第10回目の開催となることから、今後の町村の開催のモデルケースとなり得るよう全庁挙げて取り組んでいく考えでございます。以上です。

議長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3 番（金谷康弘君） 4月から5月にかけて約1カ月間にも及ぶ長期的な大事業であります。

「花と緑のぐんまづくり2018 IN よしおか」で吉岡町を広くアピールできればよいかなと思っております。

次の質問に移ります。

3、安全関連、（1）公共施設の防火シャッターの危害防止装置について。①今年度予算計上してあるのになぜ進展しないのか。

これは既存建物の防火シャッターが誤作動にて落下し、人が挟まる事故が多発し、建築基準法・建築基準法施行令が改正され、閉鎖作動時の危害防止装置等の設置が義務づけられました。そのことにより本年度予算にて、10款教育費4目文化センター費に防火シャッター危害防止装置取付工事費として494万7,000円計上されました。ですが、いまだに実行されておられません。

そのことについての質問ですが、私は前の会社にいたころ、大きな工事現場の現場管理を専門にしていました。現場管理には、1、請負契約にて工期が決まっておりますので、着工から竣工までの工程表（ネットワーク）をつくり、工期内に工事が完了するよう、また途中どこかで工程がおくれたら、どこでおくれを取り戻すかの工程管理。2、コンクリートが設計図書どおりの強度が出ているか4週強度試験、鉄骨溶接部が欠損なく溶接されているかの超音波試験などの品質管理。3、全工程が見積もりどおりの予算内におさまっているかの原価管理。そして4、重大事故が起きぬよう安全管理等の4つがあります。そして4つの管理の中で安全管理は最優先されます。このことは、現場管理にとどまらずして全てのことに共通して言えることだと私は思います。

質問します。

3、安全関連、(1) 公共施設の防火シャッターの危害防止装置について。①今年度予算計上してあるのになぜ進展しないのか、町長、お尋ねします。

議長(馬場周二君) 石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長(石関 昭君) 金谷議員のほうから、安全管理に関して質問をいただきました。この質問については、金谷議員のほうから再三、質問をいただいているものかなというふうにも思っております。

文化センターの防火シャッターの危害防止装置取付工事の進展についてのお尋ねですが、予算措置はしてあるもの全てが年度初め施工できれば理想であります。教育委員会のほうが少人数ということの職員の業務を抱えておりますので、ことし、今期いっぱいでは仕上がるかなというようには思っております。ご理解をいただきたいと思っております。予算がついたものは、この29年度予算で仕上げるというのが基本ですので、29年度予算で3月いっぱいには仕上がるのかなというようには思っております。そういったことでご理解をいただければありがたいというように思っております。

議長(馬場周二君) 金谷議員。

[3番 金谷康弘君発言]

3番(金谷康弘君) 文化センターは、不特定多数の方がたくさん出入りします。防火シャッターの誤作動にて事故でも起きたら大変です。また、起きれば管理責任が問われます。早期の対応を望みます。

次の質問。安全関連、公共施設の防火シャッターの危害防止装置について。②他の施設の予算計上は。

また、文化センター以外、社会体育館の防火シャッター5カ所、役場庁舎内に1カ所あります。これらの対応はどうなっているのでしょうか。町長、お尋ねします。

議長(馬場周二君) 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町長(石関 昭君) この件につきましては、担当課長、財務課長より答弁をさせます。

議長(馬場周二君) 小林財務課長。

[財務課長 小林康弘君発言]

財務課長(小林康弘君) 公共施設での防火シャッター閉鎖作動時における危害防止機構等の設置につきましては、安全対策上、重要であると認識しております。

現在、未対応となっております社会体育館の5つの防火シャッターについては、来年度以降、利用者等の安全確保を図るために、危害防止装置の設置に向けた取り組みを進めて

いきたいと考えているほか、役場庁舎にある防火シャッターにつきましても、危害防止装置の設置にかかる費用や役場内の人の動線等も考慮した上で対応を検討していきたいと考えているところです。

議 長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3 番（金谷康弘君） 予算を見ながら、いろいろのことを検討しながらと言われると、声が小さくなってしまいますが、安全優先ということの認識のもとに対応をよろしく願いいたします。また、定期検査報告を受けますと、要是正（既存不適格）と判断されます。

最後の質問に移ります。4、農業問題、（1）都市化による新たな問題について。

先日、私の田んぼの周りであることが起こりました。田んぼが真っ白になったということです。これは上流で心ない人が塗料を流し、たまたま水を入れていた田が真っ白になったということです。

このことは役場のほうできちんと対応していただいてありがたいのですが、吉岡町は今人口が伸び続けて開発が進んでおります。大変喜ばしいことでもあります。ですが、そのことによる弊害といますか、新たな問題が起きております。交通量がふえれば交通事故の問題、人がふえれば犯罪、大型商店・コンビニがふえれば既存の商店の圧迫、民家がふえれば田・畑のやりにくさ、逆に農家の担い手不足による耕作放棄地の問題等いろいろ起きます。その都度、丁寧に対応を考えていくしかないのでしょうか。

町長も、田んぼをたくさんしていると聞きます。農家の気持ちを十分理解できるかと思えます。前述の田んぼの問題を含め、都市化による新たな問題について、町長の所感をお尋ねします。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 質問4番目といたしまして、農業問題、あるいは都市化による新たな問題について質問をいただきました。

吉岡町では近年、住宅地開発や吉岡バイパス沿いへの商業地の集積が急速に進み、町の様子は大きく変わりました。そして駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業が完了しますと、今後数年の間に広域的な交通利便性が高まることが期待されており、それにより都市化はさらに進展すると考えております。

金谷議員のおっしゃるとおり、人口増加や都市化による交通・安全・安心、遊休農地などのさまざまな新しい問題が生まれるとともに、町民の皆様のニーズも多様化し、それらへの対応が求められてきております。

土地利用に関しましては、都市計画の側面と農地利用の側面をバランスよく考えていく

ことが必要不可欠であると考えております。

詳細につきましては、担当課長、産業建設課長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 町長の補足をさせていただきます。

町の総体的な土地利用につきましては、昨年度決定いたしました吉岡町都市計画マスタープランにおいてご案内したところでございます。都市計画の面からは、都市的な土地利用を図るエリアと、都市的土地利用を抑制するエリアとで土地利用にメリハリをつけるために、立地適正化計画の策定を進めておるところでございます。

その中で、土地利用の抑制を図るエリアにおきましては、良好な営農環境や既存集落の生活環境を保全するため、優良な農地の無秩序な開発を食いとめるための方策を検討してまいります。また、都市的土地利用を図るエリアにおいては、居住誘導や多様な都市機能施設の誘導できる方策を検討しておるところでございます。

そして、農業政策においては、新たな農業委員会制度の発足を契機に、担い手農家への農地の集積を進めるために、いわゆる土地持ち非農家の皆さんへ農地の有効利用を図っていただくために、広報等を通じて国の進める農地中間管理事業を活用して、使われなくなった農地の活用をご案内するなどの活動を始めたところでございます。

一方で、現在でも一定規模以上の開発が行われる場合、開発等に係る協議において、開発事業施行中の周辺環境への配慮を求めているところでございます。そして、周辺が農地である場合には、開発後においても、農作業を行うに当たって発生する騒音でありますとか、草刈りの音とか消毒するときの音ですね、あるいは肥料散布等による臭気の発生などがあることについて、新たに開発で入ってこられる方に理解を求める旨の意見を述べさせていただいておるところでもございます。

今後も均衡あるまちの発展のために、バランスのとれた政策運営を進めてまいりたいと考えております。

議長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） 町の行政機関のトップである町長がしっかりとした信念を持っていれば、役場職員にもその気持ちは十分伝わり、行政にも反映されると思います。すなわち、きちんとした町民サービスにつながるということです。

これからも今まで同様、信念を持ち、事に当たっていただくようお願いし、私の一般質問を終わります。

議長（馬場周二君） 以上をもちまして、金谷康弘議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時50分といたします。

午前10時29分休憩

午前10時50分再開

議長（馬場周二君） 会議を再開します。

議長（馬場周二君） 5番柴崎徳一郎議員を指名します。柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君登壇〕

5番（柴崎徳一郎君） 議長への通告に基づき、一般質問を行います。

1番目、スポーツの推進で健康長寿のまちづくりを。①生涯スポーツの推進策は。

最近の社会環境の中で、子供も大人も動くことが少なくなってしまうことによって、生活習慣病などさまざまな弊害が生じてきていると言われ、体を動かすことは、人間が生きていく上で切っても切れないとても大切なことであり、それぞれのライフステージに合ったスポーツ習慣はとても重要なことだと筑波大学大学院久野教授は説いておられます。まさにそのとおりではないかと自分も思っており、現在、毎日体を動かすことを実行している次第です。

また、新聞報道によると、日本人の健康寿命は、全国は73.9歳、群馬県が73.5歳といます。県は「ぐんま元気のか条」を定め、健康寿命延伸の県民運動を進めるべく取り組んでいます。そして健康寿命を延ばすために、助け合える地域社会をつくっていくことが今後の群馬県の課題ではないかとつづられておりました。

折しも7月、2028年の第83回国民体育大会・全国障害者スポーツ大会が群馬県で開催されることが決まりました。1983年の第38回あかぎ国体以来45年ぶり2度目です。県は、年度内にも県スポーツ協会や競技団体、市町村と連携し、準備委員会を立ち上げるとしています。2020東京オリンピック・パラリンピック開催まであと3年、子供から高齢者までそれぞれのライフステージに適した健康づくりや競技力の向上、そして施設整備も含め、町民ニーズに対応したスポーツ振興の契機となること間違いありません。

群馬県の国体やオリンピック開催を契機に、町として町民の生涯スポーツ推進をどのように取り組むべきか、方向性等、町長・教育長のお考えをお伺いします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 柴崎議員のほうから、スポーツの推進策をということでご質問をいただきました。

柴崎議員ご指摘のとおり、今後少子高齢化、疾病構造の変化が進む我が町においては、生活習慣及び社会環境の改善を通し、またそれぞれのライフステージに応じた健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現が求められております。そのためには、生活習慣の改善を含めた健康・体力づくりについて個々に正しい知識を持つとともに、健康に関する意識の向上を図ることが非常に重要となります。

また、身近なスポーツを取り巻く環境としては、先ほど柴崎議員が申されたとおり、2028年、第38回あかぎ国体以来45年ぶり2度目の群馬県の国体開催が決まり、2020年には東京オリンピック・パラリンピック開催と、スポーツが注目視される大会が近年に迫っており、町としましてもどのような貢献・協力が可能なのかを検討しなければなりません。

今後、スポーツ推進を推し進める上では、体育協会を中心に総合スポーツクラブの活動やスポーツ推進委員会等の取り組みにも注視した上で、より多くの国民がスポーツを身近に親しみ、結果として体力と運動機能の充実を図るよう、さまざまな施策を全町民的に取り組む必要があるのではないかと考えられます。よろしくお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） メタボリックシンドロームの予防を初め、医療費の抑制や介護費用の増加を防ぎ、健康長寿のまちづくりにスポーツ活動の推進は欠かせないものです。

町が計画している「健康づくり計画の健康ナンバーワンプロジェクト事業」において、ことし保健センターを拠点とする健康まつり開催とは、また健康増進活動を町民に周知すると計画しているが、その実践概要についてお伺いします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件については、担当課長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） よしおか健康ナンバーワンの経緯としましては、平成22年度、苦渋の選択で国保税の引き上げをさせていただきました。このことを一つの機といたしまして、町民一人一人がご自分の健康維持をどのように考えていただけるか、その施策としまして、平成23年度から始まります第5次総合計画に健康をテーマとしまして、健康維持活動の推進を掲げたよしおか健康ナンバーワンをシンボルプロジェクトに盛り込みをさせていただきました。

誰もが健康ですがすがしい一日を毎日送れることを願い、運動と食育を基本とした活動

を町民の皆さんに実践していただくことといたしました。平成25年度に各自治会から代表推進員を推薦していただき、よしおか健康推進協議会を発足させていただきました。おかげさまで各地域に浸透し、活発に活動を実施していただいているところであります。ことしはその協議会が発足されてから5年を迎えることから、この記念行事をよしおか健康まつりとして実施することとなりました。

経緯としては、当初この記念事業を行うに当たりまして、事務局としては町民を対象としたバスハイク事業を提案しようと考えておりました。バスで目的地まで行きまして、そこからウォーキングコースを数カ所設定しまして、個人が希望するコースを歩いていただく、そういったものを考えておりました。これは協議会の会議に提案させていただきました。そうしましたら、バスハイク事業は各地区で実施していることから、健康推進員さんが主体となって行う健康まつりを実施するということになりました。健康まつりにつきましては、これまでさまざまな健康づくりの取り組みを生かし、より一層の健康活動の推進と普及を目的に、健康推進員さんの代表で構成される協議会から開催の要望が上がったものでございます。大変喜ばしい、頼もしいことでありました。事務局としても大変うれしく思いました。昨年度実施いたしました健康推進員のアンケートの結果を踏まえまして、特に関心の高かった健康及び体力測定、各種体験コーナー、試食コーナー、ウォーキング大会などを候補に、事業内容の検討を重ねておるところでございます。

開催日は11月26日曜日、会場につきましては保健センターを中心に考えております。また、周辺に公園等もありますので、そちらのほうをウォーキングコースとして設定したいというふうにも考えております。9月中には事業内容とプログラムを決定しまして、広報やホームページなど幅広く住民の参加を呼びかけたいというふうに考えております。

また、今月の17日には、安中市で実施される健康まつりを、健康推進員さん代表の方と視察に行って健康まつりの参考とするよう計画もしているところでございます。以上です。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） できれば多くの住民参加のもと、盛會に健康まつりが開かれることを期待したいと思います。

以前、よしおか温泉前広場でのラジオ体操の実践概況をおつなぎしました。いまだ放送設備の改善がされていないのは残念に思います。夏休み中には子供たちも加わり、広場いっぱいで大勢の参加者が朝の健康増進活動を率先推進されております。

ほかでも町内では、各種スポーツ大会やスポーツ推進行事並びに総合スポーツクラブ行

事等において準備運動としてラジオ体操を取り入れているところです。

また、東京都でも、都知事の推奨で「みんなでラジオ体操プロジェクト」をテーマに全国に発信されたとメディア報道があり、都庁舎内で、午後の時間でラジオ体操を実施、都知事を先頭に職員らがラジオ体操する姿が新聞等で掲載されていたのを目にしました。

吉岡町でも、以前は庁舎内でラジオ体操していたこともありましたが、健康増進活動を町民に周知する前に職員みずから率先して健康づくり活動を実践されてはいかがでしょうか。終日、机に向かってのパソコン操作や根を詰めての仕事の従事するとき、ストレス解消や気分転換にもラジオ体操は最適ではないかと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件につきましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議 長（馬場周二君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵荘作君発言〕

総務政策課長（小淵荘作君） 職員の健康づくり活動としてラジオ体操のご提案をいただきました。

近年、ラジオ体操の健康効果が見直され、さまざまな企業や団体等で取り入れられているところがございます。また、議員が申されましたように、東京都では7月24日から9月6日までを重点期間と位置づけて、オリンピック・パラリンピック東京2020大会への機運醸成と都民の健康増進を目的として、みんなでラジオ体操プロジェクトを実施しているということでございます。

柴崎議員が言われましたように、過去には本町でも全庁的に取り組んでいた時期がございました。その後、取りやめたわけでございますけれども、理由ははっきりしてはいないわけですが、聞きづてでございますけれども、来庁された方よりの意見ということで、ラジオ体操は行わないと、住民理解が得られないのではないかなという判断があったのかなというふうに感じているわけですが、そういったことから実施を取りやめたと聞いているわけでございます。こうした過去の経緯等から、実施は難しいのではないかなと考えております。人口増加の吉岡町において、いろいろな方のいろいろなご意見、考え方等ございます。そういったことから難しいのではないかなというふうに考えている次第でございます。

また、職員の健康増進活動については、現代社会における多様な市民活動を通して、日ごろからの健康づくりにそれぞれの職員が励んでいただければと考えている次第でございます。以上でございます。

議 長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） 住民理解が得られそうもないというご答弁でしたけれども、そうならば、時間の始まる前にする、そういうことも一つの案ではないかと思えます。検討いただけたらと思えます。

さて、国体やオリンピックは子供たちにも大きな夢を与えることになるかと思えます。スポーツ少年団や中学校の部活動にも影響を及ぼすこととなるでしょう。そんな中、中学校の部活動において、教員の多忙化の一因として指摘がなされ、文部科学省は学校に外部人材が単独で部活動を引率、指導できる部活動指導員の設置を認めました。教員の大きな負担軽減になるとして多くの学校で採用を始めました。ただ、外部指導者の条件として、単に経験者、卒業生というだけでなく、各種目の競技団体公認資格や免許資格を有するか、それに準ずる実績、専門性のある者、学校教育に理解等々、生徒の健康・安全に十分留意できる人選が必要となります。

吉岡中学校での外部指導者の現況、そしてあわせて町のスポーツ競技を指導するスポーツ少年団や体育協会専門部等における配置指導員等の資格概況についてお伺いします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 飯嶋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言〕

教育委員会事務局長（飯嶋由紀夫君） まず、吉岡中学校での外部指導者の現況ですが、文部科学省設置の部活動指導員ではなく、以前から町の単独事業でありますスポーツエキスパート事業として実施をしております。

平成28年度実績で言いますと、年間を通して7部活9人の指導者を部活動外部講師としてお願いしております。内訳は、サッカー部1名、卓球部1名、剣道部1名、合唱部2名、柔道部1名、文芸部1名、バレーボール部2名であります。

なお、謝礼につきましては、年間予算42万円を指導時間、指導日数、その他総合的に判断してお支払いをしております。

次に、スポーツ少年団や体育協会専門部等における配置指導員等の資格概要ですが、スポーツ少年団はメンバーシップ制を採用しており、毎年、単位スポーツ少年団ごとに指導員・団員の登録が必要です。指導員のうちスポーツ少年団認定員・スポーツ少年団認定育成員の資格を有している者を有資格指導者としております。

スポーツ少年団につきましては、1団体当たり複数有資格指導者必置制を採用しており、平成27年度から2名以上の有資格指導者登録が義務づけられています。認定員はスポー

ツ少年団の理念にのっとり、その指導、運営に当たり組織の強化を図る役割を担っております。認定育成員は、スポーツ少年団の普及活動の活性化を図るとともに、認定員の資質向上、育成拡充に努める役割を担っております。

次に、体育協会専門部につきましては、スポーツ少年団とは状況が異なります。各専門部が加盟する上位団体の組織運営に委ね、各競技における専門資格を持った仲間たちが集い、各種目を推進しつつ、健康増進のため活動している状況であります。以上です。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 幼少期から高齢期まで、それぞれのライフステージに合ったスポーツ習慣を身につけることは、健康的な生活を送る上で欠かせず、これからの指導者には競技の技術指導だけではなく、健康的な生活を送るための総合的なスポーツ指導が求められると言われます。そんな中、指導者らには各種目ごとに資格更新での研修の受講義務や更新時の経費負担等も課せられております。

そこで、町内の各スポーツ団体、個人指導者の更新状況や登録状況についての現状を把握しておくべきではないかと思いますが、町としてどのような対応をされておるのか。また、公認指導者資格の必要性を含めどのように捉えられているのか、改めてお伺いします。

議長（馬場周二君） 飯嶋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言〕

教育委員会事務局長（飯嶋由紀夫君） 現状につきましては、体育協会の活動に委ねており、各専門部において個々に対応していただいております。ご指摘どおり、今後生涯スポーツを推進していく上で中心となります各競技・技術指導者の育成、現指導者の技術向上及び見識の向上は必要であると考えております。

体育協会と連携しながら、今後スポーツ環境の変化に対応すべく検討していきたいと考えております。以上です。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） できれば早急な対応をお願いしたいと思います。

次に、障害者（身体・知的・精神）に、日常生活・社会生活に制限を受ける皆さんへのスポーツの推進策はということで質問します。

ことし7月末、吉岡中学校体育館で「元気県ぐんまの障害者スポーツフェスタ2017 in 吉岡―障害者と健常者の共生社会を目指して―」のタイトルで盛会に開催されておりました。私も町総合スポーツクラブの一員として運営参加させていただきました。

群馬県及び群馬県障害者スポーツ協会が今回初めて試みた催しで、吉岡町開催となり、

障害者と健常者の交流を通じて障害者スポーツの普及を図るとともに、障害者に対する県民の理解を深める。また、障害のある人とともにスポーツに取り組むことを通じて、障害者に対する偏見や差別の解消を初めとした理解促進、人権啓発を目的とするものでした。吉岡中学校の生徒を初め、多くの町民の参加を得て盛会に開催され、意識の高揚に役立ったのではないかと感じることができました。

そこで、吉岡町として、障害者スポーツの普及・推進活動策についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

また、今回のような触れ合いの機会提供の実践について、計画と立案のお考えはないのでしょうか、お伺いします。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） まず、私のほうから答弁をさせていただきます。

スポーツ環境におきましては、一人一人が生きがいを持てるライフスタイルが築けるように、指導者の派遣や活動場所の提供など、スポーツ・レクリエーション活動の支援に対し注目視されております。

そのためにも、障害がある人もない人も一緒にスポーツを楽しむために、体育協会、総合スポーツクラブ、スポーツ推進委員会等の協力を得ながら活動範囲や機会を広げていけるよう、実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

さらに、障害者の方々が気軽にスポーツやレクリエーション活動を参加しやすい環境づくりを進める必要があります。そのためにも既存の体育施設等のバリアフリー化など、さまざまな施設環境整備にも目を向ける必要があると思っております。

まずは、円滑な環境整備を図る上で心のバリアフリー化に取り組み、より多くの方々に理解を求め、熟成された社会、心豊かな環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

議 長（馬場周二君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君登壇〕

教 育 長（大沢 清君） 障害者スポーツの推進策ということでご質問いただきましたので、私のほうからも答弁をさせていただきます。

スポーツは、障害があるとかないとかにかかわらず、誰でもが、いつでも、どこでも気軽に参加できる、そういったことが必要というふうに考えております。

スポーツ基本法の基本理念には、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じて必要な配慮をしつつ推進しなければならないと規定をされていることはご承知のとおりであります。

ご質問の障害者のスポーツの普及推進について、どのような考えを持っているかということでございますけれども、障害者スポーツの普及は、社会の認識を変えることにつながるのではないかとこのように思っております。これはあくまでも一般論としてでございますけれども、障害者はかわいそうというイメージをお持ちの方もおられるかというふうに思いますけれども、スポーツはこうした認識を払拭する鍵を握っている、そんなことも私は考えております。例えばパラリンピックで活躍している選手を見ている人たちが、かわいそうというような見方は恐らくしておりません。素晴らしい選手、そういうふうに思っているかというふうに私は思っております。スポーツは人の生き方や社会の認識に影響を与える力を持っていると、そういうふうに思っておりますので、町においても可能な限り、障害の種類や程度に応じて安全に運動ができるように考えた施策をとっていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） ぜひ検討、実践をお願いできればと思います。

障害理解は、それぞれに自分で意識して学習しようとしていかないと、偏見・差別ということへの理解をしていくことは難しいようです。誰でも触れ合える軽スポーツで障害者理解を進めていこうではありませんか。まず飛び込むことではないでしょうか。

こんなメッセージを目にしました。スポーツには力がある。心を動かすことができる。心が動く人と人が動く。人が動くとき世界が動く。障害を心身に持たれる方々にさまざまなスポーツ・運動の機会を提供し、障害の有無に関係なく一緒に生きていける社会の構築を目指すなど、障害者の可能性を引き出すことが大切ではないかと思えます。障害者の立場に理解を深める各種スポーツ事業の開催を期待したいと思えます。

スポーツ推進の3番目の質問、③スポーツ推進に庁内組織改革を。

2011年、群馬県体育協会と群馬県スポーツ振興事業団が合併し、群馬県スポーツ協会が発足しました。生涯スポーツの振興、競技力の向上、県民体力の保持増進をコンセプトに、健康で明るく豊かな「スポーツ健康立県ぐんま」の実現を目指しているといえます。

そして2018年、来年ですが、平成30年4月1日から、日本体育協会も議論を重ねた中、日本スポーツ協会に名称変更されることとなりました。競技スポーツと生涯スポーツは一体であり、高齢社会の中、競技スポーツの延伸で、障害者スポーツとのかかわり方も含めて、スポーツが地域社会の環境改善を図ると言われます。

そこで教育長にお伺いします。吉岡町の体育協会の方向性は、どのようにお考えでしょうか。教育委員会は、町体育協会の事務局としてどのようにかかわり、組織改善策を進めていこうとされているのでしょうか。まだ検討段階にないのでしょうか。教育長のお考え

をお聞かせください。

議長（馬場周二君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） 体育協会の組織の改革についてのご質問をいただいておりますけれども、町のスポーツ、町民のスポーツへの関心、あるいは取り組みへの考え方が変化をしている、そういったことはご指摘のとおりだというふうに思っております。

しかし、体育協会の改革につきましては、体育協会の全体で検討をされるべきというふうに考えております。体育協会は13の自治会の代表者、加盟22の専門部、それからスポーツ少年団の代表等、町内のほとんどのスポーツにかかわる団体で構成をされている組織でありまして、改革が必要であれば体育協会の総会等において検討をしていくべきというふうに考えておるところでございます。

体育協会の専門部それぞれが、現在も初心者教室や審判員講習など教室を開いたり、町民を対象にした大会を開催することなどや、あるいは気軽に参加できるスポーツやレクリエーションの普及のために活動をされておられます。生涯スポーツの目的とする健康の保持・増進のために「誰もが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」ことを目標に活動していただいております。

もし、改革が必要であれば、また体育協会の会長等にそういった趣旨を伝えていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 群馬県スポーツ協会、日体協のほうもスポーツ協会に変更しております。社会の流れではないかと思えます。ぜひアドバイス、あるいは指摘、資料提供等で指導を教育委員会のほうでお願いできればと思えます。

同じく、2011年に「スポーツ宣言日本ー21世紀におけるスポーツの使命」において、スポーツは自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。スポーツを文化として楽しむことや、スポーツを通して社会が抱えている課題解決に貢献していくことが述べられ、群馬県ではいち早く機構改革をし、教育委員会部局から知事部局に生活文化・スポーツ部を設置、現在に至っています。

国でも2015年、スポーツ庁が誕生し、時代の流れの中、スポーツはますます社会の関心や期待が高まっていることが理解されます。

そこで町長にお伺いします。現在は健康増進、体力づくり及び各種スポーツ推進活動は健康福祉課と教育委員会で、それぞれ各地域、各諸団体への取り組みを実践されておりますが、文化スポーツ部門・健康づくり部門の統合等、庁内全体を含め、それぞれ庁内の機

構改革の検討時期にあるかと思いますが、現状をどのようにお考えかお伺いします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 機構改革の検討時期にあるのではないかとということで答弁をさせていただきます。

平成19年4月の機構改革からちょうど10年を経過しておりますが、それ以降においても、平成21年4月における町民生活課・住民参加推進室の町民サービス室への統合、昨年4月の健康福祉課福祉室の高齢福祉室とこども福祉室への分割といった組織体制の変更のほか、各施策の実施、拡充、縮小に応じた職員配置の見直しを行っております。また、各部署の間においても随時、事務事業の移動や追加等を行い、柔軟な組織体制による行政運営を行っております。

近年、自治体業務は、地方分権や権限移譲から専門的かつ多様化が進展しているほか、制度改正や新制度への対応も相まって総体的には増加傾向にあり、またご承知のとおり、我が町においては県内トップクラスの人口増加率からも、生活基盤の整備や維持管理等の業務を上乗せさせている状況でもあります。

議員のおっしゃられる庁内全体の機構改革、文化スポーツ部門・健康づくり部門の統合等に関しましては、先ほど申し上げた状況、また当町の限られた職員数の中で組織全体の事務事業を勘案することはもとより、住民の方が利用しやすい、わかりやすい窓口に配慮した机、什器、電算等の庁内レイアウト、事務スペースの確保を含め、より大きな視野で捉えた組織体制づくりを念頭に置き、今後検討してまいりたいと考えております。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 先月下旬の上毛新聞に、1年間にスポーツをした県内在住者の割合は68.1%だったことが総務省の16年社会生活基本調査で判明したことが掲載されておりました。この調査は、国民・県民の自由時間の行動などを把握して行政の施策に生かすのが目的とも書かれておりました。

また、けさ、議員宛てに配られた吉岡町行政改革実施計画というのを見させていただいたんですけども、吉岡町行政改革実施計画内に「職員が育ち、活躍できる組織体制の構築」のタイトルで基本方針が示されております。平成32年度が目標ともなっております。ぜひ、町長を先頭に職員皆さんの英知を結集し、吉岡町が進むべきよりよい道筋を選択されることを期待し、次の質問に移ります。

2番目、利根川河川敷未整備地の有効活用策を。

坂東太郎の異名で知られ、日本一の流域面積を誇る利根川。源流の山々を抱くみなかみ

町がことし6月、ユネスコのエコパークとして登録されました。自然環境の保護・保全に加えて、社会と人間社会との共生・利活用に重点が置かれていることがうたわれております。

そこで、本町内を流域とする利根川河川敷の有効活用策についてお伺いします。まず、左岸壁の活用策は。

利根川左岸壁の南側域は、前橋ゴルフ場の一部に取り入れられ、町への税収があることから、現在は有効的に利活用されていると思われませんが、北部域にある県消防学校西側土手下の前橋市が管理する緑地公園部分に一部吉岡町部分が存在しますが、現在というか、これまでに利活用された団体・町民の方は把握しておりますでしょうか。町民には知らされず、吉岡町民が利用できることさえも周知されておきませんが、この公園広場の利活用範囲、概要及び利活用への手続等、教えていただきたいと思っております。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 2番目といたしまして、柴崎議員のほうから、利根川河川敷未整備地の有効活用ということで、特に左岸地域の活用策はということで質問をいただきました。

柴崎議員のご指摘のとおり、利根川左岸地域の県消防学校近辺には吉岡町の飛び地がございます。そこにはご指摘の公園のほか、碎石工場、鉄筋工場、倉庫などの事業所が4件ほどあると認識しております。そして漆原地域の自治会の皆さんがその事業所等に広報等を配布していただいていることも承知をしております。

さて、議員さんもお存じのとおり、前橋市が吉岡町町内に公の施設である公園を設置するには、地方自治法の規定により両方の議会の議決が必要となります。着工当時、昭和63年第2回定例会の教育委員会事務局長の補足答弁によりますと、基本的には吉岡村の住民も使用できることが前提であり、現在は離れた場所であるが、上毛大橋及び利根新橋が完成すれば町民にも幅広いメリットがあるとし、さらに先ほど申し上げた事業所のうち2つの事業所の野球部が吉岡町の野球連盟に加盟しており、そういったチームはすぐに練習にも使えると答弁されております。

なお、建設費は全額、前橋市が負担してくれたようですが、維持管理費については、前橋市、吉岡町及び北橋村（今現在、渋川市）が受益の限度において協議するとあります。

長い年月のうち、当時、教育委員会に在籍した職員はほぼ退職しており、引き継ぎ等について申し上げるわけではございませんが、そんな経過があったとのことでもあります。そして今後の公園扱いについては、特段のPR等は考えておりません。

なお、現在の状況等、詳細につきましては、産業建設課長に答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 利根川左岸緑地、前橋市が設置いたしました田口緑地の利活用について答弁いたします。

前橋市のホームページによりますと、利用できる団体は「市内の公共的団体及びこれに準じる団体」、それと「市内に在住・在勤・在学する者が代表する10名以上の団体で、その構成員の過半数が市内に在住・在勤・在学する団体」で、個人では利用できないとあります。

しかし、先ほど町長から説明させていただいたとおり、前橋市と結びました基本協定によりますと、吉岡町民も利用できることになっております。前橋市に問い合わせをいたしましたところ、現在の管理は前橋市の田口町の自治会をお願いしているとのことでございます。それほど利用者が多いわけではないというふうにも伺っております。

また、維持管理費の負担につきましては、町で負担したこともございません。また、利用状況につきましてはそんなことで、今把握しているところはございません。しかし、吉岡町の利用者が増加すれば費用負担の協議が必要になるのは協定書等にも明示されておりますので、そのとおりになるかと思えます。

以上、補足答弁とさせていただきます。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 以前は橋もなく、川向こうのため眺めているだけの場所でしたが、今は新坂東橋を渡っていけばすぐ近くにある公園広場です。町民が気軽に利活用できるようご配慮、周知していただければ幸いです。

次に、②の右岸域の活用策は。

右岸域には緑地運動公園として、野球・ソフトボール・サッカー・グラウンドゴルフ・パークゴルフ、そしてケイマンゴルフと、多くの町内外からのスポーツ愛好者の方々に有効活用されていることは衆目の認めるところです。町の東の玄関口として、道の駅よしおか温泉は、これからの各種事業の開催やおもてなし作戦の展開で、さらに多くの来客を迎えることを期待したいと思います。振興公社に一存することなく、町も最大限のかかわりをもってにぎわいのある道の駅の盛り上げに支援策を願いたいものです。

そんな中、前にも要望させていただいておりますが、ケイマンゴルフ場の南側、天狗岩用水はけ口から吉岡川河口までの区域に低水護岸を県にお願いし、湧水を活用した町の自然公園設置計画の推進をお願いできればと存じます。以前にもおつなぎしましたように、故人であります元町議栗原要氏と、やはりこちらも故人であります前知事の寺小弘之氏との約束の場でもあります。絶えない湧水に小魚・小鳥が集まり、蛍飛び交う利根の自然を

満喫できる自然が豊富な公園への再生、多くの子供から老若男女が集い合う触れ合いの場に有効活用計画を進めることができないものか、改めて町長のお考えをお伺いします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましては、何人かの方より質問をいただいております。前小寺知事、そしてまた栗原さんとも話し合いがあったということも伺っております。

今、利根川右岸のケイマンゴルフ場の南側、そしてまた、天狗岩用水はけ口から吉岡川河口までの区域には、議員が言うように小魚・小鳥が集まり、蛍も飛び交うなど、利根川の自然環境が保たれている自然豊かな区域でもあります。また、個人的に会をつくっていただきまして、コウテイギクですか、大分植えていただいているというような話も聞いております。昨年改定した都市計画マスタープランにおいても、自然的環境保全エリアとして利根川による広大な水辺環境の保全、水質の改善や環境の美化に努め、生物が生息する環境に配慮していくこととしております。

議員ご提案の自然が豊かな公園への再生による有効活用につきましては、町民の皆様の意見を参考にしながら検討していくということで、前から言っているとおり検討していくということでよろしくお願ひしたいと思っております。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） その検討も、ぜひ有意の検討でお願いできればと思います。

それからもう1カ所、右岸域といっても最上位部、渋川市との境にある滝沢川河口から渋川市坂東橋緑地公園の南側に位置する自然公園のさらに南側の雑木地で、既に一部、低水護岸が施されている三角地域です。現在は雑木が生い茂り、見るも無残な荒地となっています。この場所は三方に見通しがよく、利根川河原の中ほどです。周囲には障害物がありません。ここを芝生の広場にして、ラジコンの飛行機やヘリコプターの発着所に利活用することはできないものでしょうか。現在の河川緑地公園やあいている河川敷で、ラジコン操作の軽飛行機やヘリコプターの操作練習をされている方を時々見かけます。周辺には人が多く、大変危険です。大人の遊び場ではありませんが、吉岡町に飛行場、ちょっとミニですが、少しばかりロマンがあってよいのではないのでしょうか。

また、現在、急速に幅広い業界で普及してきたドローンの操作訓練の場、開放地としての提供等利活用も一方策ではないのでしょうか。農業・測量・インフラ点検等、県内にもドローン製造販売の新会社も誕生と、また、ドローンでの3次元測量をと空撮メーカーが建設業界でのICT（情報通信技術）活用を後押し等々、新聞報道もありました。吉岡町の道の駅の活性化策としてご一考いただければ幸いです。町長のお考えをお伺いします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 大石公園ということで、議員もご存じだと思いますが、あのところに行くには渋川市を通らないとどこにも行けないということで、あのところを開発するということになりますと、渋川市と相談しなければできないのかなというふうにも思っております。

議員ご指摘のところは、以前から大石運動公園として、たびたび渋川市との共同利用との協議の話がされてきたところでもあります。平成25年度に事務レベルでの協議があった場所でもあります。そのときには、いわゆる渋川市があつたところにラグビー場をつくりたいんですけども協力願えるかということで、もちろん河川敷でありますので県の許可も要るということで、渋川市がそういったことで事業をやってくれるのであるならば、町としてよろしいでしょうということでお話しした経過もございます。それが、いつ何時か、話が全然進まないというような状況でもあるわけでございます。渋川市が進めている、渋川市及び吉岡町の地域連携に関する協定書の目的の中に、個別事項としては掲げられておりませんが、しかし、渋川市の公園に接する場所でもあり、今後の利活用については渋川市との一定の配慮が必要ではないかなというふうには思っております。

先ほどから申し上げているとおり、あの公園に行くには渋川市を通らなくてはいけないということで、渋川市の協力なくしてできるものではないのかなというふうには思っておりますが、今現在、そういったことで、渋川市があつたところを貸していただくならば開発をしたいというようなことがあつたということをお知らせして、今後、渋川市が連携する中で、できることならあの林をきれいにして活用できればいいなというふうには思っております。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 雑木地ではなくてせつかくの広場ができれば、町民が利活用できるようなそんな広場にぜひ渋川市さんと連携ができればお願いできたらと思います。

次に3番目、「子供の貧困対策に向けて」をタイトルとさせていただきます。

子供の貧困対策に向けて。子供の生活・学習支援事業は。この問題につきましては、要望のみにさせていただきます。

ことし6月、上毛新聞掲載記事で「子供の貧困・食や学習支援を探る」として、「地域特性の把握へ本年度3市町村」と大きく報道されました。そこには吉岡町が率先して調査のもと、結果を効果的な支援につなげたいとコメントがありました。

町の地域特性を生かすには、効果的な支援につなげていくには等々、町の深いかかわりと庁舎内の連携が大切なのではと思われまふ。例えば平成29年の高崎市の認定NPO法

人での吉岡町学習支援事業のスケジュール表において、週1回の開催予定が年内中までし
かなく、その後の開催場所の確定がありません。年間を通しての安定した会場設定のもと、
安心して子供らが予定して通える居場所の提供など、支援事業の推進方を目指し、個別の
状況に応じた生活面・学習面の支援を行っていただきたいと思います。

要望だけにかえさせていただいて、続いて、最後の最終質問に移ります。

4番、地域課題、ハザードマップ作成プロセスと改善点は、

なお、この質問につきましては、先ほどの金谷議員の質問と重複するところであり
ます。そのところで一部割愛させていただいて、この6月に五十嵐議員から、吉岡町河床管理の
実態における要望についてということで質問があったかと思いますが、その進捗現況につ
いてお伺いをさせていただきます。そのほかハザードマップについて、金谷議員の補足が
ありましたらお願いしたいと思います。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） ハザードマップ作成のプロセスと改善点ということで、私のほうからも重
複する部分があるかと思いますが、述べさせていただきます。

まず、農業用のため池に関するハザードマップ作成委託料についてですが、町内の農業
用ため池は、上之原貯水池を初め大小合わせて吉岡町には12カ所あります。

平成25年、26年に農業用水水利施設であるため、池の一点点検を県とともに実施し
ました。なお、上之原貯水池など、面積が大きい7施設については県が業務委託をして調
査した結果、直ちに改修する必要があるため池はありませんでした。

しかし、点検の結果、防災体制づくりの推進と強化策として、警戒すべきため池にはハ
ザードマップの作成が国の方針として昨年度に義務づけられ、本年度にため池のハザード
マップの作成業務を委託することになりました。

なお、県で定めるため池整備基本方針では、決壊した場合に人家に影響を与えるおそれ
がある貯水池として堤高、いわゆる堤防ですね、10メートル以上、かつ貯水量が10万
トン以上の貯水池を警戒すべきため池としております。町内でその基準に該当するため池
は、上之原貯水池及び塔之辻貯水池の2カ所となります。

また、ため池ハザードマップが作成された後には、地域住民への配布や町ホームページ
の掲載による公表、周知する予定でもあります。

次に、吉岡川の雑木対策、河床の堆積対策についてですが、6月議会における五十嵐議
員からの質問を受けて、改めて河川管理者である県に対しまして、町として堆積土砂の撤
去に関する要望書を提出したところであります。

再度、県に確認したところ、要望いただいた吉岡川の状況については、現地において堆

積状況等の確認をしており、来年度の当初予算要求に吉岡川の雑木対策、堆積対策の委託費を要求していきたいとの回答を得ているところでもあります。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 同じく6月議会での大林議員や先ほどの金谷議員の質問にも関連しますが、7月の上毛新聞に、利根川洪水区域に新たな洪水浸水想定区域が示され、渋川で最大浸水深10メートルとありました。渋川半田地域の浸水は、そのまま漆原地域への流域拡大となるのではないのでしょうか。ハザードマップ作成に活かしてほしいと要望させていただきます。

また、大林議員の防災関連質問の中で、この4月に全ての自治会に自主防災組織が立ち上った旨、町長、町民生活課長ともにお話がありましたが、以前、全自治会に自主防災組織編成できたら、町を挙げての一斉防災訓練を実施すると言っておられましたが、いつごろを計画しているのかお伺いします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 町では町全体の防災訓練に向けて、本年度、この7月に予定するはずでしたが、北九州の豪雨によって中止となった、全国瞬時警報システム、Jアラートの緊急地震速報訓練を活用した訓練をやって住民の防災意識を高めようと考えたわけですが、またこの11月に実施をする予定であります。そういった町の皆さんの防災意識を高めることによって、町全体の防災訓練に向けていきたいと考えているところであります。

また、町全体の防災訓練の実施に向けて、各自治体の自主防災組織の活動状況等を聞きながら、今後、自治会定例会等において町全体の防災訓練に向けて協議していく考えであります。また、吉岡町の防災訓練にとって必要となる消防団とも協議しながら、町全体の防災訓練の実施を検討して、時期についてもそういった協議の中で決めていく考えであります。以上です。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 先日、議会総務常任委員会で、地域の防災の取り組み方について、宮城県七ヶ浜町、亘理町へ視察研修をさせていただきました。両町ともに町主催の総合防災訓練で、町民らの防災意識の高揚とおのおのの役割や備蓄品等の確認作業をする上で大変重

要なことだと、その必要性を熱く語っておられました。各自主防災組織による防災訓練とあわせ、ぜひとも全町挙げての防災総合訓練の実施を期待します。

さて、8月中旬、議員有志で県主催の防災・減災シンポジウム「カスリーン台風から70年～いま考える水災害対策～」を先ほどの金谷議員とともに皆さんで聴講してきました。そんな中、県土整備部長がコメントしていたんですけれども、災害発生時、県情報により各河川の水位報告を示し、避難勧告・指示等は市町村に任せる旨、発言されておりましたが、実際、吉岡川の氾濫危険水位基準は河川天端何センチメートルを想定されるのか、お伺いします。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件に関しましても担当課長より答弁させます。

議 長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） ご質問にありました吉岡川の氾濫危険水位基準ですが、吉岡川は一級河川で県の管理河川であることから、県に確認したところ、県内でも多くの県管理河川が氾濫危険水位基準などが設定されていない状態だということで話を聞いているところでありまして、今後その基準を設ける河川について調査を考えているとの話を伺ったところがあります。

ただ、吉岡町としては、河川基準がないからとして、そのままのままでなく、台風等、または大雨警報が発令されたとき担当職員が役場に詰めまして、吉岡川とか吉岡川以外の河川の見回り対応をしているところでございます。

避難所につきましても、災害に応じて、漆原地区につきましては駒寄体育館に避難する等の考えも持っているところでございます。

また、ハザードマップの改善等につきましては、金谷議員にさっき話したとおりでございます。

今後も地元の自治会長の意見等を参考にして進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） 漆原地域の方々は、吉岡川、利根川ともに洪水が起こったら避難経路が絶たれるのであります。

先日の上毛新聞に、洪水対策で人工高台の整備、利根川と渡良瀬川に挟まれる板倉町が緊急避難設備の洪水避難タワーを来年度建設するという記事を目にしました。かなわぬ願

いとは理解しますが、現在建設中の城山防災公園を切り取って、漆原の地域に移築できたらなと思いは募ります。

最後に、都市計画道路の見直し業務の進捗状況についてお伺いします。

先ほど金谷議員への答弁で、漆原総社線の未整備地区の見直し業務を進めることは確認させていただきました。改めてお伺いします。見直し作業の工程について簡単にご説明お願いできますでしょうか。

議長（馬場周二君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 未整備区間のルートにつきまして、概略検討を行っておるところでございます。必要に応じまして、都市計画の変更・廃止の検討を行うとともに、事業実施に向けた検討を行うということで委託作業を行っておるところでございます。以上です。

（「終わります」の声あり）

議長（馬場周二君） 以上をもちまして、柴崎徳一郎議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩をとります。再開を1時とします。

午前11時52分休憩

午後 1時00分再開

議長（馬場周二君） それでは、会議を再開いたします。

議長（馬場周二君） 14番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔14番 小池春雄君登壇〕

14番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして質問を行います。

まず、第1点目でありますけれども、学校給食費の無料化についてをお尋ねするものがあります。

この件につきましては何度も質問しておりますけれども、学校給食費の無料化は町長の選挙公約でありました。公約とは、町民に対して、当選した暁には約束を実現・実行することです。一部補助はされていますけれども、実現はされていません。

任期も残すところあとわずかとなりました。本当にわずかですね。平成30年度予算編成期も間近となっております。ここでやらないと本当に公約が実現をできなくなります。ぜひとも実現を図っていただきたいと思っておりますけれども、町長の考えをお尋ねするものがあります。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 小池議員さんの1つ目の質問ということで、町長の選挙公約です。任期中の町民の約束をぜひ果たされたいということでご質問をいただきました。

まだ予算を立てるのにあと2回あります。選挙公約ということですが、私の選挙公約である学校給食費の無料化ということでご質問をいただきました。昨年の12月の第4回定例会とことしの第1回定例会においても同じ質問をいただきましたが、同様な回答になります。今後、明治小学校の職員室の拡張工事や駒寄小学校の体育館建設及び吉岡中学校の教室不足による校舎増築も想定されております。そういったことで、学校教育施設の膨大な予算（経費）が必要とされております。

私も公約の中で無料化に向けて努力をしますということは掲げておりますが、それは今でも変わりはありません。吉岡町で暮らす子供たちのために今何が必要かを適正に判断し、限られた予算の中で優先順位をつけてやっていきたいと考えております。

議 長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 町長は確かに2回なんですけれども、2回目となると再来年の3月なんですけれども、3月、確かにあります。しかし、4月には任期が来るんですよ。その先はだからどうなるかわかりませんが、やっぱり町長が実施をしてそれで見届けるといのは、私はもう来年しかないかなというふうに思っているんですよ。確かに吉岡町で子供がふえるということで教室が足りなくなる、それはまさに事実でしょう。しかし、確かに町長は選挙公約の中で、実現に向けて努力をするということですから、実現に向けて努力していただくということは私は大事だと思います。そして公約ですから、住民に対し「当選した暁には」といのは、選挙前ですからまだ夜は明けていないんですよ。でも、自分が当選するころには明るくなると。ということは、自分が当選したら給食費の無料化実現のために努力をするというのが公約ですよ。ですから、今の答えを聞いていると、全然前に進まないで、だから、あっちもあるから、こっちもあるからと、それは私には言いわけにしか聞こえてこないんですよ。

やり方というのはいろいろあったかと思うんですけれども、これまでみどり市が学校給食を無料化したときというの、これは石原市長でしたね、みどり市の。考え方が、教育の一環として食育に主眼を置く、こういうことで無料にしたようであります。教育の一環としてそこに主眼を置くんだと。そして、全面無料化のお金はどうしたかという、
「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目玉施策としてやるんだというんですよ。私も不勉強だったかもしれないんですけれども、この金も使えたんですよ。ですから「まち・ひと・しごと」、これでも学校給食の無料化、全部じゃないんでしょうけれども、一定の部分が充てられたんだと思います。ですから、いろいろ方法を考えれば私はできたんじゃない

いかというふうに思うんですけれども、町長、「もうできません」と言っちゃうのはすごく簡単なことだと思うんですよ。でも、やっぱり町長が町長として住民に対して行った公約ですから、先があるような話をしないで、もう本当に残された期間は1年とわずかです。ぜひとも決断。だから私は無料化をぜひともお願いしたいと思いますけれども、来年度に向けて、無料化はどうしてもできないというのであれば、思い切って半額まで補助しようかというようなことを私は検討に値するのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 私、無料化に向けて努力すると言っておりますので、まず1回はある程度補助を始めたとして、それが第1回でございました。

そういった中において、確かに無料化にすればいいことなんでしょうけれども、今財政上いろいろなことを考えると、いかに補助をできる体制を整えるかなということは私も日ごろは考えております。そういったことで、私も先ほどから言っておりますが、予算を組むのにおきまして2回組ませていただくという期限がございます。そういった中でどこまで無料化を進めるか、いろいろなことで考えていかなければならないなと思っております。

今、吉岡町は他町村にない子供の多さというのは極めて珍しい町かなというように思っております。そういったことで、いろいろなことで、これをしろ、あれをしろ、しなくてはならないという事業もあろうかと思いますが、一つの教育として、先ほどから申し上げておきまして、給食費より先にしなくてはならない事業があるのかなというようなことを思っておりますので、期間中にどれだけのことができるか私も考えております。そういったことでご理解をいただければというように思っております。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） それでは、いつも遅くなっちゃうんですけれども、今回は早目に、予算編成期ちょっと前ですから、予算編成期に当たりましては、十二分に検討していただくというのを切にお願いしまして、次の質問に移ります。

続きまして、就学援助制度についてお伺いをするものであります。

吉岡町の平成27年度、小学校・中学校の就学援助の実施状況についてお尋ねします。

そういったことでありますけれども、平成26年度、文科省全国調査では平均で15.62%です。高いところで、大阪では全児童に対して24.52%、約4人に1人が就学援助金を受給しております。群馬県でも平均で7%です。この数字を見まして、吉岡町と比較してみると、吉岡町は大変低い数字になっているというふうに思いますけれども、ま

ず、吉岡町の実態についてお示しを願いたいというふうに思います。

議長（馬場周二君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君登壇〕

教育長（大沢 清君） ただいま小池議員から、平成27年度の小学校、それから中学校の就学援助の実施状況についてということでご質問いただいております。

小中学校合わせてになりますけれども、人数としますと54名が受給をされております。率にしますと2.64%ということになります。ちなみに平成26年度につきましては48名で、2.36%ということになっております。また、本年度はまだ年度の途中ではございますけれども、59名で2.82%、こういった状況になっておるわけでございます。

ただいまご質問中にもございましたけれども、平成26年度における全国調査では大阪府が最も高く、群馬県は低いほうから3番目というような、順位で言うのはどうかというふうに思いますけれども、その差にしますと約3.6%ほどの開きがございます。

県内の町村別の細かい状況については特に公表はされておりませんので、町が県内でどのくらいの位置にあるかということは今のところはちょっとわかりませんが、別の方法で国が調査をしております、5%以下、10%以下というような形での公表によりますと、県内町村部のほとんどが5%以下、高いところが前橋市で15%以下、ほかの市は10%以下という形になっております。

また、東毛、中毛、西毛といった地域での区分にすると、これは考え方でございますけれども、保護者の就業状況ですとか産業構造、経済状況等、それぞれの地域の差というものもあるかというふうに思いますから、そうした面からしますと、一概に支給率の比較は難しい面もあるのではないかな、そんなふうに考えておるところでございます。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 群馬県は全体的に確かに低いというのはわかっています。そして、高いところでは、先ほど言いましたように大阪なんか24.52%、もうほぼ4人に1人が受けているというのが実態であります。群馬県は確かに低いんですけども、全国平均から見れば本当に低いんですね。

今、教育長が答えたというものは、恐らく平成26年度に文科省が行った就学金援助実態調査報告書という、それに出ていますから、そのとおりだと思うんですけども、私は吉岡町のホームページを見まして、人が受けやすいというんですかね、もう少しホームページの工夫が必要なんではないかというふうに思うんですよ。確かに生活保護と準要保護児童に対して援助を行うわけでありまして、私が見ていて取っつきにくいんですね。ですから、まだ改良の余地は十分にあると思います。

それと、それだけじゃなくて支給の……第2問はこの問題について2、3としておりますけれども、順番にいきます。

吉岡町には生活保護基準というのがありまして、基準どおりに行う自治体もあれば、文科省の調査の中でも平均が、自治体における基準の倍率ですよね。生活保護基準の倍率が1.3倍というのが35.5%で高いんですよ。教育長も、これまで私が質問したことがありますけれども、太田市なんかではこの基準を1.6%に上げたというような記事が以前、新聞紙に今年でしたかね、載っていましたけれども、そういうふうにするによって就学援助金を受けやすくするというのもしております。

私は、きのう、おととい、さきおとといの3日間の決算ですごく感じたのは、給食費においても不納欠損というのがありましたよね。ですから、こういう人たちというのが不納欠損になるようであれば、最初からこういう手段もあるよということで、就学援助金制度を申請していれば不納欠損という形はとらずに済んだというふうに思います。

そういう中で、制度は確かに変わりました。しかし、国は金を出さないとは言っていないんです、ちゃんと一定の額は交付税で見えていますよというふうに調査の中でもそう言っているんですから、来ていると思いますよ。申請すればその分は来ると。ですから生活者のために、児童生徒のために、この制度をもう少し周知徹底させる必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議 長（馬場周二君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教 育 長（大沢 清君） ただいま周知方法ということでご質問いただいておりますけれども、現在、町がどのように保護者の方々に周知をしているかという現状でございますけれども、まず、町のホームページ、これはもう年間を通してホームページのほうに掲載をしております。それから、毎年、町の広報紙の1月号にも掲載をしております。それから、在校生のご家庭へも子供を通して配付をさせていただく。それから、新入学児に入学の通知書を送付するわけでございますけれども、その封筒の中に同封をしまして、「就学援助制度についてのお知らせ」というような形で、漏れなく児童生徒のご家庭に届くようには周知は図っておるところです。

内容的に少し問題があるということであれば、周辺市町村がどのような形で周知を図っているか。ホームページに載せているところ、載せていないところ、いろいろあるわけですが、ホームページ等を参考にさせていただきまして、できるだけ細かく周知が図れるようにしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

議 長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

1 4 番（小池春雄君） 今、入学時に説明していますよね。それに対して進級時はどうしていますか。毎年、1年生、2年生、3年生になる、そのときどうしていますか。入学時だけですか。

議長（馬場周二君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） 先ほども申し上げましたけれども、在校生につきましてもご家庭に周知を図るような、そんな方法をとっておるところでございます。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔1 4 番 小池春雄君発言〕

1 4 番（小池春雄君） それでは、教師に対しての周知はどうかさっていますか。

議長（馬場周二君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） 今申し上げましたように、「就学援助制度についてのお知らせ」ということで全子供たちに持たしておるわけですから、当然、それぞれの教師にもこれは見ていただいている、そういうことで理解をしております。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔1 4 番 小池春雄君発言〕

1 4 番（小池春雄君） 教師に持たせているって、要するに教師に持たせるには教師向けの説明会、だから教師に就学援助制度をしっかりと理解してもらうための説明会はしていますかって、ごめんなさいね、ちょっと。

議長（馬場周二君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） 教師への説明ということですけども、特に教師を集めて、この制度についての説明会ということはやっておりません。

ただ、申請書につきましては、学校を通して教育委員会に上げていただくということでございますから、当然、学校の校長にコメントを書いてもらうということもしておりますので、全教師がこれを細かく把握しているかという、その辺のところは定かではございませんけれども、管理職につきましては内容的によく承知しているというふうに考えております。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔1 4 番 小池春雄君発言〕

1 4 番（小池春雄君） 文科省の平成26年度の就学援助実施状況等調査という中には項目があるんですね。教職員向け説明会を実施と。そうすると何%ですというのがあります。それと

また、保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導しているかどうかと。だから、持たせたじゃなくて、保護者向けの説明会を実施するよう各学校へ指導していますかどうかという項目もありますよね。ですから、私が言いたいのは、こういう制度もありますよということが先生も十分に知って、そして保護者も知る、そのためにも先生には制度そのものをしっかりと理解していただく、保護者にもこのことを理解していただくというのが、ここであります教師向け説明会の実施、あるいは保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導しているかどうかということも文科省の調査の中でしていますよね。そうすると、何%していますよというのが出ています。割合に少ないんですけども、そういうことも十分に知っております。

ですから、私は先ほど割合を言いましたが、吉岡町は本当に少ない。少ないことがいいことじゃなくて、少ないということは、平均より下だということ、十分に周知徹底されていないのが原因ではないかなというふうに思います。教育長がそれで頭をひねるということは、じゃ吉岡町の子供をお持ちの保護者がそんなに裕福な人ばかりかというようなことにも見えてくるんですよ。私はそうじゃないと思いますよ。

先ほども言いましたけれども、これは昨日の学校給食費だけに限らず、町税にしても国税にしても、これだけの滞納繰越がありますよね。滞納繰越があるところは未収金がある。あれば、みんな銀行に入れておけば、そこからみんな引き落としされますから、そんなに多くないと思うんですよ。でも、これだけで未収金があり、なおかつ時には不納欠損も生じるということは、やはりこのことが十分に周知されていない。だからこのことが十分に周知されているところというのは、大阪みたいに4人に1人が就学援助金制度を利用できるんだというふうに思うんですよ。私はそういう生徒、子供たちのことを考えれば、町にこういう制度があるからぜひとも使って、制度というのは使ってもらって初めて生きるわけですから、そういうための努力をぜひともしていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

議 長（馬場周二君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教 育 長（大沢 清君） 確かに大阪府の場合は率的に高いということがございまして、先ほど申し上げましたとおり、大阪府は群馬県から3.6倍くらい多い。県内でも吉岡町が特別に少ないというふうに私は考えておりませんので、先ほど申し上げましたとおり、調査結果を見ますと、町村部につきましてほとんど5%以下というような状況でございます。そういうことでございますので、吉岡町が特別に低いというような考え方を持っておりませんし、周知方法につきましても全ご家庭のほうにお知らせが届くようにしていると、そういうこともやっておりますし、周知方法はホームページ、それから町の広報紙等、考えられる手

段は一応使って周知を図っているというような考え方を持っております。

これからさらにやるとすれば、先ほど小池議員さんの質問にありましたように、教員がこういう制度を理解して、もし子供たちがそういう状況であれば保護者の方に申請をするようにお話をしていただくとか、そういうことはやっていただければよろしいのかなというふうに考えております。

何回も申し上げますけれども、吉岡町が突出して少ないと、こういう状況ではないということをご理解いただきたいというふうに思います。県内で町村部につきましては、ほとんどこういったレベルの中にあるということでございますので、さらにこれがいいということをお私に申し上げているわけではなくて、ほかにもっといい周知方法があれば、ほかのところも研究させていただきまして、周知を図る努力はしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） それでは、先ほど言いましたように、まずは教育委員会として教職員向けの説明会の実施、これは文科省の資料の中にあるんですね。確かに率は少ないんですけども、しているかどうかという問いもあります。だから、実際にしているところもありますね。それと、保護者向け説明会を実施するよう各小学校へ指導しているかどうかというような項目があります。だから私はぜひ、できることはみんなして、いや、それでもなかったんだよというのであれば、それはそれでいいと思うんですね。ですから、知らないあなたが悪いんだというんじゃなくて、情報はぜひとも知って、それでその後、判断するのは各自ですから、そういうことが漏れなく伝わるような実施方法をお願いしたいと思っておりますけれども、もう一つ済みません、確認よろしいですか。

議長（馬場周二君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） まず、教員への周知方法でございますけれども、教職員の全体研修会を年に2回やっております。その際に当然、先生方も見ていただいているわけですが、内容的なことにつきましてはそういった機会を通じて、もし周知が図れるようであればその時点でやりたいというふうに考えております。

それから、保護者向けにつきましては、例えば集まっていただくといっても、これだけで集まるというのは、なかなか保護者の方に集まっていただけないというふうに思っておりますので、またPTA会長さん等にもご意見等を伺っていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番(小池春雄君) 保護者向け説明会を実施するよう学校へ指導するというんで、しているところもあるようですから、ぜひともそのことをお願いしたいと思います。

それと、もう1点なんですけれども、先ほども言いましたけれども、いわゆる生活保護基準、実施状況ですね。これはそのままのところもあれば、先ほども言いましたように太田は1.6倍ですね。そして平均を見ても1.3倍というのが国の調査でも明らかな数字となっております。

やはり私は、これを子育て支援という面から見た場合には上げていく必要があるんだというふうに思いますけれども、教育長一人の一存ではできないと思いますけれども、ぜひこの辺も町長と協議をして、太田までいかなくても、太田の手前ぐらまでいくような努力をしていただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

議長(馬場周二君) 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長(大沢 清君) 生活扶助基準額の太田市は1.6倍ということのようでございますけれども、生活扶助基準額をそのまま基準としているところは多分県内でも少ないのではないかなというふうに思っております。前回のご質問のときにもお答えさせていただいておりますけれども、吉岡町も生活扶助基準額の大体1.3倍程度を基準とさせていただいているということで、前にもお答えさせていただいているかというふうに思いますけれども、一応そんな形で審査をさせていただいております。

今、ご質問の中にもございましたけれども、これは当然予算を伴うものでございますので、また町長のほうとも協議をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

議長(馬場周二君) 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番(小池春雄君) ぜひとも、この基準におきましても今1.3倍ということなんですけれども、随時上げるような努力をしていただきたい。

それともう1点ですけれども、就学援助につきまして、大概、学校に入ってから申請を受け付けて、そして支給をされるのが恐らく6月か7月ごろになると思うんですよね。これもいろいろな文科省の調査を見ると、あらかじめ調査をしておいて、子供が入学する2月ごろから審査の状況で支給をしていると。要するに、学校に新入学の子というのはそのときにお金に窮するわけですから、それを前倒しというんですかね、2月ごろにしているというところも出ていますし、太田なんかもそれをやっていますね。ですから、その辺も私は十分に検討の余地があるんじゃないかと思っておりますけれども、この点についていかがで

しょうか。

議長（馬場周二君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） 審査時期といいますか、支給時期を早める、入学前に支給できないかと、そういった趣旨のご質問かというふうに思いますけれども、周りがどうだからということではないんですけれども、中部管内で実施しているという市町村は今のところまだないようでございます。

先ほどご質問の中にもございましたけれども、群馬県では太田市が、新入学時のみに限って1月末までに申請をしていただいて、2月に審査をして入学前までにお支払いすると、そんな制度に変えているようでございますけれども、ただ、収入ですとか所得の審査が前々年度のものを利用すると、そういったこと、あるいは教育委員会からの入学通知の発送前というような、そんなこともあるようで、少し混乱があるのではないかと、今そのことも心配をしておりました。というのは、例えばアパートに住まわれている方で、果たして吉岡町に入学するのか、そういう方もおられます。そういうことで吉岡町の場合は入学通知と同封すると、そんな形をとらせていただいておりますので、入学前にお支払いするというのはちょっと困難、難しい状況になっておると、そんなことがございます。

そういったことで、どんなふううまくしたら支払いできるのかと、その辺のところも少し研究させていただければというふうに思っております。すぐ実施できるかどうかというのは、これはちょっとあれなんですけれども、今後検討をさせていただくということでご理解いただければというふうに思います。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 先ほど言いましたように、太田市の例を出しましたけれども、実際にそれを始めているところがありますから、恐らく今教育長が言ったような懸念というのはクリアできているんだというふうに思います。そして検討してみたいということでしたので、ぜひとも、今6人に1人の子供が貧困と言われている時代ですから、そういうところに手が届く教育行政であってほしいというふうに思いますので、特にそういうところには注意を払って、できることであれば、どこかでやっていないものをやれというというのはなかなか勇気が要るんでしょうけれども、やっている事例があるというのであれば、そういうところにいいところは倣って、私は吉岡町でも、町長も子育て支援を言っている人ですから、ぜひそのことは実施をしていただきたいということを強くお願いをしておきます。

続きまして、3点目の介護保険総合事業についてお尋ねをいたします。

訪問、通所サービス充実の方針と今後の計画と見通しということで出しておきました。

皆さんご存じのように、ことしの4月から介護保険事業が本格スタートしました。介護予防、日常生活支援総合事業と生活支援体制整備事業が各自治体で取り組む事業で、自治体が行う事業のため住んでいる場所ごとにサービスが違っていると。それぞれの自治体が自治体ごとに行いますから、違ってきます。吉岡町でも、以前のサービスを低下させることのないように取り組む必要があるということ言いましたら、そういう方向でやっていきたいというような回答がありました。

これまでの介護従事者を地域あるいはボランティア、NPOをお願いしていくような形をとるようになるわけでありますけれども、このことは言うのは簡単でありますけれども、恐らく課長が答えるのでしょけれども、担当の課としても苦慮しているところだというふうに思いますけれども、今これがどのような形で推移されて、今後どの辺まで到達できて、今もどういう問題があって、今後はどのような対策・方策をとっていききたいというふうに思っているのか、その辺についてお尋ねをするものであります。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 3番目の質問をいただきました。介護保険総合事業、その中の訪問、通所サービス充実の方針と今後の計画と見通しということで質問いただきました。

平成27年4月に介護保険法の改正により総合事業が導入され、平成29年4月までに総合事業への移行をすることとなりました。吉岡町は平成28年1月から総合事業に移行させていただきました。

従来の介護予防サービスは、国の介護保険制度によって基準や単価が全国一律でしたが、総合事業では各市町村が、先ほど議員が言われたように基準や単価を設定して運営することになり、各自治体が主体となることで自由度が高くなり、地域の実情に応じたサービスを創意工夫して提供できるようになりました。総合事業の導入後は、要支援1・2の方が利用していた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」のサービスが、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業に移行することになり、利用者のニーズに応えられるように、生活支援などの多様なサービスを提供することになりました。

このことにより既存の介護事業所だけでなく、NPO法人・ボランティア・民間企業・協同組合・地域住民などによるサービスの提供も可能となり、高齢者の生活を地域全体で支援することになりました。

先ほどから議員が言われるように、一口にボランティアというようなことを言われますが、ボランティアというのはなかなか大変なことかなというようにも私は思っております。1日だけのボランティアなら、「はい、わかりました」ということでやってくれる人は多くいると思っておりますが、いわゆる1年を通してボランティアというと大変な事業かな

と、私もそういうように思っております。

訪問、通所サービスの充実の方針の今後の計画と見直しですが、吉岡町では現在、吉岡町生活支援体制整備事業における協議体を本年度準備会から始め、8月に正式に協議体を立ち上げ、町内役員や民生委員、介護施設の代表、サロンの代表などを構成員として協議し、今後のサービス内容を検討しているところでもあります。

第1回目の協議体では、移動支援や買い物支援などや男性のボランティアのなり手がみつからない等の意見が出ました。今年度、数回、協議体を開催し、意見集約を図っていきたいと考えております。

また、協議体でも意見が出ましたが、今後、サービスを行う上で大事となる担い手ですが、ボランティアに頼るところも多くなるところですが、現在のボランティアの方々も高齢化が進み、後継者不足となっております。

そこで、町としては、駒寄小学校の西側で民家を改築している地域福祉交流拠点施設を当初、認知症カフェとして利用を見込んでいましたが、ボランティアの育成の場の提供とも考えています。この施設を核として多数のボランティアを育成したいと考えております。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 総合事業では、要支援1・2の人に対しまして行われてきた介護予防訪問介護・通所介護は、保険から切り離されまして自治体の配下になったわけであります。

今、町長が言われて、生活支援協議会をつくって進めているというようなことでありますけれども、結構細かく話していただきましたけれども、担当課として一番苦慮している問題とはどの辺でしょうか。

議長（馬場周二君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 町長の答弁の中で中段と最後にも話がされましたけれども、やはり担い手となるボランティアさん、これにつきまして苦慮しているところが最大の吉岡町における課題だと思っております。社協さんのほうでいろいろなサービス事業等もしていただいておりますけれども、現時点においては移送サービスなど、また、この後、配食サービスなどもありますけれども、やはり担い手となるボランティアさんの高齢化が進んでいると、新しい方が入ってこないという状況にあります。

おかげさまで交流拠点の施設整備のほうを国の交付金を含めた中でさせていただいております。いいチャンスを与えられたなというふうにも町としては考えております。これにつきましては、町と社協含めて協調した中で、福祉の一大事業としましてボランティアの発掘・拡大、これが最大の目標というふうに私は認識しております。よろしくお願いいたします。

します。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） ボランティアの人たちをいかに発掘するかということが大きな課題だというふうにもなっていますし、もう1点あるのが、総合事業によりまして、今までは1・2の人が介護保険の適用でありましたけれども、今度は65歳以上の介護を必要とする人も対象になりましたよね。こうなりますと、またそのことによって、今までは認定を受けた人だけだったんですけども、今度はそうじゃなくて、本人が希望すればその人も見なければならぬというふうにもなってきていますよね。だから、そういう希望する人が出てきたと。要するに認定を受けていないんですけども、必要とする人があればそういう人たちを面倒見なくてはならないというふうになっておりますけれども、そういう人たちを受け入れられる体制というのは十分整っているのでしょうか、どうでしょうか。

議長（馬場周二君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 議員の言われるとおり、介護予防に該当する方につきましては、今までの制度とは離れた方についてもこの事業で進めていけるということで、私の記憶が間違いでなければ、現状今2名の方がこういったことで利用していただいているところがございます。これにつきましては、特に通所につきましては、今までの事業所による介護予防で受けていただいているわけですが、これについても国の基準の介護報酬単価で、町が低くせず同じ額を使って運営をしてございます。

事業所以外につきましては、町内でサロン事業をしていただいております。これにつきましては、以前にも質問があった中でお答えさせていただきましたけれども、今現在27カ所開設していただいております。これにつきましては、平成28年度延べ利用人数につきましては、8,337の方がこのサロン事業を利用されているというふうに社会福祉協議会のほうから報告を受けております。ただ、月1回の開設が11カ所、2回が8カ所ということで、最低でも週1回開設をしていただきたいというふうに思っております。これにつきましては、地域の意見も伺いながら、社協さんとも協調した中で運営の体制づくり等の支援をしていきたいというふうに思っております。

また、老人福祉センターがございまして、通所のほうのサービスを今後検討していきたいというふうにも考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） これまでなかった非該当の人も該当になるというのが新しい総合事業です

よね。これから私はそういう人がまたふえてくるのかなと。今までですと、介護認定を受けるのが面倒だという人も介護認定を受けずにこれが利用できるというふうになったわけですから、そういう人たちが利用していきいたいというときに、ぜひとも十分に利用が可能なような体制を整えていただきたいということをお願いをしておきます。

この問題の2点目で、配食サービスについてでありますけれども、県内では実施自治体がふえているようであります。朝・昼・晩と、しかし晩やっているところもあるんですかね。朝・昼というのがふえているようでありますけれども、多くが半額を補助しているような形でスタートしております。これについて当町でも早く実施すべきだというふうに私は思っておりますけれども、町の考えはいかがでしょうか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 現在、配食サービスは二本立てということで実施をさせていただいております。運営費につきましては、共同募金事業の配分金で事業のほうを賄っておる状況でございます。ボランティア協会の配食で、火曜、水曜、金曜日に実施しているものと、NPO法人と配食ボランティアさんで、月曜と木曜日に実施をさせていただいております。

ボランティア協会の事業につきましては、会員さんが食材を購入いたしまして、また農家の方から野菜等を調達いたしまして調理をして配達を行っている。もう一つのほうは、NPO法人と配食ボランティアさんの事業でありますけれども、町内のNPO法人の障害者作業所で調理をいたしました弁当を配食ボランティアさんが配達をしているということでございます。いずれも昼食の配達をしておるところでございます。

配食サービスは、見守りも兼ねているところもありまして、利用者が留守であった場合、弁当を持ち帰りまして、社協の職員が親族に連絡して、居場所の確認などもしているところでもあります。

現在、利用者につきましては、月曜日が22名、火曜日が31名、水曜日が23名、木曜日が27名、金曜日が24名ということで、1食当たり300円を自己負担していただいている状況でございます。

この充実ということでございますけれども、現状でも、先ほど申し上げたとおり、ボランティアさんの人数がサービスに対して限界に近い状況でもありますので、担い手の確保が急務となっている状況でございます。先ほどの説明と同様になりますけれども、拠点の施設がボランティアの育成の場となるよう努めてまいりまして、配食サービスの充実も図

っていきたいというふうにも思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） ちっと私が調べた中で、前橋とか高崎では業者を委託して、業者が見回りをして、そして当然ですけれども条例を設置して、朝・昼、ところによっては晩もやっていますかね。やっていますので、吉岡町のこれまでやっていたのでは、対象者がふえてくるともう手に負えなくなってきましたよね。そうすると、やはり業者委託にもなるのかなというふうに思っています。そういう中でぜひとも、業者委託にすると大体半額ぐらいを自治体が持っている例がほとんどですよ。そんなふうな方法にこれからなるのではないかと思いますけれども、将来を見据えて、そういうこともぜひともお願いをしておきたいというふうに思っております。

この点につきましては、また機会を改めまして質問させていただきます。

最後になりますけれども、スラグ問題についてお尋ねをします。

大同特殊鋼渋川工場より出荷されました、基準値を上回る箇所について、早い撤去が必要ではないかということを出してありますけれども、この問題は去る8月24日、渋川市にある処分場で地下水が汚染され、環境基準の8倍を超える六価クロム、フッ素が検出されたこと、県の調査で明らかになったということが報道されました。

心配されているのは、榛東村に設置されておりますソフトバンク関連会社、SBエナジーの太陽光発電、メガソーラー設置場所は、環境基準を上回るフッ素が検出されていることは事実として公表されております。渋川市の処分場にあるものも、メガソーラー敷地にあるものも同一のものと思われております。これまで各場所で地下水汚染はないので大丈夫だというふうに言ってきました。しかし、その地下水汚染がいよいよはっきりしてきたという以上、吉岡町の船尾の水源が汚染されてくる心配が現実のものになってくるのではないかというふうに私は思います。ですから、メガソーラーのところの早い撤去も今待たれているのかなというふうに思いますので、汚染されてから手を打ったのでは間に合いません。やはり早い時期に手を打つべきだ。そして、これまであそこの八幡山グラウンドのところも、地下水は汚染されていない、だから大丈夫と言っていますけれども、汚染されるはずのなかったところが渋川でも汚染をされ始めております。そういう意味におきましても、ぜひともこの問題は看過できない問題でありますので何とかしてほしい。町長にご尽力いただきたい。

それと、もう1点でありますけれども、八幡山駐車場の舗装整備は完了したようであります。この駐車場にあった鉄鋼スラグは、法律上、廃棄物処理法に基づいて適正に処分場に持っていかれて処分されたかどうか。これは当然マニフェストがあつて、これを使った

ものは間違いなく産業廃棄物ですから処分場、これも遮断型ですよ、遮断型処理場に行っているかということ、まずはこれも確認しておきます。

それと、吉岡町にほかにもスラグが入っているところがありますけれども、町が記しました資料の中で17カ所あった。1カ所はああいう形で処理しましたけれども、残った部分については、今後どのような形で処理していくのか、これについてお尋ねをするものがあります。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） この件につきましては再三、議員のほうから指摘を受けております。議員が思っていることと私たち町が思っていることも、私は同様だと思っております。前からいわゆるそういったことで、町民に安心・安全のために努力はしますということは、今も変わりはありません。

時間もちょっとなくなってきましたので、今の各課の様子を言わせていただいて答弁にさせてもらってもよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）それでは、各課の担当にそれぞれ答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 環境を担当している町民生活課としては、榛東のメガソーラーの設置場所のスラグ問題についてですが、先月も大同特殊鋼の担当者と協議を実施しまして、その問題の状況等の進捗状況、そういったことを確認しているところでございます。また、吉岡町の水源に影響を及ぼさないように、将来にわたって適切な対応をするように協議をしているところであります。

今後も、これにつきましては引き続き協議を重ねていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（馬場周二君） 飯嶋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言〕

教育委員会事務局長（飯嶋由紀夫君） 南下古墳公園駐車場舗装工事につきまして説明します。

工期は5月22日から8月31日でありまして、工事が順調に進み、工期内に完了しまして、8月30日に町の完了検査を無事に終え、竣工となりました。

なお、掘削した残土処分についてですが、残土処分量は108.8立米をフレコンバッグに入れ、産業廃棄物収集運搬業許可業者の専用車で、長野県小諸市の中間処理場において処理をした後、富山県富山市の最終処分場において適正に最終処分されております。

なお、確認方法につきましては、産業廃棄物管理票で確認しております。以上です。

議 長（馬場周二君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 大同特殊鋼からの吉岡町に対しまして要望書を提出したということをご報告したところでございますが、その結果、異常が検出された3カ所について、大同特殊鋼から、今後掘り返す場合においては費用を負担するという旨の回答を得たところでございます。

具体、個別なところにつきましては、開発事業や工事の進捗状況等によりまして、個別に請求を行ってまいるということになっております。その後につきまして、ほかの場所については、今後また検討を詰めてまいりたいと考えております。以上です。

議 長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 上下水道課関連では、環境基準値を超えた1カ所については具体的に必要が生じた時点で協議をした上、費用負担するとの回答であり、合意を得たと考えております。

今後、該当箇所を掘り起こすなどの工事が懸念されることから、撤去費用負担の手續などについて、詳細事項について詰めてまいりたいと思います。以上です。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 各担当課長から答弁したとおりなんですけれども、榛東村にあるメガソーラー、あの件につきましては、榛東村に物があるということではなく、吉岡町の水源地ということで、再三申し上げているとおり……

議 長（馬場周二君） 小池春雄議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の予定していた一般質問は終了いたしました。

散 会

議 長（馬場周二君） 本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後2時01分散会

平成29年第3回吉岡町議会定例会会議録第3号

平成29年9月15日（金曜日）

議事日程 第3号

平成29年9月15日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告
(総務・文教厚生・産業建設 3 常任委員長報告)
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 2 議案第31号 吉岡町個人情報保護条例及び吉岡町情報公開条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 3 議案第32号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第33号 吉岡町地域福祉交流施設の設置及び管理に関する条例の制定
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第34号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 6 委員会議案審査報告（予算決算常任委員長報告）
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 7 認定第 1号 平成28年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第 8 認定第 2号 平成28年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第 9 認定第 3号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第10 認定第 4号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第11 認定第 5号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)

- 日程第12 認定第 6号 平成28年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定
について
(討論・表決)
- 日程第13 認定第 7号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第14 認定第 8号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
(討論・表決)
- 日程第15 認定第 9号 平成28年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
(討論・表決)
- 日程第16 議案第35号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算(第2号)
(討論・表決)
- 日程第17 議案第36号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・表決)
- 日程第18 議案第37号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・表決)
- 日程第19 議案第38号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
(討論・表決)
- 日程第20 議案第39号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・表決)
- 日程第21 議案第40号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
(討論・表決)
- 日程第22 議案第41号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
(討論・表決)
- 日程第23 議案第42号 平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)
(討論・表決)
- 日程第24 委員会陳情審査報告(総務常任委員長報告)
(委員長報告・報告に対する質疑)
- 日程第25 陳情第 3号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情
(討論・表決)
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第27 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第28 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 2 9 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 3 0 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 3 1 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 3 2 議会議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	小池春雄君
15番	岸祐次君	16番	馬場周二君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小淵莊作君
財務課長	小林康弘君	町民生活課長	福島良一君
産業建設課長	高田栄二君	会計課長	大澤弘幸君
上下水道課長	笹沢邦男君	教育委員会事務局長	飯嶋由紀夫君

事務局職員出席者

事務局長 中島 繁 主 事 田中美帆

開 議

午前9時30分開議

議長（馬場周二君） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

これより、本日の会議を開きます。

お手元に配付してあります議事日程（第3号）により会議を進めます。

日程第1 委員会議案審査報告（総務・文教厚生・産業建設 3 常任委員長報告）

議長（馬場周二君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。

各常任委員会に付託した議案の審査報告ですが、議事日程第2から第23までの付託した議案について報告願います。

なお、予算決算常任委員会の委員長報告は議事日程第6で行い、また、総務常任委員会に付託した陳情審査報告は議事日程第24で行います。

最初に、総務常任委員会岩崎委員長、報告願います。

〔総務常任委員会委員長 岩崎信幸君登壇〕

総務常任委員長（岩崎信幸君） 11番岩崎です。総務常任委員会の議案審査報告を行います。

総務常任委員会では、9月1日、本会議において議長より付託されました議案3件、認定1件、陳情1件について、9月1日月曜日、午前9時30分より委員会室において、委員全員、議長、執行側から町長、副町長、事務局長、所管課長、室長の出席のもと審査いたしましたので、結果を報告します。

議案第31号 吉岡町個人情報保護条例及び吉岡町情報公開条例の一部を改正する条例は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び情報の公開に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。審査の結果、採決では原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第32号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に能率給を加えるものです。採決では原案適正と認め、全会一致可決であります。

認定第6号 平成28年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、適正と認め、全会一致認定であります。

議案第35号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ6億6,116万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億5,635万円とするものです。歳入歳出事項別明細書の款の順に審査を行いました。

主な質疑としては、歳入では、14款国庫支出金5目土木費国庫補助金、南下防災公園事業補助金1,000円は何かの問いに、国の内示による調整額であるとの答弁でした。

歳出では、2款総務費5目財産管理費15節役場西駐車場整備工事1,944万円の内容の説明の問いには、現駐車場西2段で年額平米500円の賃貸料で60台から70台分の整備となるとの答えでした。4款衛生費4目健康増進費13節健康情報システム改修委託料216万円の内容説明では、総合健診に伴い、健診時に受診シールを配布する費用であるとの答えでした。7款商工費2目観光費19節花と緑のぐんまづくり協議会負担金では、負担金700万円の内訳は、また花の調達方法との質疑には、500万円は協議会への負担金、130万円は県の園芸協会への委託金で、70万円はプレイベントの準備金である。苗2万株は農林大学校などに任せてある。小学生、自治会、ボランティア協会などに植栽の協力をお願いしてあるとの答弁でした。同じく7款3目商工業振興費13節企業誘致調査研究委託料400万円では、駒寄スマートインター西22ヘクタールを県企業局の指導のもとに基礎資料を策定するための調査研究費である。8款土木費1目都市計画総務費13節水利施設管理整備基本計画基礎調査業務委託料300万円の調査業務の内容では、豪雨により流入量がふえる昨今の現状から鑑み、道路側溝農業用水路に対し対策を検討しており、特に200平米ある居住エリアを重点に調査を行うとの答弁でした。10款教育費4目文化センター費15節文化センターホールエントランス東側自動ドア設置工事972万円の事業内容については、ふるさとキラキラフェスティバルに向けて、隣接するふれあい公園をつなぐ玄関として、ガラスのところを自動ドアで出入りするための工事であるとの答えでありました。以上。審査の結果、採決では原案適正と認め、全会一致可決であります。

以上、報告いたします。

議長（馬場周二君） 岩崎委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

岩崎委員長、自席にお戻りください。ありがとうございます。

続きまして、文教厚生常任委員会飯島委員長に報告願います。

〔文教厚生常任委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

文教厚生常任委員長（飯島 衛君） 10番飯島です。それでは、文教厚生常任委員会の議案審査報告を行います。

審査は、9月12日火曜日9時30分より、委員会室において、委員全員と議長、執行側より町長、副町長、教育長、局長、関係課長、室長の参加の中、議長より付託されまし

た認定4件、議案6件について審査しましたので、審査の結果を報告いたします。

認定第2号 平成28年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定については、未納者についての質疑がありました。小学校、中学校あわせて39人とのことでした。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で認定です。

議案第36号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）については、平成28年度決算確定により補正するもので、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

認定第4号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、今後の県での運営や不納欠損24人についての質疑がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で認定です。

認定第7号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、要介護認定者770人や介護保険料第1号被保険者数4,452人の確認、介護認定審査委員などに質疑がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で認定です。

認定第8号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、収入未済、滞納12人について質疑がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で認定です。

議案第33号 吉岡町地域福祉交流施設の設置及び管理に関する条例の制定については、認知症カフェの設置ということで、社会福祉協議会と協力して行うとのことでした。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第34号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例については、地域包括ケアシステムの強化のためとのこと、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第38号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、平成28年度決算確定により繰越金を補正するもので、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第40号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、平成28年度決算確定により繰越金を補正するもので、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第41号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については、平成28年度決算確定により繰越金を補正するもので、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

以上、報告といたします。

議長（馬場周二君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

飯島委員長、自席にお戻りください。ありがとうございます。

続きまして、産業建設常任委員会平形委員長、報告願います。

〔産業建設常任委員会委員長 平形 薫君登壇〕

産業建設常任委員長（平形 薫君） 12番平形です。産業建設常任委員会の審査報告を行います。

産業建設常任委員会では、9月1日の本会議において議長より付託されました認定3件、議案3件につきまして、9月13日水曜日午前9時半から、委員会室において、委員全員、議長、執行側より町長、副町長及び関係課長、室長の出席のもと、審査をいたしましたので、報告いたします。

初めに、認定第3号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

工事等の状況では、当該年度は全体計画、事業計画の見直し及び変更・認可の申請を行い、認可を受けたとのこと。受益者負担金の滞納繰越分については、収納率の向上に努めるとのこと。また、水道水と井戸水などを併用している方の下水道へのつなぎ込みや使用料負担の状況について、調査を進めるとのことでした。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で認定でした。

次に、認定第5号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。当該年度中、炭化処理施設は稼働せず、今後の稼働は未定とのことでした。また、処理施設運転管理業務や管路調査の委託は指名競争入札によるとのことでした。なお、機能診断調査業務を終え、最適整備構想が本年9月中に終える見通しとのことでした。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で認定でした。

次に、認定第9号 平成28年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について報告いたします。資本金収入の補助金については、防衛省の補助事業を活用しながら、老朽管敷設工事をし、石綿管の更新を進めるとのことでした。当年度の純利益は、経常利益と同額の1,172万3,026円であり、剰余金処分案はこの利益を建設改良積立金に積み立て、繰越利益剰余金としないものであり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で認定でした。

次に、議案第37号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、220万4,000円の追加補正であり、歳入の主なものは国庫補助金の増額補正で、これにより歳入歳出相殺による一般会計繰入金を減額補正するものです。歳出の主なものは、再任用を伴う4月の人事異動による人件費の減額補正であります。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

次に、議案第39号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入では一般会計繰入金を401万5,000円増額補正し、歳出の主なものは、再任用を伴う4月の人事異動による人件費の増額を補正するものです。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

最後に、議案第42号 平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）については、職員数に変動はないものの、人事異動による職員給与費を195万7,000円減額補正するものです。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

以上、報告といたします。

議 長（馬場周二君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

平形委員長、大変ご苦労さまでした。

日程第2 議案第31号 吉岡町個人情報保護条例及び吉岡町情報公開条例の一部を改正する条例

議 長（馬場周二君） 日程第2、議案第31号 吉岡町個人情報保護条例及び吉岡町情報公開条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号 吉岡町個人情報保護条例及び吉岡町情報公開条例の一部を改正する条例を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第3 議案第32号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議 長（馬場周二君） 日程第3、議案第32号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第32号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第4 議案第33号 吉岡町地域福祉交流施設の設置及び管理に関する条例の制定

議長（馬場周二君） 日程第4、議案第33号 吉岡町地域福祉交流施設の設置及び管理に関する条例の制定を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第33号 吉岡町地域福祉交流施設の設置及び管理に関する条例の制定を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

したがって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第34号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第5、議案第34号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第34号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

議長（馬場周二君） 起立多数です。

したがって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 委員会議案審査報告（予算決算常任委員長報告）

議長（馬場周二君） 日程第6、予算決算常任委員会の議案審査報告を議題とします。

委員長報告を求めます。予算決算常任委員会小池委員長、お願いします。

[予算決算常任委員会委員長 小池春雄君登壇]

予算決算常任委員長（小池春雄君） それでは報告します。

予算決算常任委員会委員長報告。

去る9月1日、当委員会に付託されました平成28年度吉岡町歳入歳出決算の認定について、委員全員と議長、委員外出席3名、執行側より町長、副町長、教育長、関係課長、係長の出席を求め、9月4日から6日まで審査を行いました。

4日は、一般会計の歳入、5日、6日は歳出と3日間慎重に各目ごとに細かく審査をいたしました。

主だった質疑では、歳入で、特に町税の滞納繰り越し、不納欠損、歳入未済、たばこ税の推移、入湯税の推移などへの質問がありました。分担金及び負担金では、児童福祉費負担金で延長保育と保育士確保への実態に関する質問がありました。使用料及び手数料では、町営住宅に関する入居、空き室状況についての質問がありました。諸収入では、延滞金計数で1,042件との報告がありました。

歳出では、議会費の共済費、議員給付費負担金、議会広報費入札実態、総務費の一般管理費では、一般管理費の委託料、第3次行政大綱策定業務、財産管理費で公共施設等総合管理策定業務、企画費では、高校生等通学支援補助金、温泉事業費、温泉施設改修工事、民生費では老人福祉費、ひとり暮らし老人緊急通報業務委託、シルバー人材センター補助運営、衛生費では、環境衛生費、浄化槽設置事業、消防費では、災害対策費、防災倉庫備蓄食料、教育費では教育費、大樹町子ども交流事業、図書館費で図書購入などに対する質疑がありました。今回は、町に対する要望は協議の結果行わないこととし、採決の結果、賛成多数により認定・可決されました。

以上、報告を終わります。

議長（馬場周二君） 委員長報告が終わりました。

これから質疑に移ります。

委員長報告に対し、審査の経過と結果に対する質疑を許可します。質疑ありますか。

[「なし」の声あり]

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
委員長、ご苦労さまでした。

日程第7 認定第1号 平成28年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（馬場周二君） 日程第7、認定第1号 平成28年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。
これから認定第1号を採決します。この採決は起立によって行います。
本案に対する委員長の報告は認定です。
認定第1号 平成28年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。
したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第8 認定第2号 平成28年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（馬場周二君） 日程第8、認定第2号 平成28年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。
これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。
お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定です。
認定第2号 平成28年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。
したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第9 認定第3号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定 について

議長（馬場周二君） 日程第9、認定第3号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

日程第10 認定第4号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 認定について

議長（馬場周二君） 日程第10、認定第4号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

小池議員。

〔14番 小池春雄君登壇〕

14番（小池春雄君） ただいま上程をされております認定第4号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

国民健康保険制度は、会社等で働く正規労働者ではない農林水産業を専業としている方々や自営業者、短期間の派遣やアルバイトで働く皆さん、そして休職者や退職者が加入する国の医療制度です。

本町の保険税では、1人当たり年約9万9,000円です。国民健康保険は、低所得者が多く、払いたくても払えない状況がふえております。以前は市町村の50%は国の補助金で賄っていましたが、現在では25%と半分に減らされています。厚生労働省の報告でも、長引く不況の中、現在の国保加入者4人のうち3人は非正規労働者か年金生活者や無職の方たちです。加入者の平均年収は1991年で260万円から2010年では145万円に落ち込んでいます。

このように、国保税負担は収入に対して重くのしかかっております。他の自治体が行っ

ているように、一般会計からの繰り入れによって値下げは十分可能と考えます。

以上の理由から反対討論といたします。

議 長（馬場周二君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（馬場周二君） 起立多数です。

したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第11 認定第5号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（馬場周二君） 日程第11、認定第5号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第12 認定第6号 平成28年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（馬場周二君） 日程第12、認定第6号 平成28年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号 平成28年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

したがって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第13 認定第7号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（馬場周二君） 日程第13、認定第7号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第7号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第14 認定第8号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（馬場周二君） 日程第14、認定第8号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第8号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

したがって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第15 認定第9号 平成28年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議長（馬場周二君） 日程第15、認定第9号 平成28年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第9号 平成28年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第9号は委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

日程第16 議案第35号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）

議長（馬場周二君） 日程第16、議案第35号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第35号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第36号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

議長（馬場周二君） 日程第17、議案第36号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第36号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第37号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（馬場周二君） 日程第18、議案第37号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第37号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第38号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議長（馬場周二君） 日程第19、議案第38号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第38号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第39号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議 長（馬場周二君） 日程第20、議案第39号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第39号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第40号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議 長（馬場周二君） 日程第21、議案第40号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第40号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第41号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第2号)

議長（馬場周二君） 日程第22、議案第41号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第41号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第42号 平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（馬場周二君） 日程第23、議案第42号 平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第42号 平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24 委員会陳情審査報告（総務常任委員会報告）

議長（馬場周二君） 日程第24、委員会陳情審査報告を議題とします。

委員長報告を認めます。総務常任委員会岩崎委員長、お願いします。

〔総務常任委員会委員長 岩崎信幸君登壇〕

総務常任委員長（岩崎信幸君） 11番岩崎です。総務常任委員会の議案審査報告を行います。

総務常任委員会では、先ほど報告しました補正予算などに引き続き、陳情1件について審査いたしました結果を報告します。

陳情第3号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情については、群馬県は平成26年度から導入された「ぐんま緑の県民税」が施行されております。県内市町村の動向を見て判断しなければならないこともあります。審査の結果、採決では全会一致不採択であります。

以上、報告いたします。

議長（馬場周二君） 委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

岩崎委員長、ご苦労さまでした。

日程第25 陳情第3号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情

議長（馬場周二君） 日程第25、陳情第3号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情を議題とします。

これより討論を行います。一言つけ加えます。総務常任委員会の採決の結果は委員長報告により不採択でありましたので、これから行う討論は、陳情第3号に対し最初に賛成討論、続いて反対討論の順で発言を許可します。

この陳情に対する賛成者の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 次に、陳情反対者の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情に対し、委員長の報告は不採択です。

陳情第3号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情を採択とすることに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立少数です。

したがって、陳情第3号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情

は、不採択することに決定しました。

日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（馬場周二君） 日程第26、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第71条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認め、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第27 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第28 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第29 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第30 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第31 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（馬場周二君） 日程第27、28、29、30、31、各常任委員会の閉会中の継続調査について、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題にし、採決はそれぞれ分離して行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。よって一括議題としました。

各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算決算常任委員長、議会広報常任委員長から、所管の事務のうち、吉岡町議会会議規則第71条の規定によりお手元に配付した所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

これからこの申し出5件を分離して採決します。

まず、総務常任委員長からの申し出についてお諮りします。

総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、文教厚生常任委員長からの申し出についてお諮りします。

文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、産業建設常任委員長からの申し出についてお諮りします。

産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、予算決算常任委員長からの申し出についてお諮りします。

予算決算常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員長からの申し出についてお諮りします。

議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第32 議会議員の派遣について

議長（馬場周二君） 日程第32、議会議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。お手元に配付してあるとおり、議員研修のため議会議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議会議員を派遣することに決しました。

町長挨拶

議長（馬場周二君） これで本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、平成29年第3回定例会の日程を全て終了しました。

閉会の前に、町長の挨拶の申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 閉会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

議会開会時にはぐずついた天気が続いていましたが、まだまだ残暑が盛り返す日もあるかと思われましたが、朝晩めっきり涼しく、季節は確実に変わっている感じがしております。特にこれから台風の接近や大雨の災害が心配される時期でもあります。天気予報によりますと、この週末は台風18号が接近をするようでもあります。防災対策には一層気を引き締めて臨んでいかなければとも思っております。

さて、本会議におきましては、上程いたしました報告、議案、認定、同意、諮問の全てを認定・可決・同意をいただきまして、まことにありがとうございました。心より感謝と御礼を申し上げます。

平成28年度の決算認定を踏まえ、もう一度今年度の事業の進捗状況をしっかりと把握をし、さらには来年度の予算編成の準備に取りかからなければならないと思っております。これからも吉岡町が成長し続けるように、効果的な行財政運営に取り組んでいきたいと思っております。

秋にはいろいろな行事が開催されます。何かと多忙な季節でもあります。今後とも議員の格段のご協力とご理解をお願い申し上げます。どうか皆様方におかれましては、健康には十分留意をしていただき、ますますのご活躍をいただきますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての挨拶にさせていただければありがたいと思っております。

大変お世話さまになりました。ありがとうございました。

閉会

議長（馬場周二君） 以上をもちまして、平成29年第3回吉岡町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午前10時25分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 馬 場 周 二

吉岡町議会議員 金 谷 康 弘

吉岡町議会議員 五 十 嵐 善 一